

人口増強興亞の基

# 人口問題研究

第二卷 第八號

昭和十六年八月刊行

研究  
德川時代全國人口の再吟味……………關山直太郎（一）

資料

多産に關する二、三の統計的觀察……………横田年（二）  
事變下に於ける我が國勞働人口構成の變動……………雪山慶正（三）

紹介

ベヴァリッジ著「戰時經濟統制の經驗」(河野)……………（三七）

彙報

厚生省官制中改正と人口局の創設——貸家組合法施行期日の件公布——保健婦規則並に  
私立保健婦學校保健婦講習所指定規則等の公布——朝鮮住宅營團令の公布——優良多子  
家庭子女に對する育英費の給付——厚生省豫防局の官公私立癩療養所收容患者異動調  
（昭和十六年六月分）——保險院に於ける健康保險制度擴充の計畫——文部省體育局の昭  
和十四年度大學高等專門學校身體檢査統計の發表——農林省の昭和十六年度麥作付面積  
及豫想收穫高の發表——第四回人口問題全國協議會報告書「人口・民族・國土」及「國民資  
質・國民生活」の刊行——一九三九年獨逸國勢調査の細目集計の發表——ボヘミア及モラ  
ビア兩獨逸保護領の一九四〇年人口動態

文獻

邦文人口問題關係文獻（一五）

厚生省

人口問題研究所

# 人口問題研究

## 第二卷 第八號

### 研究

#### 徳川時代全國人口の再吟味

關山直太郎

#### 一、緒言

過去の事實や現象に就て、後世から明確なる觀念を導き出し、真相を穿ち知ることは甚だ困難である。殊に之を説明すべき資料が不完全であるか、缺如してゐる場合には、尙更然りて、稍、深く考察せんとすれば、忽ち疑義百出し、殆ど之を解決するの途がなくなる。

徳川時代の全國人口に關しては、從來諸學者に依つて色々探索研究された結果、其事實も相當解明されたかに見ゆる。少くとも一般には、明治前半期の學者に依つて紹介され、或は研究發表された成果が、其儘通用して居り、宛も確固不動の通説となつたかの觀がある。然し一步突き進んで問

徳川時代全國人口の再吟味

題を考へて見ようとすると、忽ち吾々は曖昧模糊の中に陥らざるを得ない場合が少なくない。之は云ふ迄もなく、第一には幕府の公的記録が概して缺如し、或は缺如してゐない迄も不完全であるからに外ならぬ。若し幕府側の正史、記録、例へば「徳川實紀」などに、享保以後六年毎に行はれたといふ全國人口調査の顛末経緯、即ち調査の動機、方針、方法竝に其結果等が正確且詳密に記載してあれば、吾々は何らの苦勞なくして、容易に其真相を知り得るであらう(註)。又假令正史として編纂されてゐなくとも、其公記録が遺漏なく保存されてゐるならば、例へば明治以後新政府に引繼がれ、現在帝國圖書館に保管されてゐる「舊幕府引繼書類」の中にでも、之が残存してゐるならば、吾々は之を利用することによつて、やはり其間の事情を解明することが出来よう。然し此事は現在の所不幸にして共に満たされてゐないし、又將來をういふものが見つけ出されるといふ希望は乏しいであらう。

#### (註)

「徳川實紀」には勿論右に關する記載が全然ない譯ではないが、假令あつても其の編纂が遙か後世になされた關係上、不完全であり、又誤謬も少なくない。勝海舟が明治二十二年に、大藏省の依頼をうけて編纂した「吹塵録」(明治二十三年一月上梓)は概して幕府側の公的記録に依つたものと考へられ、従て夫だけ信憑性が高いものであるが、全國人口に關する記述及統計は最も多く輯められて居り、現在吾々が利用し得る最上のものである。然し之を以てしても十分で

ないのは云ふ迄もない。明治十年代大藏省で編纂した「徳川幕府理財會要」は、主として幕府の勘定所の記録を利用したものであるが、人口に關する記載は甚だ乏しい。僅にあるものも、疑問の餘地が存する。

右の様な状態であるから、徳川時代の人口を研究するに就ては、早速幾多の疑問に遭遇するのである。今之に關する若干の疑と、未熟な私見とを述べて廣く世の識者の教を受け度い。

## 二、全國人口調査の動機に對する疑

徳川時代の全國人口調査が、八代將軍吉宗の時代の享保六年に、始めて爲されたのは周知の通りであるが、其實施の動機に就ては二三の説がある。井原儀氏は、荻生徂徠の建議を採用して、詳に歳費の出納を計算せんがためとなし、<sup>(1)</sup>ドロツパース氏は、當時窮乏を告げつゝあつた幕府の財政を整理せんがためと解した。<sup>(2)</sup>兩氏の説が如何なる根據に基づくかは判然しないが、其の當らないのは内田銀藏博士や本庄榮治郎博士の云はるゝ通りである。<sup>(3)</sup>然し内田博士が主張し、本庄博士が贊せられた『廣く施政の參考に供するため』といふ動機論は、自ら認めらるゝ様に餘りに空漠に失し、肯綮に中る説明と云ひ難い感がある。從て茲に其動機に關する疑問が生ずるのである。

それに就て一考されるのは、全國人口調査の濫觴とも云ふべき享保六年の布令の文句である。即ち同年六月(二十一日)の布令には、<sup>(4)</sup>

『諸國領地之村々、田畑町歩、郡切に書記、并百姓町人社人男女僧尼等、其外之者に至る迄、人數都合領分限に書付、可被差出候』(下略)

とあるが、之に依れば、第一回の調査は田畑の面積調査が主であつて、人口調査は寧ろ從であると、見られないことはない。或は少くとも兩者は並行して調査されたもの、換言すれば必ずしも人口調査だけが行はれたので

はないといふことは確かである。周知の通り將軍吉宗は所謂中興の英主で、財政經濟方面にも色々革新を施してゐるが、就中耕地の再檢を實行したのは著名である。此檢地の動機は、幕府(及諸藩の)財政窮乏打開策、即ち租税の増徴策と關聯して考へられなければならないが、(直接之を理由として居る居ないは別として)此事は既に享保初年から計畫されたのであらう。

### (註)

吉宗が將軍職に就いて(享保元年)間もなく、老中等を招いて諸國の收納高を問ひ、又現在府庫の米金を問ふたに對して、答へ得る者がなく、吉宗を苦笑せしめたといふから、彼は此頃から土地の再檢、其他財政經濟の革新を決心したものであらう。

之が著々實行に移されて、享保十一年には有名な新「檢地條目」が制定されたのである。而して享保六年の人口調査は、此土地の再檢と關聯し、或は之を動機として行はれたのではあるまいか。人口と土地とは、當時の税制上に於ては勿論、實生活に於ても、又觀念上に於ても不可分の關係にあるのであるから、吉宗が土地の再檢を計畫するに就て、人口状態を知らんと欲したのは、極めて理由のあることと考へられる。而して享保十一年の布令には、<sup>(5)</sup>『此度は田畑町歩被書出候に不及』として、單に『人數計書付け』て出せばよいとしたのは、蓋し前述の如く、享保十一年には新「檢地條目」が實施され、爾後新法に依る丈量の結果が續々別に作成されてきたと考へられるので、享保六年の場合の様に、土地と人口との兩者を並記せしむる必要がなくなつたのであると解したい。而して享保六年の人口調査の結果は相當の成功を示し、嘗に吉宗の個人的興味を満足せしめたのみではなく(小宮山綏介氏後掲論文に依れば、享保十七年に吉宗が十萬石以上の大名

十家に對して過去七八十年以來の人口を書上げしめたのは、過去數回の調査に依り人口が回を逐ふて増加するのに對して興味を感じた結果といふ、幕府の施政上にも何らかの參考となり、殊に諸藩の社會的經濟的實力をも知り得るに至つたので、爾後王朝時代の「子午造籍」の古制に倣つて、六年毎に之を反復するに至つたのであらう。但し田畑の町歩、或は石高の再檢再調は、短期間には異動も少く、其必要もない上に、人心に及ぼす影響も少なくないので、人口調査のやうに定期に行ふことがなかつた（土地の再檢ではないが、其後全國的に石高を調査したのは百有餘年を経た天保年間である）。

### 三、享保八年の全國人口調査說に對する疑

『徳川實紀』享保八年三月晦日の條には、<sup>(6)</sup>

『去し丑の年のごとく、諸國の戸口たゞさるゝにより、農商社人僧尼等まで、くはしく記して呈すべし。田畝の町歩はしるすに及ばず云々』

と記して、宛も此年全国人口の調査を行つたものの如くなしてゐる。本庄博士は、『是れ果して享保六年の如く舊簿によりて人口數を驗出せしめしものなりや、又は享保十一年の如く、特に人口調査をなすべき事を命じたるものなりや、未だ明かでない』とし、『たゞ子午兩年に人口數を報告せしめんとする制度は、この時既に定まれるもの如くである』とされてゐる。<sup>(7)</sup>但し同博士も「日本社會事彙」(三版)下卷二二五頁に掲ぐる、享保八年の全國人口擬定數一七、四三三、六五二人に就ては、享保六年及十一年の計數に比較して、大差があるといふ理由で之を斥けてゐられる。

然し此享保八年の全國人口調査は實際に行はれたのであらうか。私は疑問とするよりも寧ろ之を否定したい。「徳川實紀」は此記事の後に、『日記享保通鑑』と記してゐるが、之は云ふ迄もなく其引用書である。仍て試に

「享保通鑑」を繕いて見るに、果して享保八年三月晦日の條に左の記事(と云ふよりも幕府の布令)が載つてゐる。<sup>(8)</sup>

『去丑年被仰出候通、諸國領地之百姓町人社人男女僧尼等、其外之者共迄不殘今年相改、惣人數改帳に書記し、領分限りに可差出候、此儀者田畑町歩被書出不及候、人數計り書付、當四月より霜月迄之内、勝手次第可被差出候、尤何月改、何歳已上認と申譯書加へ可被申候、且又武家方之奉公人又者等は被書出候に不及候事

一、向後は相觸候不及、子年と午年今年之通、可被心得候事

右之趣萬石已上老中若年寄中支配江可被相觸候。若難心得候は、猶又御勘定所江可承合候。自今至其年右之通書出候様可被相達候。勿論子午年と有之は今年より、七年、目之事に候。御料は御代官より御勘定所江、私領は頭支配江書付出候様に可被相達候、以上。』

此文面は、「徳川禁令考」等に見ゆる享保十一年二月の布令と全く同文である(僅にある文字の相違は書寫の誤に外ならない)。而して右の布令が享保八年のものでないことは、其年が「子年」でも、「午年」でもなかつたのは勿論、同年より七年目も決して「子年」や「午年」でないことから判明する(享保十一年が即ち「午年」に當り、爾後六年毎に、即ち子午の年に全國人口を調査しようといふのである)。即ち右布令は「享保通鑑」に於て、偶然にも享保八年の場所に衍入したのであつて、之が無批判に「徳川實紀」に引用され、延いて八年調査説を生ずるに至つたものと考へられる。讀者或は云ふかも知れない。引用書に外に「日記」とあるのは、幕府の公日記なるべく、然らば享保八年説は確固たる根據があるではないかと。然し此「日記」の引用は、此日(享保八年三月晦日)の他の出來事、例へば「三縁山有章院殿靈廟に松平右京大輔輝貞代參す」等々のことなるべく、人口調査は右「享保通

鑑」から引用したものと断じて差支へない。然らば此年全国人口調査が行はれたと爲す説は之を否定しなければならぬ。

#### 四、調査範圍及調査客體に對する疑

當時の人口調査の範圍及方法を規定するものとしては、前記享保六年及同十一年の布令があるが、此外尙寛延三年・天明六年及文化元年の布令も存する。<sup>(9)</sup>後三者は略、同文であるが、前二者より稍、詳しい。其他の同次のものは今明かでないが、大體同じものと考へられる。此等に依つて略、調査の輪廓を窺ふことが出来るが、然し吟味してみると、茲にも疑問の餘地は多々存する。今寛延三年の布令を試みに掲げよう。

一、諸國人數之儀、御料は御代官、私領は領主より去る子年（文化元年は「午年」となる）之通當年（文化元年は「子年」となる）相改、春中より十一月迄（天明六年及文化元年には「十二月迄」となる）書付差出相揃、同十二月（天明六年及文化元年には相揃以下六字欠）集之、一冊に成候事。

一、男女人數十五歳（天明六年には「五歳」となる）迄之内、領主より相改候格例を以、改出候に付、年齢不同も有之候事。

一、御朱印地、除地之寺社領人數も諸國人數之内に籠り候事。

一、江戸、駿府（天明六年には駿河とあれども誤りなるべし）、京、大坂、奈良、堺、伏見、大津、長崎等之町家（屋）地子免許之場所、并諸國城下町地子免許之地之人數も勿論人數に不漏事。

一、向後も不及相觸候、子年と午年に前々之通相改差出候積之事。

一、武家方奉公人并又者は諸國人數之内相除候事。

右に依れば、徳川時代の全國人口調査は御料即ち幕府直轄領（代官支配地）、私領即ち大名旗本領を調査の地的對象としてゐることは勿論として、

其他社寺領及江戸、京、大阪始め九個の幕府直轄都市（奉行支配地）も其範圍内であつたことは、疑を容れない。

然し以上に規定してゐない皇室御料及皇族公卿領の人口は、果してどうであつたらうか。前記幕府の諸布令は云ふ迄もなく諸大名旗本等に對して發せられたものであつて、直接に朝廷及公卿方に對しても效力を有したものではなかつたと解せられる。若し皇室直轄領及公卿領等に對しても同様の調査を實行せんとするならば、之に對しては別に交渉がなされてゐなければなるまい。其の有無は寡聞にして私は知らないが、もし其事がなかつたとすれば、皇室御料、皇族御領及公卿領の人民は、徳川時代の全國人口より除外されたと考へなければならぬ。もし之が包含されてゐると解するならば、之を立證するの責任があらう。私の疑問とする所以である。

次に身分關係で除外された者は、右規定に依れば武士及其家從に限られてゐるが、前記の理由から當然朝臣、公卿家臣等も除外されたに相違ない。然るに通説は、此外當時身分的に賤視されて常民に伍せられなかつた一部の社會群も亦除外されたとなしてゐる。之は恐らく條規が調査客體を『百姓町人社人男女僮尼』と列擧して居り、此一部の身分の者が其中には入つてゐないから、斯かる見解を生じたのであらう。然し果してさうであらうか。規定には成程右の者達が列擧されてゐるが、之に續き、『其外之者に至る迄』（享保六年）、又『其外之者共迄不殘今年相改』（享保十一年）と斷つてあり、而して『其外之者』とは呼稱は何とあれ問題の××非人等に外ならないから、此等が加算されたと解するの餘地が十分にあらう（勿論此等の中には無籍者が多かつたであらうから、其ために除外された例は多からう。然し無籍脱籍のため除外されたのは必ずしも此等に限らない）。當時村々の「宗門改帳」、「人別改帳」には勿論一般に××等も記載されてゐる

し、又役所へも届けられてゐた。のみならず明治元年以後新政府が諸藩に命じて領内人口を申告せしめた時も、調査方法は従前と大體異ならなかつたに拘らず、之は算入されてゐるのである。もし右××非人が除外されたとするならば、之亦舉證の責任があるのではないかと私は考へる。

更に又年齢階級に依る除外である。布令の條規を觀察するに、之には三通りの場合がある。即ち享保六年及十一年の規定では單に『何月改何歳以上認め云々』と註釋を付けて書出せばよかつたので、之は年齢に制限なく各藩の自由であつたらう。然るに寛延三年及文化元年の規定では、『男女人數十五歳迄之内』は領主の方針で採否自由となつて居り、更に天明六年の規定では之が『五歳迄之内』となつてゐる。天明六年の分は或は『十五歳』の「十」が脱漏したのではないかと考へられるが、「吹塵錄」所載の享保十七年壬子十一月改の全國人口には『五歳以上人別』と明記してあるから、強ち「五歳」説も無視できない。此享保十七年の人口は編者海舟の註に依れば、石川壯次郎より得たものであるが、同人は幕末頃「勘定組頭」の役に在つた者である。(11) 従て之は同人保有の公文書か或は其抄録類に出所を持つものであらうから、比較的信用に値しようが、其「五歳以上」畫一説は當時の狀態、殊に其前後の調査に鑑みて、遽に信じ難い。恐らく天明六年と同様『五歳未満採否自由』を五歳以上採用と誤り解したのでないだらうか。石川は幕末の士で享保時代とは大分隔つてゐるから、此誤がないとは云へぬ。海舟も右に關しては疑問を抱いてゐるが、私も疑問なきを得ぬ。右の如く解しても尙年齢制限に就ては少くとも三通りあつたわけである(他の回次は判明しないが、此三種の外ではあるまい)。もしさうだとすれば、假令調査範圍や調査客體は各回共通としても、年齢制限が各回異なる以上、徳川時代の全國人口として今日傳はる數字を、漫然比較して前後の増減、時

代的趨勢を云爲しても、殆ど無意味に近いと云はざるを得ない。然し又翻つて考ふるに、諸藩等は幕府の布令に従て、每次其調査の方針を變へたものであらうが。調査に當り年齢階級を或年は十五歳以上とし、或年は五歳以上とすることは、技術上爾く簡單なものではない。恐らく各藩は幕府の認めた『領主に而相改候格例』を以て、適當に集計提出したものであらう。さもなければ、徳川時代後半期百二三十年に亙り、毎回の調査人口は或程度異動した筈である。之が大體に於て大なる異動を生じなかつたのは、其調査方法が略、一貫したためであるべく、換言すれば、徳川時代後半期の人口が全體的に見て殆ど靜止狀態を呈したといふ結論を可能ならしむる所以であらう。但し此結論に對しては、私は後述の如く若干の疑問をもつものである。

##### 五、文化十三年人口並に文政十一年人口に對する疑

享保六年以後、嚴密に云へば享保十一年以後、六年毎に反復された全國人口調査の結果に就ては、古く西山文叔の「官中秘策」に數回分(延享元年、寛延三年、寶曆六年分)を傳へてゐたが、明治になつてからは、横山由清、小宮山綏介、井上瑞枝氏等諸學者の探索研究により更に若干回を追補し得た。而も此間既述の如く勝安房編纂の「吹塵錄」が公刊され、更に舊時大藏省で編纂した「徳川理財會要」も大正年間に發行され、又昭和年代に入つて瀧本博士編纂の「日本經濟大典」第四十八卷に「天明寛政人數帳」が收容せらるゝに及び、更に補足し且つ從來誤傳へられたものを訂正するの便が與へられた。然るに世上には尙明治二三十年代小宮山氏や「吹塵錄」によつて提供されたものが無條件に採用され、自ら通説を形作つてゐるかの如く見ゆるのは、學界の進歩上甚だ遺憾である。勿論此等の諸書が提供する全國人口は、或は幕府の公的記録に其出所を持つと覺しきものと共に、其

出所の疑はしきものもあり、又調査條規を始め國別、男女別人口を詳く掲ぐるものがあるに對して、或年調査人口の末尾に附掲される前回調査との差引増減に依り、前回分を算出したものもある。從て其間自ら史的價値の高下があるべく、一概に斷定することは不可であるが、少くとも誤謬の明白なるものは之を斥け、疑問の餘地あるものは之を檢討し、餘地なきものには正しき位置を與へなければならぬ。

即ち私が茲に最も疑問の餘地があり、檢討の必要があると考へるのは、通説に示さるゝ前後十八回（例へば本庄博士の列擧さるゝ享保六年頃、同十一年、同十七年、延享元年、寛延三年、寶曆六年、同十二年、明和五年、安永三年、同九年、天明六年、寛政四年、同十年、文化元年、同十三年、文政十一年、天保五年、弘化三年）の人口中、文化元年、同十三年及文政十一年の人口である。問題は右三年分に過ぎないが、其正否の決定がなされるれば其前後の回次の人口にも影響が及ぶのである。勿論外にも疑ふべきものは存するが（端數が切捨てゝあるのを、元來のラウンドナンバーと解して合計したため、或は傳寫の誤のため等に依る男女別、國別合計の不一致等は姑く問題の外に措くも）、現在の所遺憾乍ら十分之を吟味する材料を有しない。

先づ文化元年及同十三年の人口に就て疑問を述べよう。小宮山綏介氏は明治二十一年「如蘭社話」<sup>(14)</sup>に「近世人口ノ蕃殖」と題する論文を發表され、其中で文化元年及同十三年の人口を左の如く紹介された。

文化元年 二五、五一七、七二九人  
文化十三年 二五、六二一、九五七人

之は其後明治三十六年に發行された「國史論纂」中の「近代の人口並人口と天時との關係」にも掲げられてゐるが、共に何等其出典は示されてゐな

い。然し之が後本庄博士に依つて採用さるゝ所となり、延いて世上一般にも通用してゐるかの如くである。

然るに私が探索した所に依ると、文化元年の人口二五、五一七、七二九人は、明治十六年細川廣世編の「形勢總覽」<sup>(16)</sup>に掲ぐる文化十三年（編者の註によると、表紙に「舊幕府大目付神保佐渡守」、「勘定奉行石川左近將監」の署名ある山）の諸國人口合計と全く等しく、更に文化十三年の人口二五、六二一、九五七人は、之より先明治十二年横山由清氏が「學藝志林」第五卷に發表された「本朝古來戸口考」中の文化元年の男女別合計人口に之亦全然同じものである。而して横山氏の説に依れば、右數字も亦表紙に「神保佐渡守」、「石川左近將監」の署名ある「諸國人數帳」に出所を持つのだと云ふ。又明治二十三年に出版された「吹塵録」には「文化元甲子年諸國人數帳」として、其折の調査條規（前に掲ぐ）と國別の石高、男女別及合計人口を掲げてゐるが、其男女別及合計數は横山氏紹介のもの之亦全く同一である。而も之には同じく神保佐渡守と石川左近將監の署名があるから、横山氏が見られたのと恐らく其オリヂナルを同じくするものであらう。斯くして人口二五、六二一、九五七人は文化十三年説と、文化元年説とがあるわけであるが、更に之に對して寛政四年説が存在する。即ち昭和年代に入つて發表された瀧本誠一博士の「日本經濟大史」第四十八卷に收載する「天明寛政人數帳」には、天明六年の人口と同時に（「吹塵録」には天明六年分は總人口のみを掲げてゐるが、之には國別、男女別並に石高が載つて居り、從來未紹介のものである）、年號日附を缺くが、「吹塵録」所載の「文化元甲子年諸國人數調」と内容全く同じきものが載つて居る。而して瀧本博士は之を寛政四年のものに擬してゐられるので、全然同一人口に對して三通りの説が存するのである。「吹塵録」には「文化甲子」とあり、「甲子」は云ふ迄もなく文化元

年に當るが、之だけでは勿論證明にならぬ。然るに「吹塵録」にも、「天明寛政人數帳」にも、將又横山氏が引用されたものにも、調査條規の冒頭に「大目付神保佐渡守」（「天明寛政人數帳」には神尾佐渡守とあるが、神保の誤記であらう）及「御勘定奉行石川左近將監」の署名がある。此署名者を疑つたり抹殺したりする必要はないから之に信を置くとすれば、石川左近將監（忠房）は寛政九年八月二十七日から文化三年十二月十五日迄勘定奉行に、又神保佐渡守（長光）は同じく寛政十二年五月六日から文化十三年（月日缺）まで大目付に在職したのであるから、寛政四年にも又文化十三年にも兩者は在職してゐないことは明瞭である。従て此二五、六二一、九五七人は之を文化元年のものと斷定しなければならぬ。もしさうすると、小宮山氏が充てられた文化元年人口二五、五一七、七二九人は之を抹殺すべきか、或は他の回次に充つべきだらうか。「形勢總覽」の註する所に従て、之を文化十三年に充つれば最も穩當の様であるが、實はさうでない。蓋し「形勢總覽」に就て、其國別人口を一々點檢するに、之は前記文化元年の諸國人口と符節を合する如く一致する。只一致しないものが數箇國あるが（志摩國三七、八七五が三三、八七五となり、下總國四七八、七二二人が四七八、一二人となり、丹後國一四七、四〇三人が一四七、八〇五人となり、又但馬國の一六七、五四九人が十萬を脱落して六七、五四九人となり、其他端數が異なつてゐるものが多少ある）、之は傳寫の誤りに外ならざるべく、而して「形勢總覽」の編者は此誤の儘を集計して、前記合計二五、五一七、七二九人を得たのである。之が文化十三年のものでないことは、假に其署名を無視しても、其内容から見て疑問の餘地がない。小宮山氏がどうして右と同計數のものを文化元年に當てられたか不明であるが（強て忖度すれば、小宮山氏よりも先に發表された、横山氏及「形勢總覽」の計數を採用するに

當り、年次を取違へて「文化元年」とすべき横山氏の數字を「十三年」に、「十三年」に充つべき「形勢總覽」の數字を「元年」に充てたものではあるまいか）、其錯誤であることは疑を容れないから、我々は今潔く之を捨てなければならぬ。

次に文政十一年の人口である。小宮山氏は前記論文中、同年の人口としてやはり出所を明にせずして、二七、二〇一、四〇〇人を充てられた。然るに「徳川理財會要」には、文政十一年の人口として惣人員二千二十萬四百人、内計男一千四百六十萬七千三百三十六人、女一千三百四萬六千六百六十四人ト爲ス（傍書は筆者、原文の儘男女を合計すると二七、六〇一、四〇〇人となり、訂正の分を合計すると二七、二〇一、四〇〇人となる）と記してゐる。更に又井上瑞枝氏は嘗て「大日本國古來人口考」（明治三十七年統計學雜誌第二一三號—第二一七號）、の中で「嘉永六年丑、臘月調閱國總人別寄帳寫を引用し、之を嘉永五年十二月調の全國人口と看做して、左の如く發表された。

男

女

合計

一四、一六〇、七三六人 一三、〇四〇、六六四人 二七、二〇一、四〇〇人  
 （外に國別人口をも掲げてあるが省略する）

「理財會要」は合計數に疑があるが、之は誤に相違ないから、結局三者何れも同一の人口を問題にしなから、其充つべき年を異にしてゐるのである。小宮山氏の引く所は不明であるが、其計數の同一なる所から見て、井上氏が一説として引く「文恭公實錄」ではあるまいか。（註）「理財會要」は「帳會記」に由ることを示し、井上氏は前記の如くである。

（註）

「續徳川實紀」中の「文恭院實紀」中の文政十一年の條には之を發見することを



得ない。恐らく之とは別の寫本類であらうか。何れにしても其出所が不明なのは遺憾である。

此井上氏が引用した「關國總人別寄帳寫」は原資料ではあるまいが、やはり公的記録の寫本であらう。又「帳會記」も恐らく舊幕府勘定所の書類であらうから、兩者の資料價値は何れが高いか輒く決し難い。然し茲に疑念があるのは、「理財會要」の編纂者は年代を誤つて之を引用したのではないかと云ふことである。といふのは、右文政十一年と前回即ち六年前の調査分と比較するに際し、前回は「同五年甲午」としてゐるが、「甲午」は天保五年に當るのである。此「甲午」を信頼して之を天保五年と解すれば、此「文政十一年戊子」は誤で「天保十一年庚子」でなければならぬ。而して同書には這回と前回との人口差は、後に述ぶる様に五九九、二九〇人であるから、天保五年人口は二七、二〇一、四〇〇人から五九九、二九〇人を差引した二六、六〇二、一一〇人であるべきである。然るに小宮山氏が天保五年人口として掲ぐるのは二七、〇六三、九〇七人であつて、之と大差が存する（尤も小宮山氏の天保五年人口もやはり出所不明で十分に信頼することを得ないが）。逆に「文政十一年戊子」が正しいとすれば、其の六年前は「文政五年壬午」であるべきである。從來文政五年の人口は何人に依ても紹介されたことがないが、もし右の假定が正しいならば、吾々は前掲數字から差引して、新に文政五年の人口を得たこととなる。

翻て井上氏の嘉永五年説を採るとすれば、此年は「壬子」であるから、其六年前は弘化三年「丙午」に當たる。所が「理財會要」には男一四、六〇〇、七三六<sup>二六〇カ</sup>人、女一三、〇四〇、六六四人は、前回に比して男は一〇三、四七五人を減じ、女は七〇二、七六五人を増し。差引五九九、二九〇人を増加したと記してゐること前記の如くである。此増減高は井上氏の引用する「關國總

人別寄帳寫」の紙尾に附載するといふ前回分（之を井上氏は弘化三年に充てらる）との差額五九九、二九〇人（井上氏は男女内譯を掲げず）と符節を合せた如く一致する。然らば恐らく「關國總人別寄帳寫」と「理財會要」に引く「帳會記」とは其オリヂナルを同じくするものなるべく、從て吾々は井上氏の考證を信頼して、二七、二〇一、四〇〇人を嘉永五年の人口と看做して一應差支へない様である。然し問題は更にある。即ち井上氏は嘉永五年の前掲人口より過不足を加減して、其六年前の弘化三年人口を二六、六〇二、一一〇人（筆者が内譯を計算すれば男一四、二六四、二二一人、女一二、三三七、八九九人）として居られるが、他方「吹塵錄」には儼乎として「弘化三丙午年諸國人數帳」を收載して居り、其總人口は次の如くなつて、井上氏の弘化三年人口と大差がある。

男

女

計

一三、八五四、〇四三人 一三、〇五三、五八二人 二六、九〇七、六二五人

斯くの如く一を採れば他に支吾し、他を立つれば之に矛盾する状態で、結局今の所、私は之を斷定する十分の根據を有せぬ。唯強ひて之を考ふれば、小宮山氏及「理財會要」に倣つて文政十一年説を採れば、文化元年と文政十一年との間僅か二十四年の間に百六十萬の大増加となり、之は當時の状態では信じ難いことであるから、寧ろ井上氏の「嘉永六丑、臘月、關國總人別寄帳寫」の六文字に信を置いて、之を嘉永五年の人口と看做したいのである。

### 六、全國人口趨勢の再吟味

徳川時代の全國人口調査が、全部で何回行はれたか明確には判らないが、少くとも二十數回に及ぶであらう（一説には元治元年を最終としてゐるが、然らば二十三回となる）。此内結果が判明してゐるのは、年代及計

數に多少異説もあるが、之を適當に取捨すれば、大體次の十七回（享保六年調分は嚴密には同年分のものに限らないが、之をも含めて）である。今一〇〇とし、各回の指數を作成して、其趨勢を窺はう。

年 號	皇 紀	男	女	計	指 數	出 典
享保六年頃	二三八一頃			二六、〇六五、四二五	九八・一八	小宮山綏介氏説
〃 一	二三八六			二六、五四八、九九八	一〇〇・〇〇	吹塵録
〃 一七	二三九二	一四、四〇七、一〇七	一二、五一四、七〇九	二六、九二一、八一六	一〇一・四〇	吹塵録
延 享 元	二四〇四			二六、一五三、四五〇	九八・五一	官中祕策
寛 延 三	二四一〇	一三、八一八、六五四	一二、〇九九、一七六	二五、九一七、八三〇	九七・六二	官中祕策、吹塵録
寶 曆 六	二四一六	一三、八三三、三一	一二、二二八、九一九	二六、〇六一、八三〇	九八・一七	官中祕策
〃 一	二四二二	一三、七八五、四〇〇	一二、一三六、〇五八	二五、九二一、四五八	九七・六四	吹塵録
明 和 五	二四二八			二六、二五二、〇五七	九八・八八	吹塵録
安 永 三	二四三四			二五、九九〇、四五	九七・九〇	吹塵録
〃 九	二四四〇			二六、〇一〇、六〇〇	九七・九七	吹塵録
天 明 六	二四四六			二五、〇八六、四六六	九四・四九	吹塵録、天明寛政入數帳
寛 政 四	二四五二			二四、八九一、四四一	九三・七六	吹塵録
〃 一〇	二四五八			二五、四七一、〇三三	九五・九四	吹塵録
文 化 元	二四六四	一三、四二七、二四九	一二、一九四、七〇八	二五、六二一、九五七	九六・五一	吹塵録、天明寛政入數帳
天 保 五	二四九四			二七、〇六三、九〇七	一〇一・九四	小宮山綏介氏説
弘 化 三	二五〇六	一三、八五四、〇四三	一三、〇五三、五八二	二六、九〇七、六二五	一〇一・三五	吹塵録
嘉 永 五	二五二二	一四、一六〇、七三六	一三、〇四〇、〇六四	二七、二〇一、四〇〇	一〇二・四六	井上瑞枝氏所引關國總入數寄帳寫

備考 一、小宮山氏の説は出所が明かでないが、姑く之を掲ぐる。  
二、指數は本庄博士のものと多少異なるものがある。

以上の人口は既述の通り國民の全部を網羅したものではない。如何程の實數が除外されてゐるかは、從來諸説があるが、恐らく三百萬を降ることにはあるまい。然し今之を考慮外に措き、又調査は大體毎回同様の方針及方法の下になされたと假定して、前記指數につき觀察しよう。

斯かる前提の下に前後を通觀してみると、前後百二十三年の間殆んど増

加の跡なく、寧ろ中頃は減少し、幕末になつて始めて増加の傾向を示してゐることを知るのである。其停滞性に就ては、屢々起つた天災凶荒に原づく飢饉や、或は疫癘に因る死亡者が多數に上つたこと、農民等の生活が一般的に窮乏を極めた結果、人口制限が廣汎に行はれたためであると説かれてゐる。前者の自然的原因を別とすれば、要するに當時の封建社會が一般的

に既に發展性を失つてゐたといふことに、基本的な理由を求め得るであらう。

然し此停滞性は、各地方一様であつたか、或は地方によつて多少とも差異があつたのであらうか。試みに前記調査の結果中、國別人口が知られる寛延三年以後六回分につき觀察してみよう。而して地域の分け方は、國別は餘りに繁雜であるし、又舊海道別は充分に地域的類型性を現はしてゐないと認めらるゝから、茲には明治以後の慣例に従つて左の十區に分けて見る。

一、近畿地方(山城、大和、河内、和泉、攝津、近江、丹波、丹後、但馬、播磨、紀伊、淡路の十二國)

二、東海地方(伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、伊豆の八國)

三、關東地方(相模、武藏、安房、上總、下總、常陸、上野、下野の八國)

一、實 數

地 域	寛延三年	天明六年	文化元年	天保五年	弘化三年	嘉永五年	明治五年
近畿地方	四、四四八、八〇一	四、四二〇、七九一	四、三三六、九三四	四、四七〇、六九二	四、三六六、四五六	四、五三一、四五〇	四、六五八、二四七
東海地方	二、三三七、八〇三	二、三〇七、九四九	二、三四〇、九二九	二、四七四、五九一	二、四八三、二六五	二、四七六、〇二四	二、八六四、一四一
關東地方	五、〇四七、三五六	四、三七五、七三六	四、二九五、六八四	四、一七一、三八八	四、四三八、四七八	四、三四三、八七二	五、一七三、九五九
東北地方	二、六八二、三八九	二、三六八、六四一	二、四七三、〇九七	二、六三一、四三八	二、五二〇、三三三	二、六二六、〇二一	三、四八五、九三五
東山地方	一、六〇三、二六二	一、六六三、三三三	一、六九四、一六八	一、八二七、五八一	一、七七四、四四六	一、八八九、四一八	二、〇三八、四五七
北陸地方	二、一六〇、五四一	二、一〇八、三八七	二、三〇七、七四五	二、六四〇、八三四	二、五三四、四七七	二、五九八、二一九	三、二九九、五五一
山陰地方	七三九、一四三	七八七、六四七	八四四、二五三	九三三、三〇九	八七七、九九四	九一三、七一一	九八五、一八四
山陽地方	二、〇三七、五八二	二、一三九、九五八	二、二二三、五〇九	二、四六四、六二四	二、四三三、七九九	二、四二五、二一七	二、八九六、〇七四
四國地方	一、五六二、二八三	一、六六一、五〇一	一、七六〇、五二六	一、九三二、八四九	一、九四三、一四六	一、八九六、九四八	二、四四六、二四三
九州地方	三、一六五、三七〇	三、三二六、二五五	三、二九九、六九七	三、四四九、七三二	三、四六八、〇四五	三、四二二、二七四	四、九七二、五七六

備考、北海道及琉球を除く。

四、東北地方(陸奥、出羽の二國、即ち後の陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後(の五國))

五、東山地方(美濃、飛驒、信濃、甲斐の四國)

六、北陸地方(若狭、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡の七國)

七、山陰地方(因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐の五國)

八、山陽地方(美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門の七國)

九、四國地方(阿波、讃岐、伊豫、土佐の四國)

一〇、九州地方(筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩、壹岐、對馬の十一國)

今其實數及寛延三年を一〇〇とせる指數を表出すれば左の如くである。(試みに對照上明治五年調を附掲する)。

二、指 數

地 域	寛延三年	天明六年	文化元年	天保五年	弘化三年	嘉永五年	明治五年
近畿地方	一〇〇・〇〇	九九・三七	九七・四九	一〇〇・四九	九八・一五	七九・三八	一〇四・七一
東海地方	一〇〇・〇〇	九七・二三	九八・六二	一〇四・二五	一〇四・六一	一〇四・三一	一一〇・六六
關東地方	一〇〇・〇〇	八六・六九	八五・一一	八二・六五	八七・九四	八六・〇六	一〇二・五一
東北地方	一〇〇・〇〇	八八・三〇	九二・二〇	九八・一〇	九三・九六	九七・九〇	一二九・九六
東山地方	一〇〇・〇〇	一〇三・七五	一〇六・五七	一一三・九九	一一〇・六八	一一七・八五	一二七・一四
北陸地方	一〇〇・〇〇	九七・五九	一〇六・八一	一一三・二三	一一七・三一	一二〇・二六	一五二・七二
山陰地方	一〇〇・〇〇	一〇六・五六	一一四・二二	一二六・二七	一一八・七九	一二三・六二	一三三・二九
山陽地方	一〇〇・〇〇	一〇五・〇二	一一〇・九・一二	一二〇・九六	一一九・四五	一二九・〇二	一四二・一三
四國地方	一〇〇・〇〇	一〇六・三五	一一二・六九	一二三・七二	一二四・三八	一二一・四二	一五六・五八
九州地方	一〇〇・〇〇	一〇一・九二	一〇四・二四	一〇八・九八	一〇九・五六	一〇八・一二	一五七・〇九

右の結果は、徳川時代後半期には全国的に人口が停頓或は減退したといふ通説を、多少訂正するか、少くとも説明の方法を變ふる必要があるかに察せられる。即ち近畿地方、關東地方及東北地方に於ては、成程減退或は停頓の状態を呈してゐるが、他の七地方、即ち全國の大部分に於ては盡く遞増してゐるのである。而して全國總人口に於て前後殆ど増減を示さないのは、前記三地方、就中關東、近畿兩地方の減退ぶりが顯著であるからに外ならない。當時から耕地も多く開け、農業も進歩して居つたのみならず、他の諸地方よりも商工業も盛んであり、従て都市も發達してゐた此地方、換言すれば他の地方よりも多少とも近代化し、従て又人口収容力に於ても勝つてゐたと考へられる此兩地方が、却て人口の減退を示してゐるのは頗る理解し難い。天災飢饉疫病の被害を、此地方が餘計蒙つたとは考へられないし、又墮胎・陰殺の風習が特に盛であつたとも思はれない。況んや又幕末に江戸・大阪等の大都市から所謂「人返」が行はれた結果とも考へる

ことを得ない（「人返」が行はれたとしても、それはやはり關東・近畿區の中へ消化されたに相違ないからである）。然し更に之を吟味するに、近畿地方は嘉永五年が激減してゐるのを除けば、他は減少といつても極めて輕微である。況んや又國別人口を觀察すると、絶対に減少してゐるのは山城及攝津の兩國のみで、河内、和泉、近江は毎次殆ど徑庭なく、他の七國は總て増加してゐるのである。之に反して關東地方は、率に於て高下があるが、八國共殆ど例外なく毎回減少を示してゐる。特に上總、下總、常陸、上野、下野の五國の減少振りは激甚である。

斯かる兩地方の減退停頓、殊に京都、大阪の大都を其中に持つ山城、攝津、江戸の大都をもつ武藏其他關東の諸國が人口を減退してゐるのは、如何に之を解釋すべきか、私は遽に答ふことを得ない。此等の諸國の人口が實際に於て爾く激減したとは考へられないから、假に其表面上の數字が減少した理由を察すれば、（一）當初（寛延三年）の調査は比較的正確であつ

たが、時代を経るに従て調査が形式的に墮し、脱漏多き不正確のものとなつたのではないか、(二)調査の方針方法が前後一貫せず、従前除外しなかつた身分の者或は年齢階級を後代には除外するに至つたのではないか、(三)當初の調査が不完全で特に市街地の人口が重複して過大に計算されて居つたのが、回を逐ふて正確に近づいたのではないか、との三つの場合、或はそれらが混合した場合が想像されるのである。何れにしても關東、近畿兩地方が、表面の計數通り絶對的な減少をなしたとは考ふることを得ない。勿論反對に増加したと云ふ根據もないのであるから、畢竟するに兩地方もやはり停滞靜止的であつたと云はざるを得まい。

之に反して他の七地方は概して毎次増加を示してゐる。然し先にも述べた通り關東、近畿地方に比し、社會的にも經濟的にも恵まれてゐないと見らるゝ此等の地方が、前記兩地方に反して増加してゐることは、之亦諒解し難い(其理由を、此地方に於ては封建社會が尙それ程行詰つてゐなかつたのだといつたり、天災飢饉が少く、比年農作物が豊穰であつたためであると云つてしまへば、それまでであるが)。思ふに此地方の人口が表面に現はれた通りの増加率を示したとは考へられないから、再び憶斷すれば、此地方の人口調査は、近畿、關東とは反對に、當初甚しく不完全で脱漏が多かつたのが、回を逐うて稍、正確に近づき、脱漏が少くなつたのではあるまいか。試に嘉永五年と明治五年(此間二十年)を比較して見るに、其増加率は他の三地方に比して非常に大である。兩回の平均的な差は二割位であるべきだが、地方によつては五割以上、甚しきは十割以上も増加した國が存するが、之は云ふ迄もなく徳川幕府の人口調査が幕末に至つても、地方によつては尙甚だ不完全であつたことを示すものである。然し之も畢竟假設であつて、表面の計數通りでなくても、實際上此等の七地方は、多少

とも回を逐うて人口は増加して行つたのかも知れぬ。然らば徳川時代後半期の人口は、全國的には靜止停滞したといひ得ても、之を更に分析して見れば、停頓したのは關東、近畿、東北地方に限られて、他の七地方は多少と増加したのであるといふことが出来よう。

更に細く之を各地方國別に吟味すると一層其趨勢を明かにすることが出来るかも知れぬが、餘りに煩瑣であるから、茲には姑く觸れないこととする(乞ふ左の附表を参照せられたい)。

要之、當時の人口が全國民を網羅してゐない以上、又假に網羅してゐなくても調査の方針及方法が一貫して居ればそれも可能であるが、それすら十分判明しない以上、時代的の趨勢、地域的の類型を適確に把握説明することは不可能である。

- (1) 「徳川時代通史」四五三頁
- (2) Droppers, G. The Population of Japan in the Tokugawa Period. 1894. p. 262.
- (3) 本庄榮次郎博士「人口及人口問題」二二頁
- (4) (5) 「徳川禁令考」第六帙
- (6) 「國史大系」第四十五卷二九九頁
- (7) 本庄博士「經濟史研究」(初版一〇三頁)及「人口及人口問題」三四頁
- (8) 「未刊隨筆百種」第十七卷一九二頁
- (9) 「吹塵錄」上(海舟全集)第三卷一四二頁以下、「日本經濟大典」第四十八卷一六九頁以下
- (10) 前掲一四三頁
- (11) 同上、七頁「吹塵錄」寄稿者紹介欄
- (12) 同上、一四一頁
- (13) 「官中秘策」の刊本は寡聞にして知らないが、其人口の部に就ては、明治十二年四月出版の「學藝叢談」五編に土岐孝氏が、淺草文庫を底本とし、黒川眞頼氏本を參考して詳しく紹介してある。

- (14) 同誌、第七卷
- (15) 同書八一四—八二六頁
- (16) 同書一三〇頁
- (17) 同書一七四頁

- (18) 「日本經濟大典」第四十八卷解説
- (19) 「日本經濟史辭典」一五九頁及三〇七頁
- (20) 「日本經濟大典」第五十四卷三九二頁

附表 國別人口

國名	寛延三年	天明六年	文化元年	天保五年	弘化三年	嘉永五年	明治五年	明治五年と嘉永五年との比
山城	五二、六二六	五〇七、四八八	四六九、五一九	四八八、七二六	四五二、一四〇	四九八、二九六	四二九、〇三〇	一一六・一四
大和	三七四、〇四一	三三六、二五四	三四〇、七〇六	三六〇、〇七一	三六一、一五七	三五六、六二七	四一八、三二六	八五・二五
河内	二二一、二六六	二〇五、五八五	二一四、九四五	二三四、八二二	二二四、〇五五	二二三、七四七	二三七、六七八	九四・一四
和泉	二〇七、九五二	一九〇、七六二	二〇二、二八三	二〇七、二一一	一九七、六五六	二〇八、八八四	二〇九、一七四	九八・八六
攝津	八〇三、五九五	八〇一、二二〇	七八九、八五七	七九六、四三九	七六三、七二九	八二二、〇九〇	七二九、四四三	一一一・三三
伊賀	九一、三九二	八二、三五二	八〇、一九六	八九、二四三	九一、七七四	八七、九四九	九七、一六四	九〇・五二
伊勢	五二二、〇三七	四七八、九〇六	四七六、五〇〇	四九九、九五八	四九八、八七四	四九八、一七一	五八五、九八八	八五・〇一
志摩	三四、〇六八	三七、一八四	三七、八七五	四一、八八八	四〇、六九三	四〇、九一九	三七、四三九	一〇九・三〇
尾張	五五三、三四〇	五九五、二六四	六〇五、六八六	六四三、九七七	六五三、六七八	六四六、五五五	七二七、四三七	八八・八八
三河	四一九、二八三	四一九、三四九	四二〇、六九七	四四〇、二六四	四三一、八〇〇	四三九、六三五	四八二、九三一	九一・〇三
遠江	三三三、七四四	三三二、一〇〇	三四二、三九八	三六〇、八一八	三六三、九五九	三六一、二三六	四一四、九二八	八七・〇六
駿河	三三三、八一九	二四二、一六五	二五二、〇七二	二五三、八四八	二六六、二九〇	二七〇、七六三	三六八、五〇五	七三・四八
甲斐	三一一、一九三	一一〇、六二九	二九七、九〇三	三一八、四七四	三一〇、二七三	三九一、四九九	三六〇、〇六八	一〇八・七三
伊豆	一〇五、一一〇	三〇五、九三四	一一五、五〇五	一四四、五九五	一一五、一九七	一三〇、七九六	一四九、七四九	八七・三四
相模	三二〇、七九六	二七九、四二七	二七八、〇六八	二九四、〇〇九	三〇三、二七一	二八九、三七六	三五六、六三八	八一・一三
武蔵	一、七七一、二二四	一、六二六、九六八	一、六五四、三六八	一、七一一、〇五四	一、七七七、三七一	一、七一一、四五五	一、九四三、二一一	八八・三八
安房	一五八、四四〇	一一五、〇五二	一三二、九九三	一四四、五八一	一四三、五〇〇	一四〇、八三〇	一五四、六八三	九一・〇四
上総	四五三、四六〇	三八八、五四二	三六四、五六〇	三六四、二四〇	三六〇、七六一	三六二、四一一	四一九、九六九	八六・二九
下総	五六七、六〇三	四八三、五二六	四七八、七二一	四〇二、〇九三	五二五、〇四一	四九七、七五八	六四五、〇二九	七七・一七
常陸	六五五、五〇七	五一四、五一九	四八五、四四五	四五七、三二一	五二一、七七七	四九五、八五九	六四八、六七四	七六・四四
近江	五七五、二一六	五八三、九四〇	五三二、九六八	五一一、九四八	五四一、七三二	五四七、七二四	五七六、五六四	九五・〇〇
美濃	五三三、〇九五	五五六、一六五	五六六、三五五	六〇七、二六九	五八三、一三七	六〇九、四五九	六六〇、八九六	九二・三二

徳川時代全國人口の再吟味

飛驒	七二,三三三	七七,九三九	八一,七六八	九三,七六五	八六,三三八	九一,三八二	九八,三七八	九二,八九
信濃	六八六,六五一	七二三,二九五	七四八,一四二	八〇八,〇七三	七九四,六九八	七九七,〇七九	九一九,一一五	八六,七二
上野	五七六,〇七五	五二二,八六九	四九七,〇三四	四五二,八三〇	四二八,〇九二	四六四,二二六	五〇七,二三五	九一,五二
下野	五五四,二六一	四三四,七九七	四〇四,四九五	三四二,二六〇	三七八,六六五	三七五,九五七	四九八,五二〇	七五,四一
磐城							三四八,六〇八	
岩代							四二七,九三三	
陸前	一,八三六,一三四	一,五六三,七一九	一,六〇二,九四八	一,六九〇,五〇九	一,六〇七,八八一	一,六八〇,一〇二	五三三,六〇九	七三,二一
陸中							五一〇,五二一	
陸奥							四七三,二四四	
羽前	八四六,二五五	八〇四,九三二	八七〇,一四九	九四〇,九二九	九一二,四五二	九四五,九一九	五六〇,九八四	七九,四二
羽後							六三〇,〇三六	
若狹	七八,〇七二	七九,三三三	七八,七一五	八四,三六六	七七,一八三	八四,六七八	八五,四八七	九九,〇五
越前	三四八,〇五二	三三二,〇一九	三五四,〇三八	三九七,八二三	三五三,六七四	三八六,〇七一	四六一,〇三二	八三,七四
越後	二〇二,四二九	一九六,七三二	一九六,七二五	二二〇,四五二	二三八,二九一	二二〇,二六七	四〇三,三五七	五四,七一
能登	一五七,七六五	一三七,四二七	一六七,五三四	一九七,七〇四	一八六,九七〇	一九八,一一一	二六二,四八六	七五,四七
越中	三二二,五六二	三二七,二六五	三四五,四一九	四〇二,四一一	四〇三,一一一	四一三,八八八	六一五,六六三	六七,二三
越後	九七〇,一八五	九五四,五二四	一,〇七二,九〇四	一,二三四,九四七	一,一七二,九七三	一,一九一,九三五	一,三六八,四二八	八七,一〇
佐渡	九〇,四七六	九一,〇九七	九二,四一〇	一〇三,一三二	一〇二,二六五	一〇三,二六九	一〇三,〇九八	一〇〇,一七
丹波	二七六,三三六	二八一,三五六	二八二,四九三	二九二,八〇八	二八〇,九四七	二九一,八六九	二九五,三五九	九八,八二
丹後	一三四,四七六	一四一,一九一	一四七,四〇三	一五九,二一一	一五四,三〇八	一五七,四〇一	一六〇,九三二	九七,八一
但馬	一五六,六一三	一五八,四五五	一六七,五四九	一八四,三二三	一七三,五七三	一八一,〇五二	一八七,〇八六	九六,七七
因幡	一二五,〇八五	一二三,六二三	一二八,六四三	一三六,二〇四	一二七,七九七	一三五,九六九	一六二,八四二	八三,五〇
伯耆	一四〇,七一九	一五五,二八九	一六九,五七〇	一九一,一七五	一七七,四三〇	一八六,八一三	一九四,一五八	九六,二二
出雲	二三四,八九六	二五八,九一六	二七九,一七七	三一五,二七〇	三〇九,六〇六	三〇八,三四六	三四〇,〇四二	九〇,六八
石見	二一九,五二二	二二九,一一三	二四五,二〇三	二六四,九四八	二三六,九六三	二五七,三四九	二五九,六一一	九九,一三
隱岐	一八,九三一	二〇,七〇七	二一,六六〇	二五,七二二	二六,二〇八	二五,二三四	二八,五三一	八八,四四
播磨	五五一,三九三	六〇七,七五八	五九九,四〇一	六〇〇,七三一	五九四,五六〇	六一三,五三四	六三五,七九一	九六,五〇
美作	一七五,一六八	一五七,七四七	一五三,三九七	一六四,〇一八	一六五,四六八	一五九,八五〇	二一五,六〇二	七四,一四
備前	三二二,九八二	三二二,六二七	三二八,二七三	三一八,六四七	三一〇,五七六	三一八,七七二	三三一,八七八	九六,〇五

備中	三一九、四一〇	三一六、九〇四	三二八、四〇八	三四七、四一五	三四六、九二七	三四三、七九二	三九六、八八〇	八六・六二
備後	三〇六、八一八	三〇三、七三一	三一八、五七七	三六〇、六五九	三六〇、八三二	三五一、五九七	四五六、四六一	七七・〇三
安藝	三九六、八七八	四五四、一一二	四九九、〇八一	五七八、五一六	五五三、七〇八	五六四、二七一	六六七、七一一	八四・五一
周防	二八九、三九二	三四四、八〇〇	三五八、七六一	四三六、一九八	四三五、一八八	四二九、三二九	四九七、〇三四	八六・三八
長門	二二六、九三四	二四一、〇三七	二四七、〇二二	二五九、一七一	二六一、一〇〇	二五七、六〇七	三三〇、五〇二	七七・九四
紀伊	五〇八、一七四	五〇〇、六一一	四七七、三六一	五二〇、九〇二	四九九、八二六	五一六、四七八	六一三、九二五	八四・一三
淡路	一〇七、一一三	一〇六、一六一	一一二、四四九	一二三、五〇〇	一二二、七七三	一二三、七四八	一六四、九三九	七五・〇三
阿波	三三六、九〇五	三六九、二八〇	四二五、三〇四	四五九、二四四	四四八、二八七	四五四、一二〇	五八六、〇四六	七七・四九
讃岐	三五七、三二六	三八四、八五一	三九五、九八〇	四三二、六四八	四三三、八八〇	四二二、五〇八	五五九、七二二	七五・四九
伊豫	四九九、八六〇	五一四、七七三	五二九、八二九	五八五、六五一	五九九、九四八	五七四、八四七	七七五、九七四	七四・〇八
土佐	三六八、一九二	三九二、五九七	四〇九、四一三	四五五、三〇六	四六一、〇三一	四四五、四七三	五二四、五一一	八四・九三
筑前	三〇七、四三九	三〇七、七七八	三一二、四二〇	三三五、八〇三	三四六、九四二	三二九、八八六	四四一、一七五	七四・七七
筑後	二六〇、八七五	二七〇、四四八	二七七、五七九	三〇七、二〇六	二九九、〇四一	二九二、九一三	三九一、五三五	七四・八一
豊前	二四二、六五三	二三七、五三七	二三五、九五〇	二四七、一七六	二四九、二七四	二四三、九四九	三〇四、五七四	八〇・一〇
豊後	五一一、八八〇	四六九、六八七	四六六、一〇六	四七五、九八五	四七〇、八七五	四七四、五四〇	五六二、三一八	八四・三九
肥前	六三三、九二三	六六二、三四二	七二二、六五四	六九九、一五四	七一三、五九三	七〇一、五二七	一、〇七四、四六〇	六五・二九
肥後	六二〇、二四四	六四六、八九二	六七二、三一六	七四三、五四四	七五五、七八一	七三八、〇七八	九五三、〇三七	七七・四四
日向	二三五、四二一	二三〇、一三三	二三〇、七八三	二四五、四七六	二四七、六二一	二四三、四二二	三七六、五二七	六四・六五
大隅	一三一、六二三	一二六、〇二二	一一四、一六六	一〇三、〇九六	九九、二二二	一〇四、二二八	二五六、八二六	四〇・五八
薩摩	一九四、三二二	二三七、八八九	二三八、四九三	二四八、三六四	二四一、七九七	二五一、六四九	五四九、四四〇	四五・八〇
壹岐	二二、二〇〇	二三、三九一	二五、三六八	二七、二二五	二七、〇〇五	二七、六二四	三三、〇一〇	八三・六八
對馬	一四、八〇〇	一四、一三六	一三、八六二	一六、七二三	一六、九〇四	一四、四七八	二九、六八四	四八・七七
北海道	二一、八〇七	二六、三二〇	四五、四一七	六七、八六二	七〇、八八七	六五、〇二二	一一〇、八七三	五三・七九
總計	二五、九一七、八三〇	二五、〇八六、四六六	二五、六二一、九五七	二七、〇六三、九〇七	二六、九〇七、六二五	二七、二〇一、四〇〇	三三、一一〇、八二五	八二・一五

備考 明治五年總計には、琉球一六六、七八九人、千島四三七人、樺太二、三五八人を含む。





二七	一	一	一	一	一	四	0.04
二八	一	一	一	一	一	一	0.1
計	二九七	二九一	一七六	一〇一	三三	一三	二九一五

$M \pm m$  (平均値  $\pm$  平均誤差) =  $20.75 \pm 0.07$   $\sigma$  (標準偏差) = 2.33

年代別に分けると第一表に示す様に一九〇六年(明治三十九年)より一九二〇年(大正九年)迄に初産のあつた者が大部分を占めてゐる。

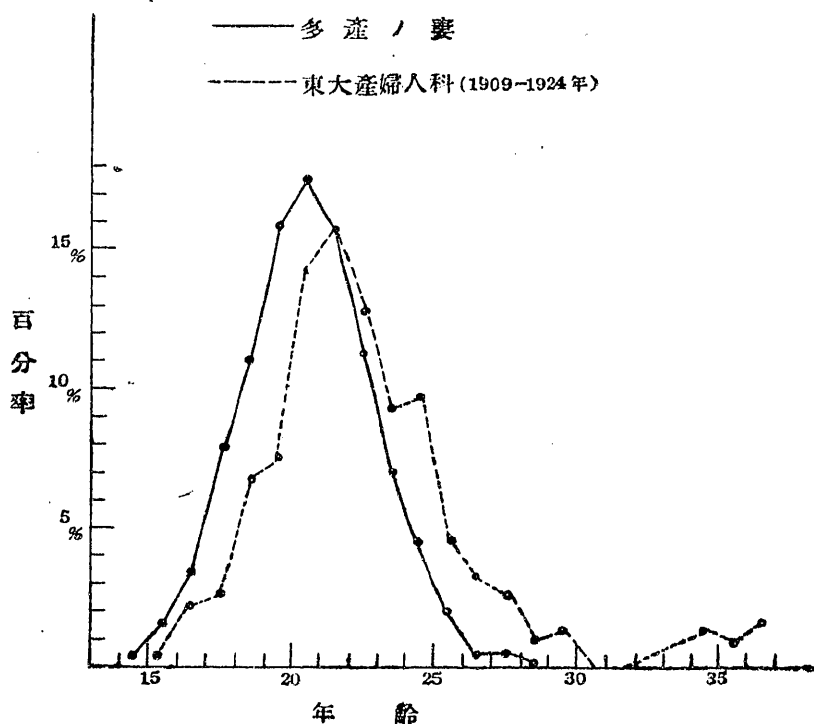
之等の多産の妻の内初産年齢の最も若い者は十四歳で、最も遅い者は二十八歳である(第二表参照)。而して二十歳(満二十歳以上二十歳未満)以下同様)最も多く一七・五%を占め、之に次で満十九歳(一五・九%)、二十歳(一五・七%)、二十二歳(一一・四%)、十八歳(一一・〇%)の順である。其の平均は二〇・七五歳即ち約二十歳九箇月である。

第三表 東京帝國大學産婦人科教室初産年齢 (年代一九〇九—一九二四)

年齢	實數	%
一五	一	〇・四
一六	五	二・二
一七	六	二・七
一八	一五	六・六
一九	一七	七・五
二〇	三二	一四・二
二一	三六	一五・九
二二	二九	一二・八
二三	二二	九・三
二四	二二	九・七
二五	一〇	四・四
二六	七	三・一
二七	六	二・七
二八	二	〇・九

多産に関する二、三の統計的觀察

第一圖 初産年齢分布比較(百分率)



計	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九
	二二七	〇・九	一・三	〇・九	〇・四	一	一	一・三
	六	二	三	二	一	一	一	三
	二二六							

$M \pm m = 22.79 \pm 0.28$   $\sigma = 4.16$

さて此の平均初産年齢を一般婦人のそれと比較して見やう。佐藤氏等は東京帝大産婦人科教室の資料により氏等の扱へる婦人の初産年齢を報告してゐるが、此の内より本調査と略、同年代と見られるもののみを特に選擇し、筆者の手許に於て計算したものが第三表である。即ち、二二六名の婦人の平均初産年齢は二二・七九歳(約二二歳九箇月)で、本調査に於ける多産者のそれは之よりも二・〇歳若い(第一圖参照)。但し前者は大學病院に於ける産婦の初産年齢であるから比較的高年初産婦の割合が多いと考へられる。従つて其の平均は一般人よりも幾分多くなつてゐると想像される。又、東京市内と神奈川縣横濱市を含む)との地域的差異も考慮に入れねばならない。

日本婦人科學會は昭和十四、十五の兩年に互り全國の産婦人科醫を動員して出産力調査を行つたが、其の報告中の各地の初産年齢を見るに、大體に於て二十歳乃至二十五歳が最多數を占めてゐる。最高率を占むる年齢を地域別に列擧すると、東京二十二歳、警察病院(東京)二十四歳、横須賀二十二歳、北海道二十歳、長崎・福岡・金澤何れも二十一歳、富山二十二歳、日立・群馬・名古屋何れも二十四歳等である。平均初産年齢が計算してない爲正確な比較を行ふことが出来ないが、神奈川縣の多産婦人は之等の報告に於ける婦人に比し(年代及地域の相違を別として)約二箇年早く産み初めてゐると推定出来る。

多産たる事の條件の一として常に擧げられる事に適齡婚乃至は早婚があるが、本調査の多産者平均初産年齢が満二十歳九箇月なる事より考へれば、多産たる爲には特別早婚なるを要しないので、満十九歳乃至二十歳の略、適齡婚の範圍に於て結婚すれば良いと思はれる。

次に之等多産者の子供の數が増加すると共に其の初産年齢が如何に變化してゐるかを見る爲に、兩者の相關係數を計算した處  $-0.25 + 0.031$  で極

輕度の逆相關が見られるが、此の程度では明確に斷定する事が出来ない。即ち十人以上の子女を有つ多産者に於ても初産年齢が若い程多くの子女を産む傾向が若干存在すると想像される。

二、多産婦人の終産年齢

之等の多産婦人の内、最終回出産時の年齢の判明せるものは八九七人あつた。最少年齡は三十三歳(此の婦人は既に十二人の子を擧げてゐる)、最高年齢は五十一歳(十四人の子を有す)、平均年齢四二・五八(約四十二歳七箇月)である(第四表参照)。此の平均年齢は調査施行當時の之等の婦人の最終回出産時年齢であるが、眞の平均終産年齢を示すものではない。

第四表 最終回出産時年齢別多産妻數

年齢	實數
三三	一
三四	一
三五	三
三六	九
三七	一六
三八	三七
三九	五六
四〇	九九
四一	一三六
四二	一三八
四三	一二六
四四	一一六
四五	七四
四六	五〇
四七	二三
四八	六

四九  
五〇  
五一  
計 八九七

$$M + m = 42.58 + 0.09 \quad \sigma = 2.55$$

何となれば之等の婦人の内には調査當時の現在年齢が本調査の最高終産年齢たる五十一歳に達せず、今後尙出産の可能性のある人が相當に存在するからである。勿論、婦人の産み得る最高年齢は五十一歳に止まらず、昭和十三年人口動態統計に據つて見ても五十二歳以上で生児を出産せる例は全國で一、六三三もあるが、其の總出産に對する割合は一萬分の九に満たないから、五十二歳以上に就ては事實上無視しても差支へないであらう。故に茲には一應調査當時の婦人の現在年齢が本調査に於ける最高終産年齢たる五十一歳より一歳多い五十二歳以上のもの三七一のみに就て觀察することとした。

第五表 出生兒數別終産年齢度數分布

年齢/女子數	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	計	%
三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・三
三七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・三
三八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・三
三九	九	二	—	—	—	—	—	—	四	二・一
四〇	二二	二	—	—	—	—	—	—	二四	三・八
四一	二二	六	—	—	—	—	—	—	三〇	八・一
四二	一四	九	—	—	—	—	—	—	二四	三・八
四三	一五	八	—	—	—	—	—	—	二四	三・八
四四	二二	八	—	—	—	—	—	—	三〇	八・一
四五	二二	九	—	—	—	—	—	—	三〇	八・一
四六	二二	九	—	—	—	—	—	—	三〇	八・一
四七	二二	九	—	—	—	—	—	—	三〇	八・一
四八	二二	九	—	—	—	—	—	—	三〇	八・一
四九	二二	九	—	—	—	—	—	—	三〇	八・一
五〇	二二	九	—	—	—	—	—	—	三〇	八・一
五一	二二	九	—	—	—	—	—	—	三〇	八・一
計	九二	七六	—	—	—	—	—	—	一六八	四三・七

多産に關する二、三の統計的觀察

四六	一三	五	二	七	二	—	—	—	—	三〇	八・一
四七	六	六	二	二	—	—	—	—	—	一六	四・三
四八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一三五	一三三	六四	四八	一五	五	—	—	—	一三七	—

$$M + m = 43.61 + 0.12 \quad \sigma = 2.36$$

此の三七一の多産婦人の内最も若く出産を終つた者は三十六歳で、最高は前記の如く五十一歳である(第五表参照)。最多數を占めるのは四十四歳(一九・一%)で、四十三歳(一五・四%)、四十二歳(一四・〇%)、四十一歳(一二・七%)が之に次いでゐる。其の平均年齢は四三・六一歳で約四十三歳七箇月である。本調査に於ける多産婦人は先づ婦人の出産能力の最高水準に到達したものと考へられるから、此の平均終産年齢は婦人の終産年齢の標準的最大限度と見る事が出来やう。

第六表 一般婦人終産年齢度數分布

(塚原氏論文ヨリ)

最終回出産時ノ婦人ノ年齢	實數	百分率
一七	三	〇・〇八
一八	二二	〇・三
一九	二四	〇・六
二〇	三四	〇・九
二一	六五	一・七
二二	六七	一・八
二三	一〇一	二・七
二四	一一六	三・一
二五	一四四	三・九
計	—	一九

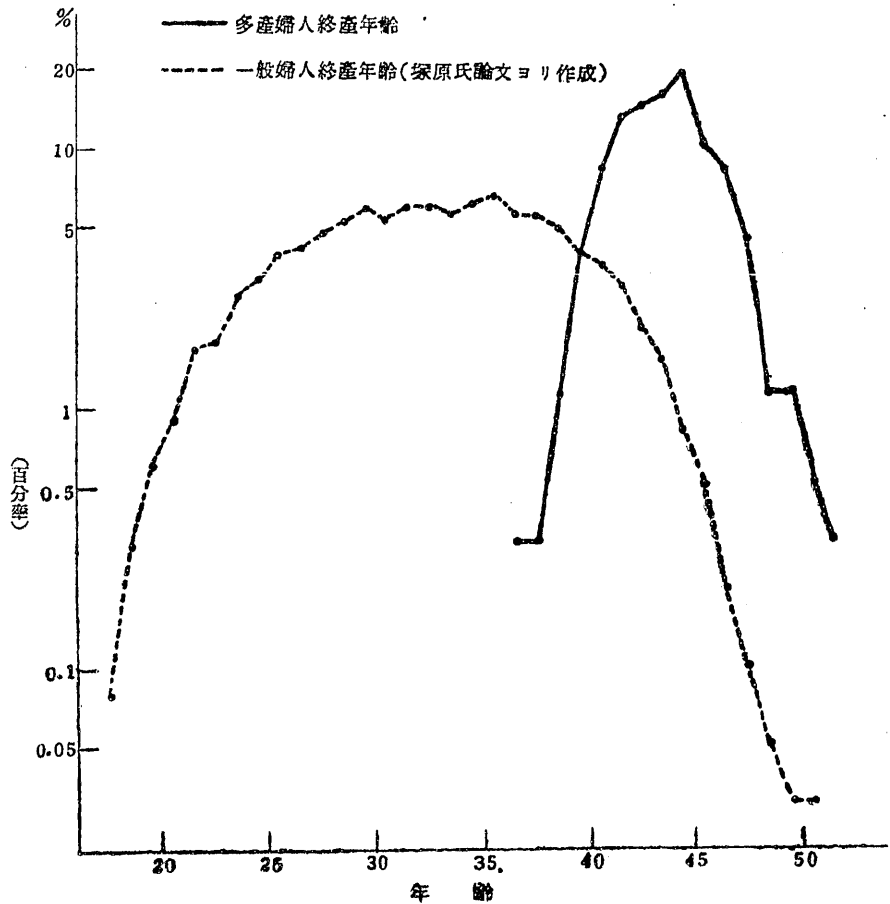
計	五	四	四	四	四	四	四	四	四	四	三	三	三	三	三	三	三	三	二	二	二	二	二		
	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八		
	一	一	二	四	八	二〇	二九	五五	七六	一一〇	一二八	一四二	一七九	一九七	二〇六	二三五	二二〇	二二〇	二二四	二二五	一九五	二二三	一九一	一七六	一五三
	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇五	〇・一	〇・二	〇・五	〇・八	一・五	二・〇	二・九	三・四	三・八	四・八	五・三	五・五	六・三	五・九	五・四	五・八	五・八	五・二	五・七	五・一	四・七	四・一

M.H.M. = 32.65 ± 0.097     r = 5.97

三・七三六

次に之等多産婦人の終産年齢を一般婦人のそれと比較する爲に塚原氏の<sup>(5)</sup>

第二圖 終産年齢分布比較(百分率)



資料を引用しやう。同氏は三、七三六名の婦人の終産年齢を調査したが(第六表)、其の年齢は最少は十七歳より最高五十歳に互つて居り、其の平均年齢(筆者計算す)は三二・六五歳(約三二歳八箇月)である。之と前記多産者の終産年齢との差は實に十一年である。第二圖は兩者の比較を半對數グラフ上に畫いたもので、著名な差異を示してゐる。即ち、當然の事ではあるが、多産たる事の第一條件は出産能力或は妊孕力の長期繼續であつて、之が爲には遺傳的に規制されたる健全なる生殖力の基礎の上に生涯生殖器

疾患に罹患せざる事と、何等かの人為的方法を以て生殖力を抑制せざる事が必要である。

次に之等多産者の子女数の増加と共に終産年齢が如何に變化するかを見る爲に兩者の相關係数を計算した處、 $+0.21 + 0.05$ で極軽度の正相關を示し、子女数が多い者の方が幾分終産年齢が遅れる傾向がある様である。

### 三、初産より終産迄の間隔

之等の婦人が十人以上の子女を産む爲に何年を要したかを見る爲に初産より終産迄の間隔を算出した。之は初産及終産の兩者共に年齢の明瞭なる三七一例に就て計算したのであるが、第七表に示す如く、最短期間十五年間、最高期間三十四年間で、最も多數を占むるのは二十三年間(一四・〇%)、

第七表 初産より終産迄の間隔

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計	%
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
22	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
23	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
24	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
25	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
26	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
27	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
28	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5

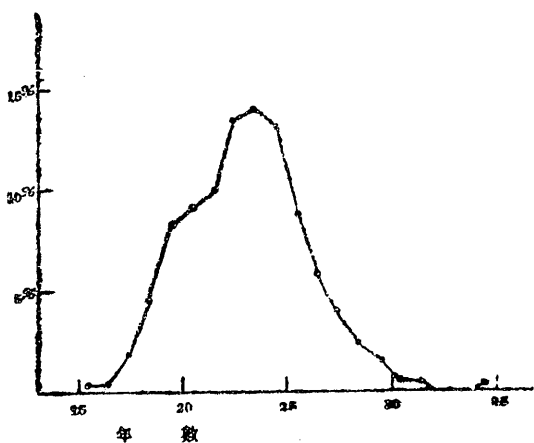
多産に関する二、三の統計的觀察

29	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
30	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
31	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
32	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
33	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
34	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0.5
計	125	123	64	48	15	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

$$M + m = 23.11 + 0.15 \quad \sigma = 2.96$$

之に次で二十二年(一三・五%)、二十四年(一三・二%)、二十一年(一〇・〇%)、二十年(九・二%)、二十五年(八・九%)、十九年(八・四%)の順である。其の平均期間は二三・一一年即ち約二十三年一箇月である。第一子を

第三圖 初産ヨリ終産迄ノ間隔(百分率)



産む爲に九箇月(妊娠月齡にして十箇月)を要せるものとし、之を前者に加へた二十三年十箇月は之等多産婦人の有效なりし平均生殖期間である。次に子女の數と「初産より終産迄の間隔」とが如何なる關係を有するかを知る爲に、兩者の關係係數を計算した處、 $+0.21 + 0.050$ で僅かながら有意の正相關を認める事が出来る。即ち、生殖能力が長期間繼續する婦人程多くの子女を産んでゐる傾向がある。

四、初産年齡と終産年齡との相關

第八表 初産年齡と終産年齡の相關表  
(妻の現在年齡滿五二歳以上)

初産年齡 終産年齡	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	Σ
36			1													1
37				1												1
38		1			1	1	1									4
39		1		4	1	2	3	2	1							14
40		1	1	7	5	5	5	1	5							30
41			4	3	9	6	5	6	6	5	2	1				47
42			2	2	4	5	5	14	8	7	3	2				52
43				1	4	7	14	7	8	6	6	3			1	57
44		1	2	4	9	6	14	16	4	8	3	3			1	71
45	1			2	2	10	10	4	4	3		1				37
46		1	2	3	2	4	2	2	4	3	4		3			30
47					2	2	1	4	3	1	2	1				16
48						3		1								4
49		1				1	1	1								4
50									2							2
51											1					1
Σ	1	8	13	32	43	59	63	53	42	29	17	6	3	1	1	371

$Y \pm mY$ (相關係數 ± 平均誤差) =  $0.21 \pm 0.050$

初産年齡が終産年齡に何等かの影響を及ぼしてゐるか否か、即ち早く産み初めた婦人が早く産み終ると云ふ様な事實が存在するか否かを知る爲に兩者の相關を調べた。第八表に示す如く相關係數 $+0.21 + 0.050$ で極く僅かの正相關である爲、明かな因果關係を認められないが、幾らか前述の如き傾向が存在してゐる様である。

五、双生兒頻度

九二二組の多産夫婦に就て双生兒出産の頻度を調べた。而して双生兒を有する夫婦は四六組あり其の内二組の双生兒を有する夫婦が四組あつた。之によると多産夫婦は双生兒を有する事が多い様に見えるが、双生兒出産の眞の頻度は之等の夫婦の總出産數に對して計算さるべきである。即ち九二二組の夫婦の總出産數は一〇・三四五で此の内双生兒は五〇組であるから、二〇六・九回に一回の割に双生兒分娩が行はれた事になる。

茲に注意を要するのは今得た頻度を直ちに一般の多産者のそれと解して良いか否かの點にある。元來双生兒は出生當時弱少なものが多く、又種々の妊娠及出産障礙を伴ひ易いから單胎の出産兒に比して死産率及死亡率(殊に乳兒死亡率)が高い。然るに今回の調査の資料となつた多産者は十人以上現存せる子女を有する者であつて、假令十人以上の子女を出産しても調査當時の生存子女が十人以下の者は資料から洩れてゐるのである。従つて双生兒を一回以上出産して十人以上の子供を産んでも之が死亡した爲に本資料に入らなかつたものが相當に存在するかも知れないのである。故に前記の頻度を以て一般の多産者に於ける双生兒頻度と解する事は不當であると思ふが、一應之を一般の出産に於ける双生兒頻度と比較して見やう。

本邦の人口動態統計に於ける双生児頻度は大體三〇〇回(6)に一回の割となつてゐる。然しながら谷口教授も言はれる如く本邦には双胎を忌み嫌ふ習慣と迷信とが相當多い爲、双生児を双生児として届出ない場合が屢、あるので實際の頻度は更に多いと考へられる。病院統計では平均一〇〇回に一回位の頻度となつてゐるが、双胎の場合は普通の出産に比し入院する機会が多いから、此の頻度は多きに過ぎる。谷口教授は本邦に於ける頻度を各種の資料から推定して一五〇回乃至二〇〇回の普通分娩に一回の割であらうと言はれてゐる。本調査に於ける頻度は二〇六・九回に一回であるから人口動態統計に於ける頻度と比較すれば稍、多いが、谷口教授の言はれる一般の頻度と比較すれば全然其の間に差異を認め得ない。即ち多産と双胎とは直接の關聯を有しない様に思はれるが、前述の如く本資料の多産者が選擇されたものである爲確言する事が出来ないのは遺憾である。今後の研究に俟つ次第である。

尙、本調査に於ける品胎は一例であつた。即ち、約一萬回の普通出産に對し一回の割であるが何分一例の事であるから之を一般の品胎出産頻度と比較するのは無理であらう。

## 六、結 論

現存せる十人以上の子女を有する神奈川縣多産婦人に就き其の初産年齢・終産年齢・初産より終産迄の間隔、双生児頻度等を調べた其の結果

(一) 平均初産年齢は二十歳九箇月で一般の婦人に比較して二年前後早く第一子を分娩するが、著しく早いとは考へられない。國民一般の出産力を増加せしめる爲には十九歳乃至二十歳の適齡婚が望ましい。

(二) 平均終産年齢は四十三歳七箇月で一般婦人よりも十一年も遅い。多産たる事の第一條件は妊孕力を長期に互り維持する事である。

## 事變下に於ける我が國勞働人口構成の變動

(三) 初産より終産迄の間隔は平均二十三年一箇月である。従つて之等の多産婦人の有效なりし生殖期間は二十三年十箇月である。

(四) 双生児出産の頻度は總出産二〇六・九回に就き一回の割である。本邦の双生児出産率は大體二〇〇回に一回位の割であるから本調査の多産婦人の双生児出産頻度は普通である。併し本調査の材料は選擇されたものである爲、多産婦人の眞の双生児出産頻度は更に別個の調査により決定せらるべきである。

## 引用文獻

- (1) 本誌第二卷第二號拙稿
- (2) 佐藤・瀨木・勝野 日本婦人科學會雜誌三五卷六號五九三頁
- (3) 木下 日本婦人科學會雜誌三五卷五號四三九頁  
木下 日本婦人科學會雜誌三六卷五號四六四頁
- (4) 昭和十三年人口動態統計五四頁
- (5) 塚原 慶應醫學一九卷
- (6)(7) 谷口 雙胎ノ研究一一八頁

## 事變下に於ける我が國 勞働人口構成の變動

雪 山 慶 正

(一)

事變勃發以來四箇年を経過した。北支の一角に發した戦火は忽ちのうち



に中、南支に波及し、戦争は未曾有の長期且つ大規模の形態にまで進展した。同時に、日滿華を含む東亞共榮圏建設の事業も徐々に推し進められようとしてゐる。このやうな情勢の中にあつて、戦争目的を完遂し、東亞共榮圏を確保するために、なによりも先づ要求されるのは、軍需工業、重化学工業を中心とする生産力の擴充である。輕工業中心の舊來の日本經濟は、なにもものにも依存するところのない、重化学工業を中心とする高度國防國家體制へと編成替へされなければならない。最近の國際政治情勢の變化も、ますますこの方向への動きを推進するものである。このやうな經濟再編成の大きい流のなかにあつて、日本の勞働力群——勞働人口はその性格をどのやうに變化させて來たであらうか。

いふまでもなく、資本主義社會にあつては、勞働力は、資本に從屬し、資本の再生産行程によつて、その質、量的規定をうける。したがつて、集團として把へられた勞働力群——勞働人口の全體としての性格も國の總資本の基本的な再生産機構によつて決定されざるを得ない。資本はその再生産過程のなかで勞働力を訓練、陶冶し、自己の再生産過程の正常な發展への桿杓としての勞働力群——勞働人口を創出するのである。

それでは、日本において、資本はどのやうな再生産機構をもち、この機構によつて創出された勞働人口は、どのやうな性格を有してゐるか。そして最近における經濟再編成の過程は、この再生産機構に對してどのやうな影響をあたへ、したがつてそれは、勞働人口の性格にどのやうな變容を與へたか。以下、吾々は、このやうにして資本の再生産機構との關聯のなかに、勞働力群——勞働人口の性格の變容を、一、二、三の資料によつて分析してみたいと思ふ。

## (II)

日本が列強の壓迫の下に漸く世界資本主義の鎖の中に捲込まれ、その一環として資本主義生産への途を辿らうとしたとき、眼前にみたものは、はるか昔に産業革命を完了して新らしい資本主義的な生産關係の中にその生産力を高度に發展させ、すでに獨占の段階にまでも入り込まうとしてゐた列強資本主義の強大な姿であつた。遅れて出發した日本資本主義は、このやうな強大な先進資本主義國家による植民地化、半植民地化への危険を免れるために、何よりも先づ、國の一切の力を傾け盡して、幼い資本の保護、育成につとめなければならなかつた。補助金政策、公債政策など、一聯の強度な産業保護政策が政府によつて強行され、これらの政策は、原始的蓄積への桿杓となつて幼稚であつた資本の生長を促進したのである。しかし、これらの政策はその一切が農民を犠牲として行はれたのであつた。地租改正は封建的内容をもつ高率地代の元本的收取の可能性を確實にし、この可能性の上にとそあのやうな高度の産業保護政策も遂行されることができたのである。このやうな高率の地代收取に、資本主義の農村への浸潤、インフレーションの影響も加はつて、多數の農民は窮乏に陥り、ますます土地から引離されたのである。しかし、このやうな土地から引離された老大な窮民に對して、新らしく起つた工業は、充分な就業機會をあたへることができず、彼等の多くは、ひきつゞき農村にとゞまつて、高額の地代負擔の下に、小作農としての生活をつゞけねばならなかつた。

これは、主として當時における資本蓄積の不均衡性とその一般的水準の低位にもとづくのである。日本は先にも述べたやうに、列強の壓迫に抗して資本主義を發達させねばならなかつたから、政府によつて強力に保護、育成されたのはなによりも先づ軍需工業及び鍵鑰産業部門であつた。國家資本による軍需産業及び財閥資本による鍵鑰産業はかうして著しく生産を

促進させられ、その資本蓄積もきはめて高度に達した。しかし、このやうな一握りの高度に蓄積された軍需工業、鍵鑰産業における大企業には、尨大な、極めて零細小規模な群小の資本が對立する。それらは當初から國家權力の保護の外におかれ、技術もきはめて貧しく、資本の蓄積もきはめて低くかつた。したがつて、軍需工業、鍵鑰産業における大企業を除けば、資本蓄積の一般的水準はきはめて低位にあつた。これが窮乏農民に充分な賃労働機會の興へられなかつた大きい原因となつたのである。

此等の脆弱な技術的、資本的基礎の上になつた尨大な零細企業は、多く製絲、絹織、綿織などの纖維工業に集中した。それらは、技術的發展によつてその生産力をたかめることをせず、固定資本をできうる限り節約し、専ら低廉な労働力を劣悪な労働條件の下に、長時間の労働に使役することによつて、その存在を維持してゐたのである。そこでは賃賃は労働力の再生産費以下にきり下げられた。したがつてそこに雇傭される労働力は正常の一人前の労働力と見做されることができない。このことも亦、窮乏農民が完全に賃労働者に轉化しえられない大きい原因である。

こゝから、日本における労働力群——労働人口の特殊な性格が鑄出される。賃労働者に轉化することができず、農村にとどまつた尨大な土地を奪はれた窮乏農民は、きはめて高率な地代收取の劣悪な條件の下にも小作農としての生存をつゞける他に途がなく、しかも彼等はその子女を資本の必要とする労働力として工場に送り込み、彼等のかちえる低額の賃賃の補助によつて辛うじて一家の生計を維持し得たのであつた。このやうにして、日本における労働人口は、専ら農家計補助としての幼少婦女子の出稼ぎ労働によつてその主力を形成されてゐたのである。したがつて成年男子の労働力も、これらの労働力の劣悪な條件に影響されて、その労働條件はき

事變下に於ける我が國労働人口構成の變動

はめて低かつた。このやうな農家からの出稼労働を中心として形成された日本における労働人口は、次のやうな構成上の特質をになつてゐる。(イ)産業別構成上、それは纖維工業を中心として構成され、(ロ)年齢別構成上、それは幼年労働力を中心として構成され、(ハ)體性別構成上、それは女子労働力を中心として構成されてゐる。

だいたい日清戦争を契機として日露戦時、戦後の經營を含む明治三十年乃至四十年が日本において産業資本が確立された時期とみなされるのであるが、この産業資本の確立される歴史的な過程のうち一度、以上のやうにして軌道づけられた基本的な再生産機構は、永く現在にいたるまで日本の經濟社會を支配した。だから労働人口の構成上の上にあげた特質も、機構から必然的に規定されたものとして、永く日本の労働力群——労働人口の質的なメルクマールとなつてゐるのである。

たとへば、米國式旋盤が日本においてはじめて完全に製作され、日本資本主義の場合における産業資本確立の一表象とされてゐる明治三十八年において、農商務統計表から吾々は、職工に關して次のやうな數字を求めることができぬ。

(第一表)

	(實 數)		計
	男	女	
纖維工場	三三、五四四	二六九、一七九	三〇二、七二三
機械工場	四八、二五六	一、六〇七	四九、八六三
化學工場	三三、二一四	二二、二一六	五五、四三〇
飲食物工場	二七、二三一	二四、三二六	五一、四九七
雜工場	二六、七二〇	一九、九七九	四六、六九九
特別工場	七二、四二三	一〇、二一六	八二、六三九
計	二四〇、二八八	三四七、五六三	五八七、八五一

(比率)

織維工場	一三・九	七七・四	五一・八
機械工場	二〇・〇	〇・四	八・四
化學工場	一三・八	六・三	九・四
飲食物工場	一一・二	六・九	八・七
雜工場	一一・一	五・七	七・九
特別工場	二九・七	二・九	一三・八
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(第二表)

織維工場	一一・〇	八八・九	一〇〇・〇
機械工場	九六・七	三・三	一〇〇・〇
化學工場	五九・九	四〇・一	一〇〇・〇
飲食物工場	五二・六	四七・四	一〇〇・〇
雜工場	五七・二	四二・八	一〇〇・〇
特別工場	八七・四	一二・六	一〇〇・〇
計	四〇・八	五九・二	一〇〇・〇

第一表は労働人口の産業別構成を示すものであるが、ここでは織維工場の職工数は、總數の五一・八%をしめてゐる。特別工場は、電気、金屬、石炭を含んでゐるから、機械工場、化學工場と合せて重化學工業部門として總括してみても、それは僅かに三一・六%の職工数を有するにすぎない。さらに織維工場の女子職工数は、女子職工總數の七七・四%までもしめてゐる。それは男女職工總計に對しても、その四五%といふ壓倒的な割合を示してゐるのである。

第二表は男女別構成を産業別に示すものであるが、總數においては、男子の四〇・八%に對して女子は五九・二%をしめ、はつきりと女子中心の構成を示してゐる。とくに織維工場部門においては男女職工の比率は一一・〇

%に對する八八・九%となつてをり、女子職工の壓倒的多數を示してゐる。年齢階級別は、十四年以上と十四年以下の二階級に分類されてゐるにすぎないから、之を計出することはしなかつたのであるが、以上の數字からも吾々は、産業別構成においては輕工業を中心とし、體性別構成においては婦人勞働力を中心とした上述の日本勞働人口構成上の特質を、産業資本確立期において確認することができると思ふ。

第一次世界大戰は日本の工業を飛躍的に前進せしめた。從來未發達のまゝにとりのこされてゐた機械器具工業も、國外からの輸入が途絶され、漸く國內生産への機運に向つた。しかし、工業的發展の中軸を形成するものは依然として輕工業であつた。歐洲列強が戰爭に忙殺されてゐる間に、日本の綿業資本は漸次に支那を中心とする極東市場を侵し、之をその支配下においた。この場合も、新たに東洋市場をうかがはうとする新興アメリカ資本を抑へて極東市場に制覇を遂げさせたのは、やはり機械的に再生産される低廉豊富な、農家計補助的幼少婦女子勞働力の無制限的使用であつたのである。これは、たとへば大正七年の軍需工業動員法の制定を契機として日本において本格的金融資本が確立されたと考へられる時期、大正八年における工場統計表からえられた第三表及び第四表の數字からも明瞭によみとることが出来るであらう。日本勞働人口は依然としてその構成上の特質を失つてはゐない。

(第三表)

	男	女	計
(實數)			
染織工場	一六一、三〇四	七三三、三一一	八九四、六一七
機械器具工場	二四〇、三一五	一六、五六一	二五六、八七六
化學工場	一三三、二三四	五六、二四八	一八九、四八二

飲食物工場	八五、〇四六	一九、七二六	一〇四、七七二
雑工場	九九、三二九	四三、七四三	一四二、九七二
特別工場 (電氣、ガス、 金屬製錬)	二二、〇六五	一、二〇六	二三、二七一
計	七四二、一九三	八七〇、七九七	一、六一一、九九〇

(比率)

染織工場	二一・七	八四・二	五五四
機械器具工場	三三・四	一九	一五九
化學工場	一五・二	六・四	一一・七
飲食物工場	一一・四	二・二	六・四
雑工場	一三・三	五・〇	八・八
特別工場	二・九	〇・一	一・四
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(第四表)

染織工場	一八・〇	八二・〇	一〇〇・〇
機械器具工場	九三・五	六五	一〇〇・〇
化學工場	七〇・三	二九・七	一〇〇・〇
飲食物工場	八一・一	一八・九	一〇〇・〇
雑工場	六九・四	三〇・六	一〇〇・〇
特別工場	九四・八	五・二	一〇〇・〇
計	四五・九	五四・一	一〇〇・〇

第三表から、労働人口の産業別構成をうかがふなら、染織工場労働者は、總數の五五・四%をしめ、依然として壓倒的な比重を示してゐる。統計分類方法の相異を一應無視して、明治三十八年のそれと比較すると、實に三・六%の増加をすら記録してゐるのである。重化學工業部門(機械工場、化學工場、特別工場—電氣、ガス、金屬製錬)は、二九%であり、かへつて二・六%の減少をみせてゐる。職工數の増加は、機械器具工場、化學

事變下に於ける我が國労働人口構成の變動

工場部門において著しく、三倍乃至五倍と飛躍的な増加をみせてゐるのであるけれど、労働人口の産業別構成の變更をみるにはいたらない。かへつて輕工業の全體にしめる比重は強められてゐるのである。

體性別構成上においても、第四表の示すやうに、依然として男子四五・九%に對して女子五四・一%を示し、女子中心の構成を示してゐる。しかし、明治三十八年と比較するなら、男女の割合はやゝ接近したやうである。

(第五表)

總數	八・五	三五・一	五六・二	一〇〇・〇
男	三・四	二二・六	七・三	一〇〇・〇
女	一五・二	四四・九	三九・九	一〇〇・〇
十五歳未満		十五歳以上		
		二十歳未満		
		二十歳以上		
		總計		

第五表は、年齢構成を一五歳未満、一五歳以上二十歳未満、二十歳以上の三階級に分けて、百分比を示したものであるが、總計においては、二十歳までの階級が四三・六%をしめ、殆んど全労働人口の半ばをしめてゐる。男子職工においても二十歳までの階級は二七%をしめてゐるが、女子職工においては、この傾向はとくに著しく、十五歳未満の幼年工がすでに女子職工總數の一五・二%をしめ、二十歳までの職工を合せば總數の六一・一%、實に過半数をしめてゐるのである。

(三)

日本に於ける労働力群—労働人口が、産業別構成上輕工業を中心とし、體性別構成上女子労働力を中心とし、年齢別構成上、幼年労働力を中心とする構成上の特質を有し、そのやうに全體的性格を刻印づけられるものであること、そしてこのやうな構成上の特質が、日本資本主義の再生

産機構によつて必然的に決定されるところのものであること、詳言するならば、——軍需工業、鍵鑰産業における一握りの大企業が専ら軍事的必要から官府の保護の下に早くから高度獨占の形態をとつたばかりで、資本蓄積の一般的水準はきはめて低く、したがつて技術的水準も著しい低位におしどめられ、技術的には依然として海外依存の關係にあり、資本は専ら纖維工業、雜工業に集中し、それらは、遺制的な生産關係の下に高額の地代收取に壓迫されて農家から流出する家計補助的幼少婦女子を中心とする低廉豊富な勞働力收取の條件の下に、技術的劣弱性をカヴァーしつゝ存続發展しつゝあるといつた關係、上にのべた勞働人口の全體的性格は、まさにこのやうな關係に應當的なものであることを、吾々は以上において確認してきた。

しかし、そのやうな輕工業を中心とする舊來の經濟体制が、急速に重化學工業を中心とする所謂高度國防國家體制への再編成を促進されてゐるといふのが、吾々が眼前にみる現在の日本經濟の姿である。それが東亞共榮圈確立のための絶對的要請でなければならぬからである。生産力擴充四箇年計畫、資金統制令、重要輸出入品臨時措置令など一聯の法律の主導の下にこの再編成の過程は急速に進行してゐるやうに見える。それがある論者の目には、第二の産業革命として映じたのも尤もであると思はれる。それではこのやうな經濟再編成の過程のなかで、日本の勞働人口はどのやうにその性格を變容させ、その構成をどのやうに變化させてきたであらうか。

吾々は、以下主として工場(業)統計表により、いささかの分析を試みたい。工場(業)統計表は、昭和十三年以後の發表がないから、事變勃發の年、昭和十二年度とその翌年昭和十三年度を用ひ、比較のための基準年度として、滿洲事變勃發の翌年、この國がはつきりと準戰時體制に入り込ん

だ昭和七年度を用ひることにする。

#### (イ) 産業別構成上の變動

まづ吾々は、工場統計表から次のやうな數字をひき出すことができる。第六表は、昭和七年を基準とする、昭和十二年、昭和十三年の職工數の指數を産業別に示すものであるが、こゝにおいて最も著しい増加を示すものは、金屬工業、機械器具工業、化學工業であり、紡織工業、食料品工業、製本印刷業は増加率低く窯業、製材木製品工業、其他工業が中間に位してゐる。最も低い増加は紡織工業のなかに見出されるのである。さらに各産業部門ともに、多少に不拘累年増加してゐるが、窯業、紡織、印刷工業は、昭和十三年に入つて絶對的減少を來してゐる。

第七表及び第八表は、産業別の職工指數を、さらにたちいつて男女別に示すものであるが、だいたい第六表と同様な傾向を認めることができる。たゞし、男子においては、製材、木製品工業以外の、重化學工業にあらざる産業部門は凡て昭和十三年に入つて絶對的減少を示してゐるが、女子においては紡織工業、窯業、化學工業をのぞいて凡ての部門に累年の増加がみられるのである。さらに、女工において、製材、木製品工業、食料品工業は化學工業を越えた増加を示してゐる。

こゝでとくに注意しなければならないことは、金屬工業、機械器具工業においては、男子よりも女子の方が著しく増加率がたかいといふ事實である。即ち、金屬工業において、昭和七年を基準とする指數は昭和十二年、男子三〇一に對して女子三五六、昭和十三年、男子三六五に對して女子四五四を示し、同じく機械器具工業において、昭和十二年、男子二七〇に對して女子四六四、昭和十三年、男子三八二に對して女子七五一を示してゐる。尤も此等の産業部門においては、女工は男工に比して絶對數におい

(第六表)

昭 和 七 年	(實 數)		昭 和 七 年	(指 數)		昭 和 七 年	(實 數)		昭 和 七 年	(指 數)	
	金屬工業	機械器具工業		化學工業	電氣及ガス工業		窯業及土石工業	紡織工業		製材及木製品工業	食料工業
昭 和 七 年	101,346	224,255	昭 和 七 年	100	100	昭 和 七 年	100	100	昭 和 七 年	100	100
昭 和 十 二 年	310,490	601,684	昭 和 十 二 年	306	281	昭 和 十 二 年	106	195	昭 和 十 二 年	117	165
昭 和 十 三 年	377,398	860,431	昭 和 十 三 年	372	401	昭 和 十 三 年	120	185	昭 和 十 三 年	115	171
昭 和 七 年	100	100	昭 和 七 年	100	100	昭 和 七 年	100	100	昭 和 七 年	100	100
昭 和 十 二 年	306	281	昭 和 十 二 年	306	281	昭 和 十 二 年	106	195	昭 和 十 二 年	117	165
昭 和 十 三 年	372	401	昭 和 十 三 年	372	401	昭 和 十 三 年	120	185	昭 和 十 三 年	115	171

(第七表)

昭 和 七 年	(實 數)		昭 和 七 年	(指 數)		昭 和 七 年	(實 數)		昭 和 七 年	(指 數)	
	金屬工業	機械器具工業		化學工業	電氣及ガス工業		窯業及土石工業	紡織工業		製材及木製品工業	食料工業
昭 和 七 年	94,634	202,419	昭 和 七 年	100	100	昭 和 七 年	100	100	昭 和 七 年	100	100
昭 和 十 二 年	286,551	547,276	昭 和 十 二 年	301	270	昭 和 十 二 年	107	185	昭 和 十 二 年	118	175
昭 和 十 三 年	346,928	772,541	昭 和 十 三 年	365	382	昭 和 十 三 年	121	171	昭 和 十 三 年	114	173
昭 和 七 年	100	100	昭 和 七 年	100	100	昭 和 七 年	100	100	昭 和 七 年	100	100
昭 和 十 二 年	301	270	昭 和 十 二 年	301	270	昭 和 十 二 年	107	185	昭 和 十 二 年	118	175
昭 和 十 三 年	365	382	昭 和 十 三 年	365	382	昭 和 十 三 年	121	171	昭 和 十 三 年	114	173

(第八表)

昭 和 七 年	(實 數)		昭 和 七 年	(指 數)		昭 和 七 年	(實 數)		昭 和 七 年	(指 數)	
	金屬工業	機械器具工業		化學工業	電氣及ガス工業		窯業及土石工業	紡織工業		製材及木製品工業	食料工業
昭 和 七 年	67,211	117,706	昭 和 七 年	100	100	昭 和 七 年	100	100	昭 和 七 年	100	100
昭 和 十 二 年	233,939	544,008	昭 和 十 二 年	347	463	昭 和 十 二 年	152	244	昭 和 十 二 年	145	209
昭 和 十 三 年	304,770	878,900	昭 和 十 三 年	453	746	昭 和 十 三 年	199	311	昭 和 十 三 年	188	276
昭 和 七 年	100	100	昭 和 七 年	100	100	昭 和 七 年	100	100	昭 和 七 年	100	100
昭 和 十 二 年	347	463	昭 和 十 二 年	347	463	昭 和 十 二 年	152	244	昭 和 十 二 年	145	209
昭 和 十 三 年	453	746	昭 和 十 三 年	453	746	昭 和 十 三 年	199	311	昭 和 十 三 年	188	276

事變下に於ける我が國労働人口構成の變動

(指 數)

昭和七年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和十二年	三五六	四六四	二五四	四九	二六二	一一二	二四九	二三四	一一〇	一五七	一三三								
昭和十三年	四五四	七五一	二三一	六二	二五六	一〇七	三〇九	二六四	二四	一六九	一三四								

てはるかに少いから、その比重は大きいものではないけれど、とにかく女子労働力が、此等の従来専ら男子のみの就労するところとされてゐた重工業部門に、このやうな急速度を以て流入しつゝあることは、戦争による *diffusion* のあらはれとして注目される点である。この點には、後に再び觸れる。

却説、上述のやうな、金屬、機械器具、化學工業など重化學工業部門の職工數の著しい増加と、紡織、食料、印刷工業など輕工業部門の増加の相對的低位とは、労働人口の産業別構成を著しく變化せしめ、重化學工業の比重を著しく増大せしめた。第九表、第十表、第十一表がこれを明かにする。第九表は職工全體の、第十表は男子のみの、第十一表は女子のみの、産業別構成を示す數字である。即ち、昭和七年、金屬、機械器具、化學工業をあはせた重化學工業部門が僅かに全體の二四・一%、之に比して紡織工業のみで全體の五〇・九%といふ輕工業中心の産業別構成は、昭和十二年にいたつて、紡織工業の三五・一%に對する重化學工業の四一・八%と逆轉し、さらにすゝんで昭和十三年には、紡織工業の三〇・三%に對して重化學工業は四八・四%を示すにいたつたのである。食料、印刷、其他工業も、累年比重を減少し、木材、窯業は、昭和十三年にいたつて同じくその比重を減少しはじめた。

さらにたちいつて男女別に觀察しよう。男子(第十表)も第九表と同じ傾向を示してゐる。即ち、重化學工業は四四%から六六・九%へと比重を増

し、紡織工業は一八・四%から九・一%へと減少してゐる。其他、窯業、製材、食料、印刷、其他工業の凡てにわたつて一率にかなりの減少がみられるのである。

女子(第十一表)もだいたい同じ傾向を示してゐるが、とくに紡織工業の比重の低下は著しく、昭和七年八一・七%の壓倒的多數をしめたものが、昭和十三年には僅かに六五・一%をしめるにとゞまり、辛うじて過半數を維持してゐる。重化學工業の比重の著しい増加とともに、とくに女子においては、男子とことなり、凡ての産業部門にわたつて一率にかなりの比重の増加が見られる。

これは、生産力擴充工業、軍需工業の促進にもなふ老大な労働力需要が、大量の男子労働力を必要とし、かうして軍需工業部門へ吸収された平和産業部門の職場を、専ら紡織工業部門から放出された女子労働力が補充するといふ労働力移動の過程を示すものと考へられる。

とにかく、以上から、吾々は、昭和十二年、昭和十三年と事變の進展するにともなつて、日本の労働人口が、従來の輕工業を中心とする構成から、重化學工業を中心とする構成へと、産業別構成を變化してきたことを充分に確認することができる。

(ロ) 體性別構成上の變動

その作業上の特質にもとづいて、重化學工業は専ら男子労働力を中心とし、纖維工業は専ら女子労働力を中心とするものである。したがつて、労働

(第九表)

昭和七年	昭和一二年	昭和一三年	
金屬工業	五・七	一・〇・五	一・二・七
機械器具工業	一一・一	二四・一	二六・七
化學工業	六・三	一〇・九	一〇・〇
ガス及電氣工業	〇・四	〇・三	〇・三
窯業及土石工業	三・二	三・八	三・二
紡織工業	五〇・九	三五・一	三〇・三
製材及木製品工業	三・二	三・六	三・五
食品工業	八・七	六・三	五・九
印刷及製本業	三・一	二・二	一・九
其他工業	六・四	六・四	六・〇
合計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(第十表)

昭和七年	昭和一二年	昭和一三年	
金屬工業	一一・〇	一六・五	一七・三
機械工業	二二・五	三一・六	三八・六
化學工業	九・五	一二・二	一一・〇
ガス及電氣工業	一・〇	〇・五	〇・五
窯業及土石工業	五・五	五・〇	四・〇
紡織工業	一八・四	一一・六	九・一
製材及木製品工業	六・一	五・五	四・九
食品工業	一三・三	八・一	七・〇
印刷及製本業	五・五	三・二	二・七
其他工業	五・九	五・一	四・三
合計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(第十一表)

昭和七年	昭和一二年	昭和一三年	
金屬工業	〇・七	二・五	一七・九
機械器具工業	一一・二	四・四	七・二
化學工業	四・八	九・一	八・二
ガス及電氣工業	一	一	一
窯業及土石工業	一・〇	二・〇	一・九
紡織工業	八一・七	六八・七	六五・一
製材及木製品工業	〇・四	〇・九	一・一
食品工業	二・一	三・七	四・一
印刷及製本業	〇・八	〇・六	〇・七
其他工業	〇・九	八・二	八・七
合計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

事變下に於ける我が國労働人口構成の變動



力の産業別構成が、輕工業中心から重工業中心へと變動する場合、同時に労働力の體性別構成も、女子中心から男子中心へとその構成上の變動を示すことは、理論的にも充分推定されるところである。

(第十二表)

年	實 數	
	男	女
昭和七年	八五八、九八二	九〇六、七三四
昭和十二年	一、七二七、〇三二	一、二〇九、四八〇
昭和十三年	一、九九七、八〇七	一、二二七、六一四
指 數		
昭和七年	一〇〇	一〇〇
昭和十二年	二〇一	一三三
昭和十三年	一三三三	一三四

先づ、昭和七年、昭和十二年、昭和十三年における男女別職工數竝に昭和七年を基準とする昭和十二年及び十三年の指數を示すなら、第十二表の如くである。即ち、男子においては、昭和七年に比して、昭和十二年、二・〇一倍、昭和十三年、一・三三倍と増加してゐるが、女子においては、夫々、一・三三倍、一・三四倍の増加を示すとどまつてゐる。このやうに男子の増加が女子のそれよりも著しいために、體性別構成においては、第十三表の如く、昭和六年、四八對五二と女子が優位を示してゐたものが、昭和十二年には、五八對四二とその位置を變じ、昭和十三年には六二對三八とますます男子中心の構成への傾向をつよくしてゐる。労働人口の體性別構成も、このやうにして、女子中心から男子中心へとその質的構成を高度化しつゝあるやうに思はれる。これが輕工業中心から重化學工業中心への經濟再編成過程にもとづくところであることはいふまでもあるまい。

(第十三表)

年	男		女	
	男	女	男	女
昭和七年	四八	五二	一〇〇	一〇〇
昭和十二年	五八	四二	一〇〇	一〇〇
昭和十三年	六二	三八	一〇〇	一〇〇

しかし、いま一歩たちいつて、男女職工の増加を、産業別に觀察してみれば、さきにも指摘したやうに、重化學工業部門における女子の増加率はるかに男子のそれを凌駕してゐるといふ事實が見出されるのである。即ち、前にものべたやうに金屬工業においては、男子職工の昭和六年を基準とする、昭和十二年、昭和十三年の指數が夫々三〇一及び三六五を示してゐるに比して、女子のそれは夫々三五六及び四五四であつた。機械器具工業においては、男子の二七〇及び三八二に比して、女子のそれは四六四及び七五一であつた。ために、金屬及び機械器具工業部門における體性別構成は次のやうに漸次女子の比率を増加せしめてゐるのである。

(第十四表)

年	金屬工業		機械器具工業	
	男	女	男	女
昭和七年	九三	七	九四	六
昭和十二年	九二	八	九〇	一〇
昭和十三年	九一	九	八九	一一

(ハ) 年齢別構成上の變動

工場統計表は、職工の年齢階級を、十六歳未満、十六歳以上五十歳まで、五十歳以上の三階級に分けてゐる。いまこの幼年、成年、老年の三階級について、男女合計、男子、女子の昭和七年を基準とする指數を示すなら、第十五表、第十六表及び第十七表の如くである。即ち、男女職工合計の指數は、成年階級において、十二年一六八、十三年一八五と最大の増加

を示し、次が十二年一四〇、十三年一七一を示す老年階級であり、幼年階級は十二年一五七、十三年一六三とその増加は一番少い。

しかしながら、いま一歩たちいつて、男女別に観察するときには少しく異つた結果があらはれる。即ち、男子のみの増加をみるなら、幼年階級が、十二年三三一、十三年四七一と最大の増加を示し、以下成年階級、老年階級の順となつてゐる(第十六表)。しかし、女子の増加は男女合計の場合と同じく幼年階級におつて最も低く。

(第十五表)

昭和七年	一八二、〇六八	一、五四五、六〇三	三八、〇三五	一、七六五、七〇六
昭和二年	二八六、二一四	二、五九六、六八七	五三、六一一	二、九三六、五一二
昭和十三年	二九六、八六一	二、八五三、六七九	六四、八八一	三、二二五、四二一
昭和七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和二年	一五七	一六八	一四〇	一六六
昭和十三年	一六三	一八五	一七一	一八二

(第十六表)

昭和七年	一九、九六七	八一、八三七	二七、一七八	八五八、九八二
昭和二年	六六、二七七	一、六一九、二九二	四一、四六三	一、七二七、〇三二
昭和十三年	九四、〇〇六	一、八五三、七〇五	五〇、〇九六	一、九九七、八〇七
昭和七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和二年	三三三	一九九	一五二	二〇一
昭和十三年	四七一	二二九	一八八	二二三

(第十七表)

昭和七年	一九、九六七	八一、八三七	二七、一七八	八五八、九八二
昭和二年	六六、二七七	一、六一九、二九二	四一、四六三	一、七二七、〇三二
昭和十三年	九四、〇〇六	一、八五三、七〇五	五〇、〇九六	一、九九七、八〇七
昭和七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和二年	一三五	一三三	一一一	一三三
昭和十三年	一二五	一三六	一三六	一三四

(第十八表)

昭和七年	一〇・三	八七・五	二・一	一〇〇・〇
昭和二年	九・七	八八・四	一・九	一〇〇・〇
昭和十三年	九・二	八八・七	二・〇	一〇〇・〇
昭和七年	一〇・三	八七・五	二・一	一〇〇・〇
昭和二年	九・七	八八・四	一・九	一〇〇・〇
昭和十三年	九・二	八八・七	二・〇	一〇〇・〇

(第十九表)

昭和七年	二・三	九四・四	三・一	一〇〇・〇
昭和二年	三・八	九三・七	二・四	一〇〇・〇
昭和十三年	四・七	九二・七	二・五	一〇〇・〇
昭和七年	二・三	九四・四	三・一	一〇〇・〇
昭和二年	三・八	九三・七	二・四	一〇〇・〇
昭和十三年	四・七	九二・七	二・五	一〇〇・〇

(第二十表)

昭和七年	一七・八	八〇・九	一・一	一〇〇・〇
昭和二年	一八・一	八〇・八	一・〇	一〇〇・〇
昭和十三年	一六・六	八二・一	一・二	一〇〇・〇
昭和七年	一七・八	八〇・九	一・一	一〇〇・〇
昭和二年	一八・一	八〇・八	一・〇	一〇〇・〇
昭和十三年	一六・六	八二・一	一・二	一〇〇・〇

事變下に於ける我が國勞働人口構成の變動

このやうな不均等な増加は、年齢別構成上にも變化を來さざるをえない。それは先づ第十八表に示されるやうに、男女職工を合計するときは成年階級の比率の増大と、幼年階級の比率の減少、老年階級の停滯となつてあらはれてゐる。これは、輕工業中心から重工業中心への經濟再編成過程に應ずるものであるが、しかし、いま一步たち入つて、男女別に、年齢構成の變動を觀察するときは、こゝでもやゝ異つた結果が見られるのである。即ち、女子においては同じく成年階級の比率は増加し、幼年階級の比率は減少してゐるのであるが、第十九表の示すやうに、男子においては幼年階級の比率は二・三から三・八、四・七と遞増し、成年階級においては九四・四、九三・七、九二・七と遞減を示してゐる。こゝに問題がある。男女を合せてみる場合には、成年階級の比率の増大によつて質的な高度化を示してゐるけれど、生産力擴充の基幹となる男子労働者のみについてみると、その年齢別構成は成年階級の比率をかへつて減少せしめ、僅かながら質的構成の劣弱化傾向を示してゐるのである。さきに見たやうに、體性別構成は、女子中心から男子中心へと質的高度化を示してゐたのであるが、その男子労働自體の中に、僅かながらこのやうな年齢構成上の幼年化即ちその劣弱化のモメントが内包されてゐたのである。これは、經濟再編成の進行に對して、一のウィーク・ポイントを形成するものとみられないであらうか。

統計局労働統計は、昭和十二年八月を基準とする指數を、十五部門に分ち、毎月發表してゐる。吾々は工場統計の數字を補ひ、最近の傾向を示すために、昭和十六年三月分のものこゝに掲げる(第二十一表)。これは以上へのべられた傾向を更に確認せしめるものであらう。

(第二十一表)

業種	年齢別		男女別	
	未滿二十歳	二十歳以上	男	女
總數	九一	八三	九三	九〇
窯業土石加工	一四九	一九一	一四〇	一四七
金屬工業	二二一	二三八	一九八	二〇四
機械器具	一八一	二八七	一五八	一七四
造船運搬用具	一五〇	一五九	一四五	一五〇
精巧工業	一一四	一三七	一〇八	一一五
化學工業	六八	六八	六七	七一
紡織工業	二二〇	九六	一三八	一三六
被服	八五	八四	八六	八三
紙工業印刷	一三六	一四九	一三四	一三一
皮革骨羽毛	八四	六九	八八	八一
木竹草蓆	一〇五	一一一	一〇二	一〇五
飲食料品	一〇七	二四三	一〇四	一〇六
ガス電氣	一一〇	九五	一一八	一〇三
其他	二二四	一二二	一二五	一四四
計	二二四	一二二	一二五	一四四

(四)

吾々は、(三)において、事變下における吾國労働人口の構成上の變動過程を、工場統計表を資料としていささか分析し來つた。そこで明かにされたいと思はれるのは次の諸點である。

- 1 労働人口の産業別構成は、事變以來輕工業中心から重化學工業中心へと推移した。
- 2 體性別構成は、女子労働力中心から男子労働力中心へと變化した。
- 3 年齢別構成は、成年労働力の比重を増大し、幼年労働力の比重を減

少せしめた。

以上はいづれも、日本經濟の輕工業中心から重化學工業中心への再編成過程から必然的に生じ、この過程を促進するモメントとなるものである。

しかしながら、このやうな質的構成の高度化は、その内部に二、三の弱點を内包してゐる。即ち、

4 生産力擴充の中軸となる金屬、機械部門においては、女子勞働力の増加率は、はるかに男子勞働力のそれを凌駕し、その結果この二部門における體性別構成は、僅かながら、次第に女子勞働力の比重を大ならしめてゐる。

5 年齢別構成は、男子勞働力のみについてみるなら、成年勞働力の比重は幾分減じ、むしろ幼年勞働力の比重が増加してゐる。即ち、體性別構成の男性化は、年齢別構成の弱年化を伴つて進行してゐるのである。

この二つのモメントは重化學工業の確立に對して一つのウィーク・ポイントをなすものであると考へられる。

これは一部は戰爭によつて成年男子勞働力が動員されたあとの職場を、専ら幼年及び婦人勞働力によつて補充しなければならなかつたことによるものであらう。このことは、所謂戰時經濟下における勞働力稀釋化 dilution の問題として、すでに第一次大戰當時、交戦各國において意識的にとりあげられ、政策として遂行されたところである。いま試みにドイツにおける第一次大戰當時の記録を掲げてみる。當時は勞働統計の完全なものがなく、僅かに勞働組合によつて行はれた組合員に關する統計と疾病保險金庫加入者統計があるばかりであるが、いま經營疾病保險金庫加入者統計によつて、大戰勃發の年一九一四年六月一日を基準とする一九一七年一月一日の指數を示すなら第二三表の如くである。(1) 男子が七八・一と絶對的減少を示してゐるに比し、女子は二三六・四と著しい増加を示してゐる。

事變下に於ける我が國勞働人口構成の變動

る。ことに、鑛山、金屬、機械、電氣、化學工業においてこの増加は著しいのである。第二十三表は、同じく女子勞働者の總數に對する比率を示すものであるが、大戰初期二七・三%をしめした女子勞働力の比重が大戦末期においては四五・六%と殆ど半ばに達してゐる。

(第二十二表)

一九一四年六月一日を一〇〇とする一九一七年一月一日における經營疾病金庫加入者

	女子	男子	計
鑛山、金屬、機械工業	四七六・一	九五・五	一一八・四
電氣工業	四八〇・五	八四・〇	一四五・一
化學工業	四五〇・四	一一七・四	一五五・六
紡織工業	七二・七	三三・八	五四・八
製材工業	一一七・九	五一・七	六一・六
食料品工業	一〇一・六	五二・八	七五・三
衣服工業	五九・五	三四・五	四七・七
建築工業	二七九・三	五六・一	六二・三
計	二三六・四	七八・一	一〇〇・三

(第二十三表)

女子の總數に對する比率

	一九一四	一九一七	増加
鑛山、金屬、機械工業	六・八	二六・一	一九・三
電氣工業	二六・〇	六二・二	三六・二
化學工業	九・六	三八・九	二九・三
紡織工業	五四・三	六八・一	一三・八
製材工業	一五・〇	三〇・七	一五・七
食料品工業	四八・〇	五九・六	一一・六
計	一〇・一	二六・一	一六・〇

衣服工業	五六・三	六六・三	一〇〇・〇
建築工業	二・四	一三・二	一〇・八
計	二七・三	四五・六	一八・三

日本における労働力の構成は、少くとも昭和一三年現在においては、ドイツの例のやうに極端な稀釋化の傾向を示すものではない。むしろ、男性化、成年化の傾向が表面にあらはれて居る。これは、くりかへし述べたやうに、そのもつ再生産機構の特質から、従來輕工業を中心とした編成をとつて居た日本經濟が戰爭勃發以來急速に重工業を中心とした再編成を促進され來つたこと、したがつてその労働力需要が、成年の男子労働力に集中されたことによるのである。しかし、戰爭の進展とともに軍需工業の労働力需要はますます増大するから、現在においても、すでに見られた労働力の稀釋化は今後ますます増加する傾向にあるとみななければならぬ。

さらに又、こゝに忘れてならないことは、現在における經濟の再編成過程は、労働力創出の地盤となつてゐる基本的な再生産機構を決して變改してゐないといふことである。農村における土地所有の關係、工業における資本蓄積の一般的低位、技術の貧しさは依然として變更されて居らない。依然として、そこには、出稼の性格をもつ質的に低い幼少婦女子型の労働力を中心として労働人口が形成される可能性はのこされてゐるのである。これは、同時に成年男子労働力にも、低い労働条件を強制し、その技術的文化的高度化をも阻止する傾向をもつものである。上に指摘された、最近における一般的な労働力構成の中に内包された、質的低下の傾向は、このやうな、基本的な再生産機構を無視しては、充分に理解できないのではないであらうか。

「戦時に於ける労働力保全の問題はそれまでの經濟社會がどれ程それ自身に所屬する労働力に就て配慮して來たかにかゝつてゐる」と大河内一男氏は言はれる。この言葉のもつ意味はこゝに充分に反省されねばならないであらう。

- (1) H. Oppenheimer u. H. Radomski: Die Problem der Frauenarbeit in der Ubergangswirtschaft S. 22, S. 23.
- (2) 大河内一男 戦時社會政策論 二八頁

## 紹介

Some Experiences of Economic Control In War-Time.

By Sir William Beveridge. Sidney Ball Lecture.

Feb. 29, 1940. Oxford U. Press. London.

### ベヴァリッジ著「戦時経済統制の経験」

戦時経済下に於ける労働の問題が、配置の問題として抽出の問題として等、たゞに量的な方策として提起されるばかりでなく、また労働者の技術修得度、適格性等の質的問題としても提起される事は我國に於ても事變以來深刻な體驗をなめて來た所である。唯にこればかりではない。労働者の榮養問題として、或は保健、衛生、住宅等の社會政策的配慮や其の組織の問題等、解決を迫る問題が山積してゐる。戦時経済にとつて「労働」の問題は何よりもまして最も基幹的な問題であり、其の範囲も廣く涉つてゐる。事變當初、一部の論者による「戦争は社會政策を後退せしめるであらう」と云ふ主張にも拘らず、社會政策的立法が國家總動員法の制定と相俟つて着々

ベヴァリッジ著「戦時経済統制の経験」

制定されるに至つた事情は戦時労働問題の持つ領域を廣め、それは唯に單なる労働問題としてのみならず、それに隣する各種問題への深き配慮と方策とを抜きにしては其の解決を期し難いばかりでなく、積極的促進を試みる事の難いこと云ふ迄もない。

戦争経済に於ける問題は唯に労働の問題ばかりではない。經濟に於ける全分野が砲彈の地響と共に大きな試煉を受けるのである。食糧問題もこの中の一つである。事變當初、「我國は四圍海にして海産物、誠に豊富、野菜、米等亦然り、戦時經濟に於ける唯一の強みである」と説かれた事は我々の未だ記憶に残つてゐる所である。にも拘らず食糧政策が如何に戦争經濟にとつて重要であるかは、今更言ふ迄もない。戦争に於ける目的は唯に戦闘に勝つばかりでなく、正に文字通り戦争に勝つと云ふ事以外にはない。此の目的の爲に戦時經濟の強力を發展させ經營することが中心問題である。この爲にとらるべき方策は従つて総合的方策であらねばならぬこと云ふ迄もない。食糧問題も亦、労働の問題と共に重要な配慮の廻らさるべきものであり、夙に其の方策の立てらるべきものであつた。

此所に紹介せんとするベヴァリッジの論稿は昨年二月シドニー、ポール講義に於て爲せるものであつて、第一次大戦を経験した英國が、第二次大戦を経験しつゝあるとき、決して以前と同じ事情の下にはないこと、即ち市民は以前の様に安閑とかまへて居られない。手つ取り早く社會の全分野に涉つて合理的方策がとられなければならない程、今次戦争の深刻さがあつること、空襲と云ふ恐るべき破壊力への準備が爲されねばならぬ事を訴へ、英國が自己の經濟力の上に確つかり坐つて、萬遺漏なく力を運用發展させんと云ふ爲には、第一次大戦からの教訓をどの様に汲み取らねばならぬかを説いてゐる。著者の經驗談は問題を労働と、食糧とに局限し、更に

一、二の一般的問題に説き及んでゐる。

此所では紙面の都合上、労働の問題についてのみ紹介することにする。

### ○戦時下の労働——

先の大戦の大部分の期間に涉つて、英國には労働省は何等存在せず、一九一六年十二月にやつと設立される迄、工場的諸條件に關する以外の労働問題は商務省の所管事項であつた。當時商務省は労働部、主要産業委員會、商務課、労働交換課、失業保険課の五部門に岐れて居り、この中労働部は主として労働統計及び情報に關する事務を執つてゐた。強制失業保険は特殊業務に限られ、保険加入労働者三百五十萬人を數へた。一九一五年二月に、公に認められた大砲及び砲彈の缺乏が早くも其の年の五月に軍需省の設立となつた時、省の一部局として、軍需労働部が樹立されたのであつて、著者は其の設立當初から一九一六年末迄、軍需労働部の首席委員であつた。當時彼を交へての該労働部では一方に於て労働力供給の組織を圖ると共に、他方では作業條件の調節を主要なる所管事項としてゐたのである。

労働力供給を組織化するとは單に事業と労働力を登録し、其れ等を合一する労働交換業務を意味するのではなかつた。戦時軍需志願者計畫が一方に立てられてゐたのであつて、彼等志願者は欲する所には何時でも行けると云ふ特別の條件の下に協定してゐたのである。重要業務に携はつてゐる労働者には、入隊すると云ふ悩みを解消せんが爲にバツヂを支給すると云ふ業務があり、後には一度支給したバツヂを廢止する一層厄介な課題を擔つたのである。更に、戦争の最初の一箇月の中に入隊した特殊技能を有する者で、其の労働が今や軍需品生産に不可欠となる者を兵役解除させる特殊な部局も設置されたのである。

次に作業條件を調節するとは、一九一五年六月二十三日から七月二日の間に議會を通過せる戦時軍需品法に基く管理を意味したのであつて、該法は總ての軍需品業務及び其他の業務に罷業の起つた場合、強制的調停を試みる條項を含んでゐたのである。而して生産を制限し、作業に於けるミスに罰則を加へ、賃銀を統制した。更に労働者が新しい労働に就くとき前の傭主の退職證明書を持つてゐないにも拘らず、新傭主が彼と契約したと云ふ場合には、傭主は非合法の焼印を押されると云ふ退職證明書の組織を樹立した。戦時軍需品法は一般的な法律ではなく、退職證明書に關する條項は其の中でも最も非一般的なものであつた。

第二次大戦に於て労働力供給組織は先の大戦より一層充分に取り決められてゐることは明かである。労働交換は一層確固と樹立されてゐる。此度は、人間労働力を分配するといふ深刻な企圖が存し、少くも無差別に入隊せしめざるやうにとの企圖が存するのである。著者によれば先の大戦からの一つの教訓は次のことである。即ち、獨逸を討つべき人間がゐた所で、彼等が撃つ彈丸とてなく、食料品を運輸する船舶を持たなければ何にもならないと云ふことである。

今次大戦に於て、英國の労働調整に關して如何なる事態が起つてゐるか、に答へることは難しい。先の大戦の教訓は英國に於ける産業労働からの徴兵が如何に難事の中の難事であつたかを物語る。この事については既に大河内助教も英國の事情について指摘して居られる處である。註(1)總力戦にとつては戦闘する人間と銃後に於て軍需品生産に携はる人間との間には何等の區別は存しないのである。軍需品の缺乏は戦闘を喪失するかも知れない。否、缺乏の度が深刻である場合には戦争すら喪失しなければならず、兵隊の不必要な犠牲をも伴はねばならないのである。戦時に於け

る軍需品生産の停止は、罷業閉鎖の何れたるを問はず恐るべきものである。悠長なる労働停滞が恐るべきものなら、労働者が工場から工場へより良き賃銀を求めて轉々するのも恐るべきである。ロイド・ジョージ氏は軍需省創立未だ日尙淺き頃、マンチエスターで次の様な演説を試みた。

『兵籍を持たない労働者が訓練に服するのが嫌だと云ふのは前線の志願軍人の地位と奇妙な對照を爲して居るのであります。兵籍を持つ者は自分の働き場所を任意に選擇することは出来ないものであります。彼は「ヌウチャペルで戦ふ覺悟をしてるんですが、わつしあフェスチューバーで戦闘したかあないんです。それでわつしあ、あのワイパスとか云ふ所の近くにや進んぢやあないんです」と云ふことは出来ません。又彼は「わつしあ八時間半も溝を掘つてたんですがね。わつしの組合ぢや八時間以上は働いちや不可ねえてんです」等とも申す事は出来ないであります。

労働の可動性を増大すること、國家の方向と統制に労働を一層從屬させること、この二つは戦争軍需品に對する新しい機構の持つ效驗性にとつて必要缺くべからざるものであります。國家は如何なる條件の下に於ても人々の奉仕を必要とすると云ひ切る事が出来ねばなりません』と。

儲、總力戰に於ける産業徵兵に對する説にはあれこれ隨分言はれてゐる所である。就中、英國のやうな戰前社會主義國でない。資本主義的民主主義的國家に於ては別の方向に強力な意見が向いて行つたのである。之等の諸條件の中に産業徵兵を適用するには三つの主要な困難が存してゐる。第一のものは、人々が各自銘々の方向に行かうが、或は國家が企業を統制し、戰時利潤に課税しようが、労働者に向つて「君の傭主は君と同じに兵役に徵せられてゐるんだぜ。而も公定の報酬で國家の爲に働いてるんで、一切

儲ける機會を抜きにしてゐるんだ」等と説きつけることは中々難しいのである。第二に、戰時産業軍の總帥として役に立つ唯一の人間は傭主自身であり、其の代表者、マネジャー、職工長である。第三に、總力戰に於ては一國の産業活動の大部分は軍需品生産に向けられて居り、さもなければ國家の直接的統制の下に這入りこむのであるけれども、相當數のものは統制の局外に残されて居り、數多くの私企業は資本家が利潤を獲得する機會をねらつて生産活動を續行するのである。産業の全分野に涉つて徵兵的制度を適用することは英國の様な國では殆んど難事なのである。

之等の困難があるにも拘らず、平時に於て資本主義的組織を持つ國の或るものは其れを可能ならしめ、戰時に於て、軍需品生産に携はれる労働者に軍隊的諸條件を適用する事に専念するのが望ましい、と云ふ意見を持してゐる。フランスは其の第一の例である。英國に於ては、一層強力に發展せる労働組合組織があるために、戰時産業徵兵の形態に反對する聲が、それを贊成する聲を押へ付けてしまふ事があり得る。

第一次大戰に於てロイド・ジョージがマンチエスターで豫知し、後に形をとつて戰時軍需品法となつて具體化した労働力調整政策は首尾一貫して實現に移されたものではなかつた。該法の下では罷業は非合法のものとして看做され、それにも拘らず法を犯して罷業を行つた場合に、常にではないが時として罷業者は罪ではなくて賃銀の増加を得たこともあつたのである。形態的には該法に基く法令によつて強化され得た労働力稀薄化及制限的諸條件を讓歩と云ふ形で狙はれ、或は組合自身との交渉で逆讓歩と云ふ形で購はれたのである。組合自身と爲された協定は時には成功を修めたが、殆んど常に何等の罰則を適用せず終つたのである。此の事は、戰時軍需品法又は國防法の罰則力が少しも發動されなかつたことを意味するのではな



い。小さな違犯は起訴されたのである。

一九一六年末、ロイド・ジョージ氏が首相の地位に就いた時に、彼は産業奉仕に徴兵的制度を適用すると云ふ、先に述べた問題に撻をもどした。所で、閣僚アーサー・ヘンダスン氏は労働黨に協調的態度を表明した。然し乍ら彼は其等の處置に對して組織された労働の側からの反對意見が極めて強いものなることを報告したので、それは握り潰されるに至つた。萬一自發的な努力を拂つても必要労働力を供給する事に成功しない様な場合には、産業強制の目的のために之迄與へられた契約を緩和し、適當な労働力を以つて充すやう議會に向つて促さうと云ふことを宣言することで政府自體は満足してゐたのである。

之は一つの退歩であり、疑ひもなく賢明なるものであつた。恐らく軍需品法の非進歩的地位からの退歩は又賢明であつたと云はねばならない。

此の度の戦ひでは少くも、産業労働を軍事奉仕に吸収することの望ましからざる事を第一次戦の否定的教訓として受け入れて來たやうに思はれる。

この度は戦時軍需品法は何等存しない。労働力争奪を防止し、労働者が傭主を轉々し得る自由を制限する雇傭統制法があるきりである。だが、退職を許容する證明書は與へられねばならない。或は傭主自身によつてはなく、獨立の機關によつて拒否されねばならない。而して該法は戦争の初期に通過したのであるけれども、其の發動は何等之までの所取られては居ない。

先の大戦の経験から引き出されて來たやうに考へられる否定的教訓は恐らく正當であらう。だが然し、其の経験は肯定的教訓も含んでゐるのであつて、之迄の所は往々この面は忘れ勝ちである。此れは物價と賃銀とに關する決定的政策を行ふ必要があると云ふことである。賃銀は明かに傭主と組合との間の自由なる交渉に委ねられてゐる。一九四〇年一月、國家

共同顧問委員會で、労働代表は此の政策への結合と、戦時中賃銀及労働條件に加へられる強制的仲裁への反對意向とを強調したのであつた。之は二つの大戦發生を考察するとき、明瞭なる地位を爲してゐるけれども、其れは戦争に於ける困難を惹き起すこととならう。

先づ第一に、戦争に於ては一國産業の大部分は國家の爲に指令されてゐる。或る企業活動は——例へば製粉工場の如く——依然として各自銘々に行れてゐる。だが他の場合には——例へば石炭業の如く——實際物價を固定せんとする政府の力が賃銀を決定する。一層廣範な領域に涉つて傭主の報償は一定の費用に基礎的なパーセンテージを加へて決定される。傭主は賃銀約定に依る多額な利益を得る事を停止する。約定に當つて眞の團體は國家なのであつて傭主ではないのである。

第二に、戦時に依る賃銀率を未だ統制を受けない平時の集團協定機構の儘に放置してゐることは、労働者の特殊的集團によつて彼等の協定地位を利用される事になる。之に對する障害はただに消費者の或は之等労働者の賃銀を受持つ國家にとつての直接的費用ばかりでなく、他方では彼等の繁榮が産れると云ふ非正義の觀念であり、戦争は個人的特權の一機會たり得ると云ふ事が總ての者に妥當すると云ふことを暗示するやうなものである。

戦時に於ける賃銀率を平時に於ける集團協定機構の儘に放置してゐることは直ちに賃銀及び物價を高めると云ふ不健全な状態に導くやうである。

先の大戦に於て其の事は企業が未だ通常の状態であつた初期の段階に於てすら認められたのである。生産委員會は、一九一五年二月四日、機械工業及船舶建造に従事せる労働者を充分政府の仕事の役に立つ様にするにはどうすればよいか、其の手段方法を建言せよとの命令を受けた(此の委員會は

政府委員會にして、小規模のものであり、民間代表者を入れてゐなかつた。そこで委員會は勞働供給に影響を與へる一般的問題に關する報告書を二、三作製したのであるが、斯る問題を取扱へる報告書は初め大藏大臣、後に軍需大臣として臺閣したロイド・ジョージ氏になつて初めて通過したのである。其の命令のあつてから三週間以内に委員會は勞働を停止せずには争議を仲裁すると云ふ課題を與へられた。其れは賃銀仲裁々々所の設立となつた。斯る重大なる賃銀論争はやがては政府の直接的干渉によつて鎮定されたのである。

其の調停に際して、生産委員會はやがて政府政策に關する何等かの嚮導が必要であることを感じた。彼等は際限もなく賃銀上騰を許容したのであるか、それとも賃銀安定を意圖したのであるか。一九一五年初夏の頃、此の問題は委員會に代り商務省により内閣に上呈された。此の特別の事例に於ては三方面の情報有益となつた。即ち商務局長官ランシマン氏、首席勞働代表、アーサー・ヘンダスン氏及首相又は其の祕書官が之である。商務局の抜目のない官吏は之等三方面から情報を求め、生産委員會が賃銀率を安定化せんとするべきであるか、べからざるか、それとも何等の決定を與へざるべきか、の三解答を獲得したのであつた。生産委員會は決定を附與することが權威を持つことだと感じたのである。

其の様な打明け話はモリス・ハンキー卿以前の内閣活動を示してゐるのである。今日其れの適用を見たことは戦時に於ける物價水準に政府政策が適用される事の必要性を暗示してゐる。著者は三、四年前、戦争の可能性と其のために爲さるべき計畫について思ひを廻らす機會を得た時に、之等の計畫は事理の要求する所として價格、及び賃銀政策の一般的問題を包含すべきものと考へた、と語つてゐる。<sup>註③</sup>勿論、戦争に對しては交替的な政

策があるのである。人は、消費者に對する價格變動の如きは何等存するものではなく、又戦時税や諸制限によつて生活費及び賃銀は堅實性を保持するべしと云ふ基礎に立つて戦争を起すかも知れない。或は人はインフレーションによつて物價は止むなく上騰し、従つて其れに伴ひ賃銀及其他の所得も上騰し、生活費に適せる附加所得によつて各所得階級間の公平を期さんが爲の機構が設置されると認識するかも知れない。兩方の政策とも辯護され得る。辯護され得ざる事は何等の政策をも持たざることである。

先の大戦で、生産委員會の建言は、斯る政策が必要だと云ふ見解を殆んど包含してゐなかつた。賃銀は委員會から切り離されて別の處で審議された。食糧價格ですら一九一七年末に至るまでは效果的に統制されたのではなかつた。勞働不安は數々のエピソードを産んで行つた。一九一七年初夏には九人の地域別委員によつて勞働不安の定式調査が初まつた。彼等の報告書は補助金により效果的食糧統制及びパン價格の引下げは何よりもまして急務であり、それに加へて戦時軍需品法に基く退職證明書を撤退せねばならぬと云ふ内容を持つてゐた。それから又彼等は産業會議設置に導いた。だが然し不安は減退したにせよ、引き続き其所に一つ、彼所に一つと惹き起つた。先の大戦で勞働關係の問題は決して完全には解決されなかつたのである。

今次大戦では未だ其の様な試煉は來て居ないけれども、一度來れば恐らくは先の大戦より一層苛酷なものとなるであらう。當時は、大多數の住民に對して效果的な消費規制は爲されなかつた。大戦最後の年、勞働階級生活費委員會は次の如き結論に達した。

「一九一八年六月の勞働階級は全體として一九一四年六月と同様の榮養價値を持つ食料品を購入する地位にある。我々の調査結果たる數字は非熟

練工の家庭が食料品物價の上騰にも拘らず戦争末期になるにつれて微小乍らも食料品の獲得に恵れるやうになつたことを示してゐる<sup>註(4)</sup>。此のやうな陳述は食糧のみを切り離して考へてゐるのであるが、當時の記録は戦争中の物質的愉悅の持つパラドックスをそのまま放置してゐる。國民は其の大部分のエネルギーを非生産的破壊的な仕事に紛らす事が出来たし、未だ實質的には平時と同様な生活標準を持ち得たのである。

このパラドックスに對しては若干の解明が與へられてゐる。疑ひもなく主要な要因は産業組織に於る弛緩を引きしめることであつた。又他の種の要因は、戰鬥力を持つ總ての人間の所得と彼等の家庭に於ける必要額とを調整すると云ふ目的を持つ別居手當であつた。第三の要因は投資を否定する事であつた。換言すれば現存資本設備の維持擴張と云ふことである。第四の要因は海外投資額を收得する事によつて英國がその資本に依存して生活する程度如何であつた。第五にはアメリカからの借款に依存して英國及び其の屬領が生活する程度如何これである。之等の要因中、四つのものは今次大戰に於ても再び作用するものと考へられるが、第五番目の要因は除外するであらう。少くも我々は其れを計算の中に入れぬ方がよい。と著者は語つてゐる。先の大戦と今次大戰との間に横はる差違は、此の度の大戦に於て一つの經濟問題に深く影響を與へてゐるのである。アメリカからの借款に頼らないとするならば、輸出の振興が英國の戦争のための努力の死活的部分となるのである。

アメリカからの借款がないとするならば、戦時に於ける英國にとつて可能なる生活標準にどのやうな差違が出来て来るであらうか。先の大戦で英國が被つた全費用は八十五億ポンドと見て宜しからう。この中十三億五千萬ポンド、即ち殆んど六分の一はアメリカ合衆國から借用した。他方約十

四億五千萬ポンドをヨーロッパ聯合國に貸與したのであるから、英國の貸借は均衡を保つてゐたものと云ふことが出来る。所で英國の生活標準は借款によつて直接に維持されなかつたが、他方英國の海外貸與は聯合國の強さを維持するに役立つた。特にフランスとロシアではこのことが言へる。而してロシアを維持することによつて敵の全力の一部とのみ交戦することが出来ること云ふ幸を齎した。今次大戰に於て英國とフランスとは、己れ自身の力で敵の全重壓に堪えて行かねばならない。若し現に有する資材で以つて戦ひに打克ちたいと望むならば、生活標準を決して引上げずに、寧ろ引下げるやう準備しなければならぬ。一九一四年から十八年に至る間の相對的繁榮等は綺麗さつぱりと忘れなければならぬ。今日はそれよりは一層けわしい課題を擔つてゐるのである。如何なる戦に於ても犠牲が必要とされるであらう、等と豫め言ふことは可能ではないが、全く明瞭に聯合國民は早晚大なる犠牲を被るであらう。さうなれば犠牲は公平に分擔しようぢやないかと各自が呼びかけるやうになるであらう。著者は右の如く語つて此の一般的結論が導く實際的方策は何であるかの問に答へてゐる。

先づ第一に、各人の伴りなき必要物が補完されると云ふ事が確保されねばならない。此の事は必要物の供給を合理化することである。必要とあらば補助金による統制下に之等の物價を維持することである。育児手當によつて所得と必要物とを調整することである。それは現金でも現物でも何れたるをかまはぬ。之はフランスのとつて来た所であるが、この主要な動機は出生奨励にあつた。こうした家族手當がどの程度にこの目的のために効果のあるものであるかについては殆んど言ふ事は出来ない。所で頑是ない兒童は貧困の最大唯一の原因であり、其の爲の配慮は貧困状態縮少の最も効果的方策であらう等と平時に於て家族手當論は語つたものである。戦時

に於ては斯る家族手當は我々の經濟的源泉に極度に課税することとなり、其の様な論議は克服されてゐる。

著者の語る第二のものは、若し賃銀生活者が必要額以上の生活標準に規制を加へる事に承服するならば、他の階級のものも亦さうするに相違なからう、と云ふことから初まる。即ち賃銀生活者が戦争によつて起された諸條件を自分の利益のために利用することを止めるならば、他の者も斯る私利追求を容認するものは無からうと云ふのである。著者は現時戦争過程を進みつゝある英國が之等の問題を前にして種々のチレンマに陥つて居り、而も早急に解決されねばならぬと云ふ時代の宿命に肩をすぼめてゐるのである。

シドニーボール講義に於けるベヴァリッジの講演は労働の問題を結びに當つて、ケーンズ(J. M. Keynes)の戰費論に及び彼の結言としてゐる。<sup>註(5)</sup><sup>註(6)</sup>

「今週、ケーンズ君は戰時財政に關する顯著な提案をされたのであります。ケーンズ君のパンフレットは一日前私の手許に届いたのであります。今私は此の講義で其の全内容に就いて考察する事は出来ないものであります。が、氏の問題接近には勿論私は全的な贊同を與ふる者であります。戰時に於ては所得が増大するのであるから、消費は減退されねばならぬ。之がケーンズ君の第一命題であります。其れは家庭を強打する結論であります。先に述べましたやうに、第一次大戰に於て消費が減退したかどうかは疑はしいのであります。此の度は恐らく減退してゐるに相違ありません。それは勝利の爲に喜んで支拂はれた價格でありませう」と。

X X X

彼の労働問題に關する講演は以上の如くである。彼が講演を試みたときは未だフランスは健在であつて、マジノ線は儼として獨佛國境に物を言つ

ベヴァリッジ著「戰時經濟統制の經驗」

て居り、獨逸は正面の、ソ聯は覆面の敵であつた時である。フランス敗れ、アドルフ・ヒトラーの猛烈な空襲が始まり、軍事評論家が英國の脈を數へ初め、處方箋にSOSと書き出したのは此の講演よりずつと後のことに屬する。況や獨ソ戰が始まり、アメリカの積極的援英が行はれてゐる今日、彼の論稿の内容が全く修正されねばならぬ様な點は多分にあり、其點考慮を要するものがある。(河野和彦)

註(1) 大河内一男「戰時社會政策論」

註(2) Beveridge; *ibid.* P. 7

註(3) " *ibid.* P. 12

註(4) " *ibid.* P. 13

註(5) J. M. Keynes. *How to Pay for the War*. Macmillan. 1940.

註(6) Beveridge; *ibid.* P. 16.

# 彙報

## 厚生省官制中改正と人口局の創設

曩に閣議決定を見たる人口政策確立要綱の大目標に即應しその施行官廳たる厚生省の官制改正と人口局の創設とは著々と準備中であつたが、右官制改正は昭和十六年八月一日付官報を以て勅令第八百號としていよいよ公布を見るに到り、人口局は茲に我が國人口政策の中心行政機關として創設せらるゝに到つた。右勅令を掲ぐれば次の如くである。

### 厚生省官制中改正 (昭和十六年七月三十一日勅令第八百號)

厚生省官制中左ノ通改正ス

第一條 厚生大臣ハ人口ノ涵養、國民ノ保健、社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導及勞務ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

- 人口局
- 衛生局
- 豫防局
- 生活局
- 労働局
- 職業局

第三條 人口局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人口ノ涵養及國民ノ保健ノ企畫ニ關スル事項
- 二 體育運動、體力鍊成其ノ他體育訓練ニ關スル事項
- 三 妊産婦、母子、兒童及乳幼児ノ保護ニ關スル事項
- 四 其ノ他人口ノ涵養及國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第四條 衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 醫事及藥事ニ關スル事項
- 二 衛生資材ニ關スル事項
- 三 飲食物ノ衛生ニ關スル事項
- 四 環境衛生ニ關スル事項

第六條 生活局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 社會福利施設ニ關スル事項
- 二 救護及治療ニ關スル事項
- 三 衣食ノ指導ニ關スル事項
- 四 住宅ニ關スル事項
- 五 其ノ他國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

第七條中第二號ヲ第三號トシ第三號ヲ第四號トシ第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二 勞働能率ノ増進其ノ他勞務管理ニ關スル事項

第二條ノ二ヲ第八條トシ第八條ヲ第九條トシ第九條ヲ第十條トス

第十條ヲ第十一條トシ同條中「事務官專任二十五人」ヲ

「事務官專任二十一人」ニ改ム

第十一條ヲ第十二條トシ同條第一項中「技師專任三十人」ヲ「技師專任二十七人」ニ改ム

第十二條ヲ第十三條トシ同條中「體育運動」ヲ「體育訓練」ニ改ム

第十三條ヲ第十四條トシ同條中「專任百十八人」ヲ「專任百四人」ニ改ム

第十四條ヲ第十五條トシ同條中「技師專任二十一人」ヲ「技師專任十六人」ニ改ム

第十五條ヲ第十六條トシ同條中「體育運動」ヲ「體育訓練」ニ改ム

第十六條ヲ第十七條トシ以下順次繰下ゲ

### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 〔參照〕

昭和十三年一月十一日勅令第七號厚生省官制抄録

第一條 厚生大臣ハ國民保健、社會事業及勞務ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

- 體力局
- 衛生局
- 豫防局
- 社會局
- 労働局
- 職業局

第三條 體力局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 體力向上ノ企畫ニ關スル事項
- 二 體力向上ノ施設ニ關スル事項
- 三 體力調査ニ關スル事項
- 四 體育運動ニ關スル事項
- 五 妊産婦、乳幼児及兒童ノ衛生ニ關スル事項

第四條 衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 衣食住ノ衛生ニ關スル事項
- 二 衛生指導ニ關スル事項

三 醫事及藥事ニ關スル事項

四 其ノ他國民保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 社會福利施設ニ關スル事項
- 二 救護及治療ニ關スル事項
- 三 母子及兒童ノ保護ニ關スル事項
- 四 其ノ他社會事業ニ關スル事項

第七條 勞働局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

(左記略ス)

第十二條 厚生省ニ體育官專任四人ヲ置ク奏任トス

上官ノ命ヲ承ケ體育運動ニ關スル事務ヲ掌ル

第十三條 厚生屬ハ專任百十八人ヲ以テ定員トス

厚生部内臨時職員設置制中改正

(昭和十六年七月三十一日 勅令第八百一號)

厚生部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第二條中「體力局」ヲ「人口局」ニ改ム

第二條ノ二 保健衛生調査ニ關スル事務ニ從事セシム

ル爲厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ人口局及衛生局ニ分屬セシム

技師 專任二人

屬 專任二人

技手 專任二人

第三條中第一號ヲ削リ第二號ヲ第一號トシ第三號ヲ第二號トス

第四條中「社會局」ヲ「生活局」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

彙報

〔參照〕

昭和十三年一月十一日 勅令第八號厚生部内臨時職員設置制抄録

第三條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ衛生局ニ屬セシム

一 保健衛生調査ニ關スル事務ニ從事スル者

技師 專任二人

屬 專任二人

技手 專任二人

尙、八月二日付官報を以て告示された厚生省分課規程中改正により厚生省各局各課の主管事項を掲ぐれば以下の如くである。

改正厚生省分課規程 (昭和十六年八月一日ヨリ施行)

人口局

總務課

- 一 人口ノ涵養及國民ノ保健ノ企畫ニ關スル事項
- 一 民族優生ニ關スル事項
- 一 保健指導施設ノ總括調整ニ關スル事項
- 一 保健所及保健婦ニ關スル事項
- 一 人口問題研究所及厚生科學研究所ニ關スル事項

一 他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養及國民ノ保健ニ關スル事項

管理課

- 一 國民體力法ノ總括施行ニ關スル事項
- 一 國民體力ノ調査及統計ニ關スル事項

母子課

- 一 妊産婦及乳幼兒ノ保護ニ關スル事項
- 一 保育施設ニ關スル事項

一 母子保護法ノ施行ニ關スル事項

一 虛弱兒及異常兒ノ保護ニ關スル事項

一 結婚及出産ノ獎勵ニ關スル事項

一 他ノ主管ニ屬セザル母性及兒童ノ保護指導ニ關スル事項

體鍊課

- 一 體育運動ノ調査研究及普及獎勵ニ關スル事項
- 一 體育運動指導者ノ教養ニ關スル事項
- 一 體育運動團體ニ關スル事項
- 一 運動場其ノ他體力向上ノ施設ニ關スル事項
- 一 體力鍊成ニ關スル事項
- 一 其ノ他體育訓練ニ關スル事項

衛生局

醫務課

- 一 醫師、齒科醫師、産婆及看護婦其ノ他療屬ニ關スル事項
- 一 醫療關係者ノ技能登録ニ關スル事項
- 一 醫療ノ監督及普及ニ關スル事項
- 一 醫藥制度ノ調査ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル醫務ニ關スル事項

藥務課

- 一 藥劑師、製藥者及藥種商ニ關スル事項
- 一 藥局其ノ他調劑ヲ爲ス場所ノ監督ニ關スル事項
- 一 醫藥品ノ配給及消費ニ關スル事項
- 一 醫藥品ノ輸移出ニ關スル事項
- 一 阿片及賣藥ニ關スル事項
- 一 藥品、麻藥、毒物、劇物及賣藥部外品ノ取締ニ關スル事項

- 一 衛生試驗所ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル業務ニ關スル事項

- 一 急性傳染病ニ關スル事項
- 一 海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項
- 一 寄生蟲病、原蟲病及地方病ニ關スル事項
- 一 トラホーム其ノ他慢性傳染病ニ關スル事項

- 一 藥品及生薬ノ生産ニ關スル事項
- 一 藥品生産用資材ノ斡旋及配分ニ關スル事項
- 一 藥用植物ノ栽培及採取ニ關スル事項
- 一 醫藥品ノ輸入ニ關スル事項
- 一 醫藥品ノ價格統制ニ關スル事項
- 一 痘苗、血清其ノ他細菌學的豫防治療品ニ關スル事項

- 一 生活局
- 一 生活體制ニ關スル事項
- 一 衣服ノ指導、榮養食ノ普及其ノ他衣食ノ指導ニ關スル事項
- 一 國民厚生運動ニ關スル事項
- 一 公益質屋、公益市場其ノ他社會福利施設ニ關スル事項
- 一 低利資金融通ニ關スル事項
- 一 地方改善ニ關スル事項
- 一 協和事業ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

- 一 水道及下水道ニ關スル事項
- 一 屠畜及屠場ニ關スル事項
- 一 清掃衛生、多衆集合スル場所ノ衛生其ノ他環境衛生ニ關スル事項
- 一 醫療器材及衛生材料ニ關スル事項

- 一 住宅課
- 一 國民住宅ノ合理化ニ關スル事項
- 一 住宅ノ供給ニ關スル事項
- 一 地代家賃ノ統制ニ關スル事項
- 一 其ノ他住宅ニ關スル事項

- 一 飲食物及飲料水ノ衛生ニ關スル事項
- 一 衛生課

- 一 勞働者ノ能率増進ニ關スル事項
- 一 勞働者ノ厚生ニ關スル事項
- 一 勞働者ノ賃金ニ關スル事項
- 一 退職積立金及退職手當法ノ施行ニ關スル事項
- 一 勞働統計ニ關スル事項
- 一 工場法ノ施行ニ關スル事項
- 一 工場勞働者最低年齡法ノ施行ニ關スル事項
- 一 勞働者災害扶助法ノ施行ニ關スル事項
- 一 鑛夫ニ關スル事項
- 一 鑛業及砂鑛業ニ於ケル勞働衛生ニ關スル事項
- 一 商店法ノ施行ニ關スル事項
- 一 汽罐取締令ノ施行ニ關スル事項
- 一 其ノ他勞働者保護ニ關スル事項

- 一 豫防局
- 一 豫防課
- 一 國民優生法ノ施行ニ關スル事項
- 一 精神病、性病及癩ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル疾病ノ豫防ニ關スル事項

- 一 勞働局
- 一 勞働課
- 一 能率課
- 一 賃金課
- 一 監督課

- 一 結核課
- 一 結核對策ノ企畫ニ關スル事項
- 一 結核對策實施ノ總括調整ニ關スル事項
- 一 結核豫防法ノ施行ニ關スル事項
- 一 他ノ主管ニ屬セザル結核ニ關スル事項

- 一 保護課
- 一 救護及救療ニ關スル事項
- 一 罹災救助ニ關スル事項
- 一 社會事業ノ助成ニ關スル事項
- 一 方面委員ニ關スル事項
- 一 恩賜濟生會ニ關スル事項
- 一 財團濟生會ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル社會事業ニ關スル事項

- 一 職業局
- 一 總務課
- 一 國民職業指導所ノ監理及監査ニ關スル事項
- 一 國民職業指導所職員ノ養成ニ關スル事項
- 一 職業紹介委員會ニ關スル事項

- 一 職業局
- 一 總務課

- 一 防疫課

- 一 防疫課

- 職業適性ノ調査ニ關スル事項
- 勞務資源ノ調査ニ關スル事項
- 勞務動員計畫實施ノ總括ニ關スル事項
- 他課ノ主管ニ屬セザル事項

- 勞務要員ノ斡旋充足ニ關スル事項
- 職業指導ニ關スル事項
- 入營者職業保障法ノ施行ニ關スル事項
- 勞務者ノ募集、勞務供給事業及私營職業紹介事業ニ關スル事項

- 勞務者ノ使用及雇入ノ規制ニ關スル事項
- 其ノ他職業紹介事業ニ關スル事項

- 國民職業能力ノ登錄ニ關スル事項
- 國民徵用ニ關スル事項
- 國民勞務手帳制度及從業者移動防止ニ關スル事項

- 技能課
- 技能者ノ養成ニ關スル事項
- 幹部機械工ノ養成ニ關スル事項
- 技術者檢定ニ關スル事項
- 技能檢査ノ施行ニ關スル事項
- 學校卒業者使用制限ニ關スル事項

- 轉職課
- 職業轉換ノ指導ニ關スル事項
- 國民勤勞訓練ニ關スル事項
- 職業輔導ニ關スル事項
- 授産及内職ノ施設ニ關スル事項
- 其ノ他失業對策ニ關スル事項

### 貸家組合法施行期日の件公布

貸家組合法の施行期日については昭和十六年七月四日勅令第七百三十九號を以て公布を見、昭和十六年七月七日よりいよいよ施行されることとなつたが、之を掲ぐれば次の如く、なほ貸家組合登記令も同日勅令第七百四十號として共に七月五日付官報を以て公布せられた。

貸家組合法施行期日ノ件 (昭和十六年七月四日勅令第七百三十九號)

貸家組合法ハ昭和十六年七月七日ヨリ之ヲ施行ス

### 保健婦規則並に私立保健婦學校保健婦講習所指定規則等の公布

我が國の厚生施設中重要な役割りを擔つてゐる保健婦制度につきその資格能力の統一と向上を期するため保健婦規則の制定が要望せられてゐたが、同規則は昭和十六年七月十日付官報を以て厚生省令第三十六號として公布を見るに到つた。同規則並に七月十六日付厚生省告示第三百一號の私立保健婦學校保健婦講習所指定規則を掲ぐれば以下の如くである。尚、同じく七月十六日厚生省告示第三百二號を以て定められたる保健婦規則第八條所定の徽章は別掲の如くである。

保健婦規則 (昭和十六年七月十日厚生省令第三十六號)

第一條 保健婦ノ名稱ヲ使用シテ疾病豫防ノ指導、母性又ハ乳幼児ノ保健衛生指導、傷病者ノ療養輔導其ノ他日常生活上必要ナル保健衛生指導ノ業務ヲ爲ス者(以下保健婦ト稱ス)ハ年齢十八年以上ノ女子ニシ

テ左ノ各號ノ一ニ該當シ地方長官ノ免許ヲ受ケタル者ニ限ル

- 一 保健婦試験ニ合格シタル者ニシテ三月以上本條本文ノ業務ヲ修業シタルモノ
- 二 厚生大臣ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者

地方長官免許ヲ與フルトキハ保健婦免狀ヲ下付ス

第二條 精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許ヲ與ヘザルモノトス

第三條 保健婦試験ハ地方長官之ヲ施行ス

第四條 保健婦試験ハ一年以上看護又ハ産婆ノ學術ヲ修業シタル者ニ非ザレバ之ヲ受クルコトヲ得ズ

第五條 試験ハ左記科目ニ付之ヲ行フ但シ看護婦規則

第二條第一項各號ノ一ニ掲グル資格ヲ有スル者ニ付テハ第一號、第二號及第八號乃至第十號ノ科目ノ試験ヲ免ズルコトヲ得

- 一 解剖學大意
- 二 生理學大意
- 三 環境、産業及學校衛生意
- 四 結核其ノ他慢性傳染病豫防並ニ寄生蟲病豫防大意
- 五 急性傳染病豫防大意
- 六 母性及乳幼児衛生大意
- 七 榮養大意
- 八 救急處置及消毒方法
- 九 糊帶術及治療器械取扱方大意
- 十 看護方法
- 十一 衛生法規大意
- 十二 社會事業大意



十三 社會保險大意

第六條 保健婦傷病者ノ療養補導ヲ爲ス場合ニ於テ主

治醫師アルトキハ其ノ指示ヲ受クルコトヲ要ス

第七條 保健婦其ノ業務執行上必要アルトキハ看護婦

規則第一條及第十一條ノ規定ニ拘ラズ看護ノ業務ヲ爲スコトヲ得

第八條 保健婦其ノ業務ニ從事スル場合ニ於テハ厚生

大臣ノ定ムル徽章ヲ佩用スベシ

第九條 第一條第一項ノ規定ニ依ル地方長官ノ免許ヲ

受ケズシテ保健婦ノ名稱ヲ使用シ同條第一項ノ業務ヲ行ヒタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 看護婦規則第六條乃至第十條ノ規定並ニ其ノ

罰則ノ規定ハ保健婦ニ之ヲ準用ス

第十一條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ

警視總監トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

看護婦規則第二條第一項各號ノ一ニ掲グル資格又ハ産

婆規則第一條各號ノ一ニ掲グル資格ヲ有スル者ニシテ

本令施行ノ際引續キ一年以上第一條第一項ノ業務ニ従

事スルモノ本令施行後三月以内ニ願出デタルトキハ第

一條第一項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ハ免許ヲ與フルモ

ノトス

前項ニ該當セザル者ニシテ本令施行ノ際現ニ第一條第

一項ノ業務ニ從事スルモノ本令施行後三月以内ニ願出

デタルトキハ第一條第一項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ハ

其ノ履歷ヲ審査シ免許ヲ與フルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ第一條第一項ノ業務ニ從事スル者ニ

シテ本令施行後三月以内ニ地方長官ニ願出デタルモノ

ニ對シテハ昭和十八年三月三十一日迄第九條ノ規定ヲ適用セズ



直徑 二五耗  
厚 二耗  
表 七寶燒 白地  
外周邊 銀色  
撫子花草 桃色、花瓣ノ  
周邊銀色、「健」字章 紫  
青色、「健」字周邊銀色  
白地金屬製蓋  
裏 堅牢ナル衣留バネヲ附ス

私立保健婦學校保健婦講習所指定規則

(昭和十六年七月十六日  
厚生省告示第三百一號)

第一條 私立保健婦學校、保健婦講習所ニシテ保健婦

規則第一條第一項第二號ノ指定ヲ受ケントスルトキ

ハ其ノ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ヲ經由

シ厚生大臣ニ申請スベシ

一 名稱、位置及設立年月日

二 學則

三 第二條ノ指定ノ種別

四 教室ノ數及其ノ坪數並ニ生徒ノ定員

五 生徒寄宿舎ノ設備アルトキハ其ノ室數及坪數並

ニ寄宿生徒ノ定員

六 教授用並ニ實習用ノ器具、器械、標本及模型ノ

目錄

七 設立者ノ履歷(設立者法人ナルトキハ定款又ハ

寄附行爲)及學校長又ハ講習所長ノ履歷並ニ教師

ノ氏名、履歷及擔當科目

八 實習用ニ供スル病院ノ名稱及其ノ內容概要

九 保健婦業務ノ臨地訓練用ニ供スル保健所其ノ他

ノ施設ノ名稱及其ノ內容概要

十 現在生徒ノ學年又ハ學期別人員

十一 卒業生ノ員數及卒業後ノ情況

十二 經費收支豫算及最近二年間ノ決算

十三 維持ノ方法

十四 敷地建物ノ圖面

第二條 指定ヲ爲スベキ學校又ハ講習所ハ之ヲ第一

種、第二種及第三種トス

第三條 指定ヲ爲スベキ第一種ノ學校又ハ講習所ハ左

ノ各號ニ該當シ厚生大臣ニ於テ其ノ管理及維持ノ方

法確實ニシテ其ノ成績佳良ト認ムルモノニ限ル

一 入學資格ハ高等女學校卒業者又ハ之ト同等以上

ノ學力ヲ有スル者ナルコト

二 修業年限ハ學說、臨床看護ノ實習、臨地訓練等

ヲ通ジテ二年以上トシ内千二百時間以上臨床看護

ノ實習ニ從事シ三月以上保健所法ニ依ル保健所其

ノ他適當ナル施設ニ於テ保健婦業務ノ臨地訓練ニ

從事スルモノナルコト

三 保健婦規則第五條各號ノ學科目ハ必修科目トシ

テ教授スルモノナルコト

四 生徒ノ定員ニ對シ相當ナル教授用建物及必要ナ

ル教材ノ設備アルコト

五 實習用ニ供スベキ病院ガ保健婦養成上適當ナル

モノナルコト

六 臨地訓練用ニ供スベキ施設ガ保健婦養成上適當

ナルモノナルコト

第四條 指定ヲ爲スベキ第二種ノ學校又ハ講習所ハ左

ノ各號ニ該當シ厚生大臣ニ於テ其ノ管理及維持ノ方法確實ニシテ其ノ成績佳良ト認ムルモノニ限ル

一 入學資格ハ看護婦タルノ資格ヲ有スル者ナルコト

二 修業年限ハ學說及臨地訓練等ヲ通ジテ六月以上トシ内三月以上保健所法ニ依ル保健所其ノ他適當ナル施設ニ於テ保健婦業務ノ臨地訓練ニ從事スルモノナルコト

三 保健婦規則第五條第三號乃至第七號及第十一號乃至第十三號ノ學科目ハ必修科目トシテ教授スルモノナルコト

四 前條第四號乃至第六號ニ掲グル要件ヲ具備スルモノナルコト

第五條 指定ヲ爲スベキ三種ノ學校又ハ講習所ハ左ノ各號ニ該當シ厚生大臣ニ於テ其ノ管理及維持ノ方法確實ニシテ其ノ成績佳良ト認ムルモノニ限ル

一 入學資格ハ產婆タルノ資格ヲ有スル者ナルコト

二 修業年限ハ學說、臨床看護ノ實習、臨地訓練等ヲ通ジテ一年以上トシ内六百時間以上臨床看護ノ實習ニ從事シ三月以上保健所法ニ依ル保健所其ノ他適當ナル施設ニ於テ保健婦業務ノ臨地訓練ニ從事スルモノナルコト

三 第三條第三號乃至第六號ニ掲グル要件ヲ具備スルモノナルコト

第六條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テハ第一條第一號、第二號、第四號、第五號、第七號乃至第九號又ハ第十三號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク地方長官ニ届出ヅベシ

第七條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テ別科生

等ヲ入學セシムルトキハ其ノ學籍簿ヲ別冊トスベシ

指定ノ效力ハ前項ノ生徒ニ及バズ

第八條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テハ左ノ各號ノ一ニ該當スル生徒ハ之ヲ卒業セシムルコトヲ得ズ

一 學則所定ノ學說授業時數中授業ヲ受ケザルコト三分ノ一以上ニ及ブ者

二 學則所定ノ臨床看護ノ實習時數中實習ヲ受ケザルコト三分ノ一以上ニ及ブ者

三 學則所定ノ臨地訓練ノ日數中訓練ヲ受ケザルコト三分ノ一以上ニ及ブ者

第九條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テ入學試験、學期試験若ハ卒業試験ヲ施行セントスルトキハ

十日前ニ地方長官ニ届出ヅベシ

第十條 地方長官ハ官吏又ハ吏員ヲ派遣シテ試験ニ立會ハシムルコトアルベシ

第十一條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ハ每學年ノ卒業者ノ氏名及生年月日ヲ遲滞ナク地方長官ニ届出ヅベシ

第十二條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ハ毎年七月末日迄ニ左ノ事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

一 前年度經費收支決算ノ細目

二 當該年度經費收支豫算ノ細目

三 生徒ノ前學年又ハ前學期末ニ於ケル人員

四 前年度中行ヒタル臨床看護ノ實習並ニ臨地訓練ノ狀況

第十三條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニシテ本令ニ違反シ又ハ第三條、第四條若ハ第五條ノ要件ノ一ヲ失ヒ其ノ他成績不良ナリト認メタルトキハ厚生大

臣ハ其ノ指定ヲ取消スコトアルベシ

### 朝鮮住宅營團令の公布

内地に於ける住宅營團法の公布及施行に即應し朝鮮に於ても昭和十六年六月十四日制令第二十三號を以て朝鮮住宅營團令の公布を見るに到つたが、之を掲ぐれば次の如くである。

#### 朝鮮住宅營團令 (昭和十六年六月十四日 制令第二十三號)

##### 第一章 總則

第一條 朝鮮住宅營團ハ勞務者其ノ他庶民ノ住宅ノ供給ヲ圖ルコトヲ目的トス

朝鮮住宅營團ハ法人トス

第二條 朝鮮住宅營團ハ其ノ主タル事務所ヲ京城府ニ置ク

朝鮮住宅營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 朝鮮住宅營團ノ資本ハ二百萬圓トシ政府之ヲ出資ス

第四條 朝鮮住宅營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 資本金額及資産ニ關スル事項
- 五 役員及會議ニ關スル事項
- 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七 朝鮮住宅債券ノ發行ニ關スル事項
- 八 會計ニ關スル事項

九 公告ノ方法

十 定款變更ノ方法

定款ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得  
第五條 朝鮮住宅營團ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第六條 朝鮮住宅營團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム  
第七條 朝鮮住宅營團ニ非ザル者ハ住宅營團ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第八條 朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル民法第四十四條、第五十條、第五十四條、第五十五條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ朝鮮住宅營團ニ之ヲ準用ス

第二章 役員

第九條 朝鮮住宅營團ニ理事長一人、理事二人以上及監事一人以上ヲ置ク

理事長ハ朝鮮住宅營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス  
理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ朝鮮住宅營團ヲ代表シ

理事長ヲ輔佐シテ朝鮮住宅營團ノ業務ヲ分掌ス  
理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ朝鮮住宅營團ノ業務ヲ監査ス

第十條 理事長、理事及監事ハ朝鮮總督之ヲ命ズ

理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十一條 理事長及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行

爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十二條 理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 朝鮮住宅營團ニ評議員若干人ヲ置キ朝鮮總督之ヲ命ズ

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第三章 業務

第十四條 朝鮮住宅營團ハ左ノ業務ヲ行フ

一 住宅ノ建設及經營

二 住宅ノ建設及經營ノ受託

三 一團地ノ住宅ノ建設又ハ經營ノ場合ニ於ケル水道、乗合自動車、市場、食堂、浴場、保育所、授産場、集會所其ノ他ノ施設ノ建設及經營

四 住宅ノ建設ノ爲ニスル資金ノ貸付

五 住宅ノ賣買及貸借ノ仲介

六 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

第十五條 土地收用令第二條第一項第十一號ノ規定ニ依リ收用又ハ使用シタル土地又ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ノ處分及管理ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四章 朝鮮住宅債券

第十六條 朝鮮住宅營團ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ

朝鮮住宅債券ヲ發行スルコトヲ得

第十七條 朝鮮住宅債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名式利札付トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因

リ記名式ト爲スコトヲ得

朝鮮住宅債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第十八條 朝鮮住宅營團ハ朝鮮住宅債券借換ノ爲一時

第十六條ノ制限ニ依ラズ朝鮮住宅債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ朝鮮住宅債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊朝鮮住宅債券ヲ償還スベシ

第十九條 政府ハ朝鮮住宅債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得

第二十條 朝鮮住宅債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十一條 朝鮮住宅營團ニ於テ朝鮮住宅債券ヲ發行セントスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ

第二十二條 朝鮮住宅債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテ八十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第二十三條 朝鮮住宅債券ノ所有者ハ朝鮮住宅營團ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル民法ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトヲ得ズ  
第二十四條 朝鮮所得稅令中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ朝鮮住宅債券ニ之ヲ準用ス

第二十五條 本章ニ規定スルモノヲ除クノ外朝鮮住宅債券ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五章 會計

第二十六條 朝鮮住宅營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十七條 朝鮮住宅營團ハ每事業年度ニ於ケル剩餘

金中ヨリ朝鮮總督ノ定ムル積立金ヲ控除シテ剩餘額アルトキハ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ得但シ拂込ミタル出資額ニ對シ年三分五厘ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十八條 朝鮮住宅營團ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債、地方債又ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得ヲ爲スコト

二 銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

第二十九條 朝鮮住宅營團ハ設立ノ時及每事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備ヘ置クコトヲ要ス債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

### 第六章 監督

第三十條 朝鮮住宅營團ハ朝鮮總督之ヲ監督ス

第三十一條 朝鮮住宅營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十二條 朝鮮住宅營團ハ每事業年度ノ初ニ於テ事業計畫ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セシトスルトキ亦同ジ

第三十三條 朝鮮總督ハ朝鮮住宅營團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 朝鮮總督ハ朝鮮住宅營團監理官ヲ置キ朝鮮住宅營團ノ業務ヲ監視セシム  
朝鮮住宅營團監理官ハ何時ニテモ朝鮮住宅營團ノ業

務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

朝鮮住宅營團監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ朝鮮住宅營團ニ命ジ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

朝鮮住宅營團監理官ハ朝鮮住宅營團ノ諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十五條 役員ガ法令、定款若ハ朝鮮總督ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ朝鮮總督ハ之ヲ解任スルコトヲ得

### 第七章 罰則

第三十六條 左ノ場合ニ於テハ朝鮮住宅營團ノ理事長、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本令ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第十四條ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ

三 第十六條又ハ第十八條第二項ノ規定ニ違反シ朝鮮住宅債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ

四 第二十八條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ

五 第三十三條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

六 第三十四條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル朝鮮住宅營團監理官ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ命ズル報告ヲ爲サザルトキ

第三十七條 左ノ場合ニ於テハ朝鮮住宅營團ノ理事長、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五條第一項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

ルトキ

二 第二十九條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備ヘ置カザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

第三十八條 第七條ノ規定ニ違反シ住宅營團ナル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

### 附則

第三十九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十條 朝鮮總督ハ設立委員ヲ命ジ朝鮮住宅營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第四十一條 設立委員ハ定款ヲ作成シ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ

第四十二條 定款ニ付朝鮮總督ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資ノ拂込ヲ稟請スベシ

第四十三條 出資ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ朝鮮住宅營團理事長ニ引渡スベシ

第四十四條 朝鮮住宅營團ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第四十五條 朝鮮營業稅令中左ノ通改正ス

第三條第一號中「產業組合」ノ上ニ「朝鮮住宅營團」ヲ加フ

第四十六條 朝鮮登錄稅令中左ノ通改正ス

第七條第七號中「恩給金庫」ノ下ニ「朝鮮住宅營團」ヲ、「恩給金庫法」ノ下ニ「朝鮮住宅營團令」ヲ加フ

同條ニ左ノ二號ヲ加フ

十三 朝鮮住宅營團ノ事務所ノ用ニ供スル不動産ニ關スル登記

十四 朝鮮住宅營團ガ朝鮮住宅營團令第十四條第一號、第三號又ハ第四號ノ業務ノ爲ニスル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

第四十七條 印紙稅令中左ノ通改正ス

第一條第二項但書中「朝鮮金融組合聯合會トス」ヲ

「朝鮮金融組合聯合會、住宅營團トアルハ朝鮮住宅營團、住宅債券トアルハ朝鮮住宅債券トス」ニ改ム

第四十八條 土地收用令中左ノ通改正ス

第二條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

十一 朝鮮住宅營團ノ行フ事業ニシテ其ノ住宅及朝鮮住宅營團令第十四條第三號ノ施設ノ建設ニ關スルモノ

### 優良多子家庭子女に對する育英費の給付

厚生省に於ては昨昭和十五年十一月三日明治節の日を下し全國一萬六百餘の優良多子家庭の表彰を行つたことは既に本誌本欄所報の如くであるが、その後厚生省社會局に於ては右優良多子家庭の子女中特にその必要ある者に對し育英費を給付する計畫を進め、今般その決定を見るに到つた。多子家族保護政策の一部として人口増強政策上もその意義は尠くないと考へられる。

今回學費補給の決定を見たものは三七九家庭、四一人の子女で、その内譯は別表の如く、中等學校在學者三六九人(内、男子二二八人、女子一四一人)、專門學校以上の學校在學者四九人(内、男子四八人、女子一人)で孰れも相當の學業成績を收めつゝある者である。又之を地方別に見ると長野縣の三〇人を筆頭に、

東京、福島(各三人)、宮城、鹿兒島、靜岡等之に並ぎ、大體に於て昨年表彰の優良多子家庭數に比例してゐる。

育英費は中等學校一人平均一〇〇圓、專門學校以上一人平均二五〇圓、總平均一人一一八圓強であつて、近く地方長官より各人に對し夫々支給せられる筈である。

尙、右育英費給付の準備調査の爲今年四月一日厚生次官及び社會局長より各地方長官宛に發せられたる通牒及び優良多子家庭子女育英費補給要綱を掲ぐれば以下の如くである。(様式表省略)

#### 昭和十六年度優良多子家庭の子女の育英に關する件通牒(社會局長)

標記の件に關しては本日別途次官通牒相成候處之が實施に當りては可成廣く適格者を選定致度存候に付ては左記各項御了知の上御取計相成度此段及通牒候也

記

一 本件經費は全國に於ける表彰せられたる優良多子家庭一〇、六二二家庭を通じ總額六萬圓以内にて經理致度方針に付貴縣に於ける表彰數を考慮し適當に選定の上協議せられたきこと

二 補給額豫算との關係上要綱第二に於ける補給學の實支給に當りては中等學校に在學する者に在りては一人年額平均百圓程度、專門學校以上に在學する者に在りては一人年額平均二百五十圓程度に於て考慮せられたきこと

三 特別の事情ある場合を除き一家庭一人を限り又地理的分布にも可成配慮せらるゝこと

四 被補給者の選定に當りては可成實業學校其の他之に準ずる技能關係の學修者を優先的に詮議せられたきこと

五 本豫算額との關係上被協議者の一部に對してのみ補給詮議相成ことあるべきこと

六 本補給の顛末を明にするため相當帳簿を備へられたきこと

#### 昭和十六年度優良多子家庭の子女の育英に關する件依命通牒(厚生次官)

優良多子家庭の子女にして學資不足の爲中等教育以上の教育を受くること困難なる者に對し之が學資を補給し其の修學を容易ならしめ以て優良多子家庭の經濟保護の一方途と爲すと共に國家有爲の人材の養成を圖り多産の奨励に資せんが爲別記要綱に依り學資補給を爲すことと相成候に就ては左記各項御了知の上之が實施に付萬遺憾なきを期せられ度依命此段及通牒候也

記

一 被補給者は貴官に於て之を決定せらるべき儀なるも右決定に當りては別記様式に依り四月末日迄に豫め之を當省に協議すること

二 補給に要する經費は右協議終了後直に貴官に支出委任可致こと

#### 優良多子家庭子女育英費補給要綱

第一 厚生大臣の表彰を受けたる優良多子家庭の子女にして左の各號に該當するときは豫算の範圍内に於て其の修學に必要な學資の全部又は一部の補給を爲すことを得ること

一 表彰を受けたる父母の子女にして其の家庭に於て養育せらるゝ者なること

二 學資不足の爲中等教育以上の教育を受くること

困難なる者なること

三 他の施設に依り學資の補給を受けざる者なること

四 身體強健、性行善良にして其の志操堅實なる者なること

五 學力優秀にして將來成業の見込ある者なること

第二 補給額は中學校、高等女學校、師範學校、實業學校及之等に準ずるものに在學する者に在りては一人年額二百圓以内、高等學校、專門學校、大學及之等に準ずるものに在學する者に在りては一人年額五百圓以内なること

第三 學資の補給を受けんとする者は四月二十日迄に左の書類を具し市(區)町村長を經由し地方長官に之を提出すること

一 學資補給額(別記第一號様式)

二 履歴書(別記第二號様式)

三 已に履修したる最近三年間に於ける學業成績及優良多子家庭子女育英費補給狀況調書

性行に關する證明書(別記第三號様式)

四 身體検査書

五 家族關係(別記第四號様式)

入學前に前項の出願を爲したる者其の入學確定したるときは直に別記第五號様式に依り地方長官に之を届出づること

第四 學資補給の決定を受けたる者は其の通知を受けたる日より二週間以内に別記第六號様式に依る誓約書を地方長官に提出すること

第五 學資の補給を受くる者又は其の父母若は父母に代る者左記各號の一に該當するに至りたるときは其の事由の發生したる日より二週間以内に其の旨地方長官に届出づること

一 學資の補給を受くる者又は其の父母若は之に代る者死亡、轉籍、改姓其の他身分關係に異動ありたるとき

二 學資の補給を受くる者の父母又は之に代る者其の職業及住所を變更したるとき

三 學資の補給を受くる者轉校又は休學し若は停學、退學又は放校處分を受けたるとき

第六 學資の補給を受くる者所定の學校を卒業したるときは當該學校長の卒業成績證明書を具し地方長官に之を届出づること

第七 學資の補給を受くる者已むを得ざる事由に因り轉校、休學又は退學せんとするときは其の事由を詳具し豫め地方長官の承認を受くること

第八 學資の補給を受くる者左記各號の一に該當するときは學資補給の停止、廢止若は補給金の全部又は一部の返納を命ずることあるべきこと

一 學資の補給を受くる者成業の見込なきに至りたるとき

二 學資の補給を受くる者休學し又は轉校理由認められざるるとき

三 學資の補給を受くる者停學、退學若は放校處分を受けたるとき

四 所定の届出を懈怠したるとき

五 虚偽若は不正の届出を爲したるとき

六 所定の届出を懈怠したるとき

七 虚偽若は不正の届出を爲したるとき

優良多子家庭子女育英費補給狀況調書

廳府縣	表 彰 被 育 英 同 家 家庭數 者 數 庭 數	中等學校		專門學校		計	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川
		男	女	男	女										
北海道	九四	三	三	六	四	二	二四八	三五二	三三	二八	一〇	六	二	一	九
青森	一六	六	五	三	二	一	三六八	三八	八	七	九	八	五	一	三
岩手	一三	二〇	九	三	二	一	一八三	八	七	五	六	八	五	一	三
宮城	三〇	一九	九	三	二	一	二七	九	七	五	六	八	五	一	三
秋田	二六	六	六	三	三	一	二七六	三三	七	七	九	八	五	一	三



東北新生園	六〇〇	四八六	三三	一一五	二	一一	一	四	二四	一〇	一〇	四九	五一六
宮古療養所	二〇〇	二二四	六	四三	一	五	一	二六	一	一	一	三一	二二九
國頭愛樂園	二五〇	三〇七	四	三一	一	一四	二	一二	一	一	一	二七	三〇九
計	三、九〇〇	四、四八八	一一八	六四六	二七	一五八	一〇	一〇三	二五	四〇	二	三九	四、五四六
全生病院	一、二〇〇	一、二〇五	二四	九三	一〇	五一	二	一六	一八	四〇	三	三九	一、二〇六
北部保養院	五〇〇	四九八	一〇	三一	一	二二	二	一三	四	四	三	九五	一、二〇六
光明園	一、〇〇〇	八九七	六〇	二〇四	五	二五	一	四五	五	七	三	三二	五〇一
大島療養所	六五〇	六六〇	一一	六七	三	一九	二	一	二	五	一	八四	九四八
九州療養所	一、〇〇〇	一、一五二	一一	一七九	七	六七	一	三九	四	四	三	三八	六六六
計	四、三五〇	四、四二二	一七	五七四	三六	二七四	一三	一三三	一〇	一〇	二〇	一〇〇	一、四四四
慰慶園	一一三	六二	二	二〇	一	三	二	一三	一	一	一	二二	五六
神山復生病院	一三〇	一二九	一	四	一	五	三	一	一	一	一	六	一一八
身延深敬病院	一三〇	一〇一	五	二二	一	三	一	一	一	一	一	一五	一〇三
待勞院	八五	六八	四	一八	一	一	一	一	一	一	一	一一	七二
計	四五八	三六〇	一一	六四	二	一一	二	三三	一	一	一	二五	三五九
總計	八、七〇八	九、三三〇	二五六	一、三八四	四五	三三四	三五	三三九	三六	七六	一〇六	七六三	九、三七〇

(備考)

退園患者數欄中「月」とあるは月計、「累」とあるは累計を示す、累計は本年一月よりとす。

尚從來の公立療養所及沖繩縣下の二療養所はそれ〴〵七月一日を以て國立に移管せられ、名稱の變更をも見たるが本報は六月分なるを以て舊名稱に従ふものとす。

未收容癩患者府縣別(昭和十五年十二月末日現在)

府縣名	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	計
男	一七	一六一	五一	一	八六	三六	五五	二二	三五	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	一三
女	六	五九	一五	一	三三	二七	三一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二二	一一〇	六六	一	一一九	六三	八六	二四	三五	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二二

彙報

五五



宮大熊長佐福高愛香德山廣岡島鳥和奈兵大京滋三愛靜岐長山福石  
歌

崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀	重	知	岡	阜	野	梨	井	川
二〇二	八五	四三〇	一一四	四九	五六	一三七	五二	八六	五〇	九	三九	二六	六五	三三	七六	四二	一六七	二六三	四三	六五	七六	二六〇	八二	一一三	三八	二八	三六	二七
七六	二八	一九九	五八	四一	一八	三八	二九	三五	二七	一	一九	六	三一	九	一五	二五	七五	七四	一四	二一	三〇	九六	三八	三九	一六	一一	一五	一四
二七八	一一三	六二九	一七二	九〇	七四	一七五	八一	一一一	七七	一〇	五八	三三	九六	四一	九一	六七	二四二	三三七	五七	八六	一〇六	三五六	一一〇	一六二	五四	三九	五一	四一

鹿兒島	三六九	一九九	五六八
沖繩	三〇〇	一四一	四四一
合計	四、三六七	一、八五二	六、二一九

收容癩患者療養所別(昭和十五年十二月末日現在)

療養所名	收容患者數		合計
	男	女	
長島愛生園	一	一	二
栗生樂泉園	六六五	三〇六	九七一
星塚敬愛園	五五九	三三九	八八八
東北新生園	三〇八	一四二	四五〇
宮古療養所	一五三	七九	二三二
國頭愛樂園	一八五	一一〇	三〇五
全生病院	八二八	四一〇	一二三八
北部保養院	三二八	一八九	五一七
光明園	六二九	一九九	八二八
大島療養所	四五七	一九九	六五六
九州療養所	七五一	三四四	一、〇九五
慰廢園	四四	一四	五八
聖バルナバ醫院	五〇	二四	七四
神山復生病院	四四	二一	六五
熊本回春病院	四三	一六	五九
身延深敬病院	四四	一一	五五
深敬病院九州分院	二五	一五	四〇
待勞院	一	一	二
合計	九、一一二	六、二一九	一五、三三一

收容患者計 六、二一九  
未收容患者計 九、一一二  
癩患者總計 一五、三三一

# 保険院に於ける健康保険制度擴充の計畫

## 計畫

保険院に於ては時世の要請に則して健康保険制度の擴充につき鋭意計畫中であるが、現在一試案として研究されつゝあるものの要綱を示せば次に掲ぐるが如くで、被保険者の家族に對する給付の擴充、或は結婚手當金の支給の案等人口政策上も注目せらるゝ點が多い。

### 健康保険制度擴充案要綱

(昭和十六年五月三十一日  
社會保險局試案)

#### 一、通則

健康保険法と職員健康保険法との統一を爲すこと

#### 二、保險事故

家族の傷病及分娩をも保險事故とすること

#### 三、被保險者

(一) 職員健康保險適用事業範圍を擴張して凡て事務所、商店等にして一定の規模(常時十人以上の職員を使用するもの)以上のものに適用すること、此の場合列舉主義を廢すること

(二) 職員健康保險適用職員報酬限界年千二百圓を千八百圓に引上げ其れ以上の者は任意包括被保險者たり得ることとする、健康保險適用職員に付ても同様とすること

(三) 常時十人未満の労働者を使用する健康保險適用事業の事業主を強制被保險者とすること。但し傷病手當金は支給せざること

(四) 主務大臣の指定する營業者團體に屬する營業

業報

#### 主及被儲者を強制被保險者とする事

#### 四、保險給付

(一) 健康保險の療養の給付に一部負擔を認むること、此の場合一部負擔は定額とすること(大體二割以内の見込なること)

(二) 療養の給付支給期間を改め左の通とすること

(イ) 被保險者資格繼續中の傷病に付ては支給期間の制限を爲さざること

(ロ) 被保險者資格喪失の際に於ける傷病に付ては左の區分に依ること

1 業務上の傷病に付ては支給期間の制限を爲さざ長期に涉るときは打切療養費を認むること

2 結核性疾病に付ては轉歸に至る迄療養の給付を爲すこと但し繼續一年以上被保險者たりし者に限ること

3 其の他傷病に付ては資格喪失後六月とすること

(三) 繼續一年以上被保險者たりし者が資格喪失後六月以内に結核性疾病に罹りたるときは轉歸に至る迄療養の給付を爲すこと

(四) 傷病手當金の支給期間は資格繼續中及資格喪失後六月とすること但し業務上の傷病に付ては療養の給付支給期間中とすること

(五) 業務外の傷病に對する傷病手當金支給の待期は五日とすること

(六) 傷病手當金及出産手當金支給の標準は左の區別に依ること

(イ) 家族五人以上

百分の七十

(ロ) 家族一人以上四人迄

百分の六十

(ハ) 家族なきもの

百分の五十

(病院に收容されたる場合百分の二十)  
業務上の傷病に因る場合の傷病手當金に付ては百分の十を附加すること

(七) 繼續一年以上被保險者たりし者が資格喪失後一年半以内に分娩したるときは分娩費を支給すること

(八) 分娩費を三十圓に増額すること

#### 五、家族給付

(一) 家族の療養の給付を擴充して被保險者と同様にすること

(二) 家族の療養の給付の一部負擔は大體被保險者の倍額を標準とすること(手術五十錢、入院一圓、看護五十錢の一部負擔をも認むること)

(三) 家族の分娩したるときは分娩費として二十圓を支給すること

(四) 家族の療養の給付支給の條件は被保險者が繼續六月程度以上被保險者たることを要することとする

(五) 被保險者及家族に哺育手當を支給すること

#### 六、福祉施設

(一) 被保險者結婚したるときは結婚手當金を支給すること

(二) 繼續一年以上被保險者たりし女子資格喪失後三月以内に結婚したるときは結婚手當金を支給すること

(三) 結婚手當金は五十圓とすること





麥作付面積及豫想收穫高

昭和十六年麥作付面積及豫想收穫高(北海道を除く)左の如し(農林省)  
 本年の麥作付面積及其前年との比較は

種	作付面積		前年作付面積		前年作付面積に比し増減(△は減)	同上割合
	町段	石	町段	石		
大麥	三五四、三二七	三五四、三二七	三三七、四〇二	三三七、四〇二	一六、八二九・五	〇・〇五〇
稗麥	四五七、七四五・五	四五七、七四五・五	三九三、二七・四	三九三、二七・四	六四、五二八・一	〇・二六四
小麥	七九一、三四六・六	七九一、三四六・六	八〇六、七五六・三	八〇六、七五六・三	一五、四〇九・七	〇・〇一九
計	一、六〇三、三三八	一、六〇三、三三八	一、五三七、三五・九	一、五三七、三五・九	六五、九四七・九	〇・〇四三

而して六月一日現在の麥豫想收穫高及其前年實收高との比較は

種	豫想收穫高		前年實收高		前年實收高に比し増減(△は減)	同上割合
	町段	石	町段	石		
大麥	七、一五六、七六〇	七、一五六、七六〇	七、四九〇、四六四	七、四九〇、四六四	三三三、七〇四	〇・〇四五
稗麥	六、八七六、八〇〇	六、八七六、八〇〇	六、一五三、八八五	六、一五三、八八五	七三、九一五	〇・二一七

(備考) 麥豫想收穫高の調査時期は北海道は七月一日現在、青森外三府四十二縣は六月一日現在の二回とす

又前五箇年平均實收高との比較は

種	前五箇年平均實收高	同上割合
大麥	六、九三四、二七八	〇・〇三二
稗麥	五、八五五、三九九	〇・二七四
小麥	一〇、三〇九、九四二	〇・一〇七

第四回人口問題全國協議會報告書  
 「人口・民族・國土」及「國民資質・國民生活」の刊行

昨昭和十五年十一月十四、五兩日に互り財團法人人口問題研究會主催の下に開催された紀元二千六百年記念第四回人口問題全國協議會については既に本誌本欄所報の如くであるが、五部會に互り約百五十に及ぶ研究報告はこの程人口問題研究會より「人口・民族・國土」及び「國民資質・國民生活」と題する上下二卷の報告書として刊行を見るに到つた。所載研究報告題名については概ね本誌本欄既報の如くである。

一九三九年五月十七日施行の獨逸國勢調査結果の細目集計中その後の獨逸統計局機關誌 Wirtschaf u. Statistik 誌上に發表されたものよりその主要内容を再録すれば以下の如くである。

有業人口集計

本調査に於ける有業人口集計はなほ今後多少の補正を必要とする速報的數字ではあるが、變更は恐らく極めて僅少で其の實際的の效用については殆んど問題とするに足らぬ程度と考へられる。

その總集計は次の如くで、有業者總數約三千九百八十萬(兵役及び奉仕勞働中の男女を除く)、現住全人口(同上)の優に半數(五〇・一%)を占めてゐる。

現住人口總數	七,九三三,三三三	100
内、男	三,八七六,七	100

有業人口總數	四,〇六三,六	100
内、男	三,九七九,四七	五〇・一
内、女	二四,八七二	六四・一

獨立無業者(1)	七,四六三	九四
内、男	三,五二〇	九二
内、女	三,九四三	九七

本業なき從屬者  
 内、男 九,〇二一 二三・五  
 内、女 二,七五二 五三・五

尙、右獨立無業者並に本業なき從屬者中の約百萬人は副業を有つてゐるので、本副業合計の有業者總數は四千百萬人近くになることになる。

一九三九年獨逸國勢調査の細目集計の發表(三)

有業人口の年齢階級別集計

まづ各年齢階級別の有業者割合(百分比)を男子、女子、有配偶女子、獨身及び死離別女子の各種別について示せば次の如くである。

年齢階級別有業率

年齢階級	男子	女子	有配偶女子	獨身及死離別女子
一四未満	二・一%	一・〇%	—	一・〇%
一四—一六	七・九	六・三	—	六・三
一六—一八	八・三	八・七	—	八・三
一八—二〇	七・五	八・四	—	八・七
二〇—二五	五・八	六・七	—	八・三
二五—三〇	九・六	五・〇	—	八・九
三〇—四〇	九・一	四・五	—	八・〇
四〇—四五	九・五	四・五	—	七・三
四五—五〇	九・一	四・五	—	六・八
五〇—六〇	八・九	三・一	—	六・〇
六〇—六五	六・八	二・七	—	二・八
六五以上	三・八	一・七	—	二・七
總平均	六・二	三・七	—	三・九

男女有業者の大部分は生業者年齢と稱せらるゝ十四乃至六十五歳の者を以て占めてゐる。十四歳未満の有業者は僅かに總數十八萬、有業者總數の〇・五%で、主として國民學校を卒業して猶ほ十四歳に達せざる少年少女であり、大部分は父母の事業、特に農業に参加してゐるものである。

右十四歳未満の就業兒全部を特に十三—十四歳の兒童數にふりあててみてもその就業率は男兒に於いて一四・五%、女兒に於いて一三・五%の數字を示すに過ぎない。十四歳以降に有業率は著増するが十八歳以降二十五歳迄の男子有業率が再び低率となるのは奉仕労働、兵役義務、及び就學の爲めであることはいふ迄もなく、また女子有業率が二十歳以降に於て著減するのが結婚の爲であることも亦明白である。有配偶女子の有業者は前表にも見る如く有配偶女子總數の約三分の一を占むるに過ぎない。獨身及死離別女子の有業率が高年齢で低下するのは寡婦年金等による生活者の増加に負ふ所も多い。六十五歳以上の有業者は十四歳未満に較べると遙かに多く、總數約男子八十五萬七千、女子五十萬、有業者總數に對する比率は男子に於て三・四%、女子に於て三・三%となつてゐること次の全有業人口の年齢階級別分布の示すが如くである。

有業人口の年齢階級別分布

年齢階級	男子	女子	有配偶女子	獨身及死離別女子
一四未満	〇・四%	〇・六%	—	〇・九%
一四—一六	三・八	五・五	—	九・四
一六—一八	四・八	七・五	—	三・八
一八—二〇	四・五	七・九	—	三・三
二〇—二五	五・〇	九・九	—	一・四
二五—三〇	三・八	二・七	—	二・三
三〇—四〇	二・七	三・一	—	一・四
四〇—四五	二・〇	九・四	—	五・九
四五—五〇	八・三	七・九	—	五・一

五〇—六〇	三・九	二・五	—	七・八
六〇—六五	四・八	三・七	—	三・六
六五以上	三・四	三・三	—	三・〇
總計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	—	一〇〇・〇

尙、獨立無業者は勿論主として高年齢者で、男子の八三・四%、女子の八一・五%は五十歳以上の者で占めてゐる。内、特に六十五歳以上の者は男子に於て五六・七%、女子に於て四八・三%となつてゐる。

又、本業なき從屬者の大部分は子供と本業を有たざる妻とで、約三千八十萬の本業なき從屬者中男子の九三・三%、女子の三七・九%、計約千六百七十萬は十四歳未満の者で占めてゐること次表の示すが如くである。

	男子	女子
一四歳未満	九三・三%	三七・九%
一四—六五歳	六・四	五七・五
六五歳以上	〇・三	四・六
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇

有業人口増加の歴史的概観

一八八二年以降の獨逸總人口(各年度領域内)及び有業者數を示すと次表の如くである。

年	總人口	内業人口	人口増加率(百分比)	有業者増加率(百分比)
一八八二年	四,三三三,〇〇〇	一,八九七,〇〇〇	—	—
一八九五年	五,七〇〇,〇〇〇	三,三二〇,〇〇〇	一四五	一六六
一九〇七年	六,七三〇,〇〇〇	三,六〇二,〇〇〇	一九三	二七一
一九二五年	八,四二二,〇〇〇	三,〇〇九,〇〇〇	一・一	一三九
一九三三年	八,三三八,〇〇〇	三,三三六,〇〇〇	四・五	〇・九
一九三九年	七,三三五,〇〇〇	三,九七五,〇〇〇	二・七	二・三

有業者数の不斷の増加は前大戰後の領土及び人口の損失によつても中斷されてゐない。がその増勢にも種の盛衰があり、一九〇七—二五年間に有業者数が总人口に比して著増してゐるのは出産減退と大戰時の生産停止に依る年齢構成の變化に歸すべきもので、一四—六五歳人口の總人口に對する割合が一九〇七年の六二・五%から二五年の七〇・五%へと上昇した結果に基く。一九二五—三三年間には有業者数の増加は總人口のそれに較べて極めて低く、有業者比率は五一・三%から四九・五%に低下してゐる。獨逸經濟の長期に互る沈滞と大量失業群とが青年に職業生活に入ることを妨げたのである。尙、前表に見る三三年の有業者數三千二百三十萬中五百九十萬は失業者であつたから、實際の活動せる有業者數は二千六百四十萬、總人口の四〇・五%に過ぎないわけで、而かもその中の相當部分の者は極めて不完全なる就業者であつたわけである。以後一九三九年までに舊領域に於ける失業者は完全に勞働過程へ吸収せられその上更に舊領域だけで二百萬近くの新有業者を成立せしめた。全國有業者總數は四千萬に近く、一九二五年に較べて約四分の一を増加、一八八二年に對しては優に倍加せることになる。

る。

一九二五年以降の有業人口の變遷

男子

いま一九三九年の男子有業人口の年齢別集計を就業状態が比較的好條件下にあつた一九二五年當時と舊領域内について比較して見ると次の如くで、

一九二五—三三年間男子有業人口増減

(ザール地方を除く舊領域内)

年齢階級	一九二五年	一九三九年	増減	増減率
一四歳未満	(-) 三五三	(-) 二六六		
一四—一六	(-) 二七四	(-) 二二三		
一六—一八	(-) 一四四	(-) 三二		
一八—二〇	(-) 三九八	(-) 八三		
二〇—二五	(-) 一、八五二	(-) 一、七〇七		
二五—三〇	(+) 五九四	(+) 二四八		
三〇—四〇	(+) 一、九八三	(+) 五二		
四〇—五〇	(+) 二九八	(+) 八三		
五〇—六〇	(+) 三〇八	(+) 二二		
六〇—六五	(+) 三三八	(+) 二九		
六五歳以上	(-) 三三〇	(-) 二九		
總計	(+) 一、四二六	(+) 五二		

總數二百四十萬減 (-) 七・二%

總數三百四十萬増 (+) 三・六%

(備考) 一九三九年は兵役及び勞働奉仕中の男子を除く定住人口による。

二十五歳未満男子有業者の著減の理由の過半は前世紀大戰時の生産停止を主因とする一四乃至二五歳人口總數の後退に歸すべきもので、一四—二〇歳年齢層男子人口の一九三九年に於ける有業率は次表に見る如く寧ろ二五年當時よりも高いのである。この外一般兵役義務の再現と勞働奉仕義務の制定の影響するところも

亦固より尠くない。二〇—二五歳年齢層男子の有業率が低下してゐるのもこの理由で大學又は高等専門學校の學生生徒の職業生活に入る時期が遅れる爲と見てよい。二五—六五歳の男子有業者數は増加してはゐるが、高年齢に於いては、有業率は著しく低下してゐる。その主因は嘗ては經濟恐慌の結果として老年者が長くその職を離れなかつたからであると考へられる。

六五歳以上男子の有業者は同年齢層男子人口總數(一九二五年の百六十萬より二百五十萬へ)の著増にも拘らず減少してをり、従つて有業率の低下は特に著しい。

男子有業率の變遷 (ザール地方を除く舊領域内)

年齢階級	一九三九年	一九三三年	一九二五年
以上 未満	一五・九%	一〇・五%	一九・五%
一三—一四	七四・七%	六二・八%	七二・四%
一四—一六	八九・三%	八四・六%	八八・九%
一六—一八	九四・四%	九二・四%	九三・六%
一八—二〇	九三・四%	九四・五%	九五・〇%
二〇—二五	九七・七%	九七・五%	九七・二%
二五—三〇	九八・二%	九七・一%	九七・五%
三〇—四〇	九六・一%	九四・九%	九六・九%
四〇—五〇	八九・九%	八六・九%	九二・五%
五〇—六〇	七一・八%	六八・五%	七九・七%
六〇—六五	二九・七%	三〇・一%	四七・四%
六五歳以上	六六・五%	六五・七%	六八・〇%
總計			

(備考) 十三歳未満の有業者は極めて少數なれば十四歳未満の有業者數を以て十三歳以上十四歳未満の有業者數となす。

要之、三九年國勢調査結果の示すところは三三年當時の異常な有業人口構成を再び常態化したことで、又その年齢別有業率は二五年當時に對比して特徴的な相

異を示してゐることである。とはいへ右有業率の推移が有業人口の總數及び年齢別分布に與へる影響は獨逸國民自身の年齢構成の推移に較べては問題とするに足りないことを示してゐる。

女子

女子有業者數も一九二五年以降百二十二萬一千、一〇・六%の増加(比較範圍は前と同じ)を見たが、右増加の年齢階級別分布は男子の場合と根本的に違つてをり、一四―二〇歳級に於いて有業率の著増を見せ、同年齡級の總人口の減少にも拘らず有業者數は却つて増へてゐる。二〇―二五歳級に於いて著減を見せてゐるのは配偶關係が大きな影響を有つてゐるからで嘗て一九二五年當時には能有業年齢女子中の無配偶者の占める割合が三九年に比し極めて大きかつたといふこともあり、又三三年以降の婚姻の著増は剩さへ過小な適齡女子人口を結婚に驅り立て、了つたといふ事情もある。その詳細は次表の示すが如くである。

一九二五―三九年间女子有業人口増減

(ザール地方を除く舊領域内)

女子總數

年齢階級	年	千	+	%
一四歳未満	(-)	一六・九	(-)	一八・一
一四―一六	(+)	五四・六	(+)	八・二
一六―一八	(+)	二八・四	(+)	一三・〇
一八―二〇	(+)	四九・三	(+)	五・〇
二〇―二五	(-)	八〇・七	(-)	三八・六
二五―三〇	(+)	一一九・四	(+)	八・七
三〇―四〇	(+)	七二〇・六	(+)	三七・四
四〇―五〇	(+)	六二七・四	(+)	四〇・七

彙報

年齢階級	年	千	+	%
一四歳未満	(-)	一六・九	(-)	一八・一
一四―一六	(+)	五四・六	(+)	八・二
一六―一八	(+)	二八・一	(+)	一三・〇
一八―二〇	(+)	三八・五	(+)	三・九
二〇―二五	(-)	八一三・四	(-)	四三・一
二五―三〇	(-)	七五・〇	(-)	八・三
三〇―四〇	(+)	一二四・六	(+)	一三・八
四〇―五〇	(+)	二二二・九	(+)	三八・二
五〇―六〇	(+)	九一・八	(+)	一九・九

有配偶女子

年齢階級	年	千	+	%
一四歳未満	(-)	一六・九	(-)	一八・一
一四―一六	(+)	五四・六	(+)	八・二
一六―一八	(+)	二八・一	(+)	一三・〇
一八―二〇	(+)	三八・五	(+)	三・九
二〇―二五	(-)	八一三・四	(-)	四三・一
二五―三〇	(-)	七五・〇	(-)	八・三
三〇―四〇	(+)	一二四・六	(+)	一三・八
四〇―五〇	(+)	二二二・九	(+)	三八・二
五〇―六〇	(+)	九一・八	(+)	一九・九

獨身及び死離別女子

年齢階級	年	千	+	%
一四歳未満	(-)	一六・九	(-)	一八・一
一四―一六	(+)	五四・六	(+)	八・二
一六―一八	(+)	二八・一	(+)	一三・〇
一八―二〇	(+)	三八・五	(+)	三・九
二〇―二五	(-)	八一三・四	(-)	四三・一
二五―三〇	(-)	七五・〇	(-)	八・三
三〇―四〇	(+)	一二四・六	(+)	一三・八
四〇―五〇	(+)	二二二・九	(+)	三八・二
五〇―六〇	(+)	九一・八	(+)	一九・九

年齢階級	年	千	+	%
一四歳未満	(-)	一六・九	(-)	一八・一
一四―一六	(+)	五四・六	(+)	八・二
一六―一八	(+)	二八・一	(+)	一三・〇
一八―二〇	(+)	三八・五	(+)	三・九
二〇―二五	(-)	八一三・四	(-)	四三・一
二五―三〇	(-)	七五・〇	(-)	八・三
三〇―四〇	(+)	一二四・六	(+)	一三・八
四〇―五〇	(+)	二二二・九	(+)	三八・二
五〇―六〇	(+)	九一・八	(+)	一九・九

女子總數

年齢階級	一九三九年	一九三三年	一九二五年
以上 未満	一四・三	八・七	一四・九
一四―一六	六六・〇	四六・三	五二・〇
一六―一八	八四・四	七〇・八	七二・一
一八―二〇	八六・一	七八・六	七七・四
二〇―二五	六七・八	六九・七	六七・八
二五―三〇	四八・九	五一・四	四八・一
三〇―四〇	四四・三	四一・一	三九・五
四〇―五〇	四三・五	三八・九	三八・一
五〇―六〇	三七・一	三五・一	三七・三
六〇―六五	二八・一	二七・六	三一・八
六五歳以上	一四・一	一三・三	一七・六
總平均	三六・三	三四・二	三五・六

有配偶女子

年齢階級	一九三九年	一九三三年	一九二五年
以上 未満	一四・三	八・七	一四・九
一四―一六	六六・〇	四六・三	五二・〇
一六―一八	八四・四	七〇・八	七二・一
一八―二〇	八六・一	七八・六	七七・四
二〇―二五	六七・八	六九・七	六七・八
二五―三〇	四八・九	五一・四	四八・一
三〇―四〇	四四・三	四一・一	三九・五
四〇―五〇	四三・五	三八・九	三八・一
五〇―六〇	三七・一	三五・一	三七・三
六〇―六五	二八・一	二七・六	三一・八
六五歳以上	一四・一	一三・三	一七・六
總平均	三六・三	三四・二	三五・六



六〇一六五	二八・四	二六・九	三八・五
六五歳以上	一九・七	一七・七	二〇・七
總計	三二・七	二九・二	二八・七

總計

獨身及び死離別女子

年齡階級	一九三九年	一九三三年	一九二五年
以上	一四・三	八・七	一四・九
一四一六	六六・〇	四六・三	五二・〇
一六一一八	八四・七	七〇・九	七二・二
一八一二〇	八九・二	八〇・二	七八・七
二〇一二五	八九・〇	八三・三	八〇・九
二五一三〇	八七・二	八三・八	八一・七
三〇一四〇	八一・〇	七七・七	七四・九
四〇一五〇	六八・四	六一・一	六三・二
五〇一六〇	四四・九	四四・二	五〇・七
六〇一六五	二七・六	二八・五	三六・〇
六五歳以上	一一・〇	一一・〇	一六・二
總平均	三九・二	三八・〇	四〇・二

(備考) 十三歳未満の有業者は極めて少數なれば十四歳未満の有業者總數を以て十三歳以上十四歳未満の有業者數となす(各通)。

又、一九三九年は奉仕労働中の女子を除く常住人口なり(各通)。(以上一九四一年第三號)

宗派別集計

三九年國勢調査結果の宗派別集計は次の如く、新教信者は五三・七%を占めて依然として壓倒的であるが、三三年以降の新歸屬領の影響を受けてその比率は遙かに低下してゐる。尙、本集計に於ては從來教會又は宗教的團體に所屬せざるものとして一括してゐたものを更に神を信するもの及び信仰なきものの二つに細

分してゐる。

宗派別集計(一九三九年)

教會又は宗教團體に所屬する者

七五、三九三、七九九

九五・〇%

(男) 三六、二九二、一二八(四八・二%)

(女) 三九、一〇一、六七一(五一・九%)

内、

新教々會所屬者

四二、六三六、二一八

五三・七%

(男) 二〇、四一三、四〇九(四七・九%)

(女) 二二、二二二、八〇九(五三・一%)

羅馬カトリック教會所屬者

三一、九四三、九三二

四〇・三%

(男) 一五、五〇八、一九四(四八・五%)

(女) 一六、四三五、七三八(五一・五%)

其他の基督教徒

四一九、六一二

〇・五%

(男) 一九一、九二九(四七・七%)

(女) 二二七、六八三(五三・三%)

ユダヤ教會所屬者

三〇七、六一四

〇・四%

(男) 一二九、八八八(四二・二%)

(女) 一七七、七二六(五七・八%)

其他の非基督教徒

八六、四二三

〇・一%

(男) 四八、七〇八(五六・四%)

(女) 三八、七一一(四三・六%)

(女) 三二、七一一(四三・六%)

二、七四五、八九三

三・五%

神を信する者

(男) 一、六八九、九五八(六一・五%)

(女) 一、〇五五、九三五(三八・五%)

信仰なき者

一、二〇八、〇〇五

一・五%

(男) 七六一、七九三(六三・二%)

(女) 四四六、二一一(三六・九%)

報告なき者

二七、五八四

〇・〇%

(男) 一七、七六六(六四・四%)

(女) 九八一八(三五・六%)

總計

七九、三七五、二八一

一〇〇・〇%

(男) 三八、七六一、六四五(四八・八%)

(女) 四〇、六一三、六三六(五一・二%)

(備考) 一九三九年中期の領域内現住人口、但しメーメル地方を除く。

尙、メーメル地方、舊波蘭領の新東部地域、オイペン・モレスネ及びマルメヂ竝にボヘミア及びモラヴィアの兩保護領を含む現在の獨逸全國に於ては新舊兩教派の割合はいよ／＼後者に有利で、約九千七百四十萬の人口中新教は約四五・三%、舊教は四七・八%で、舊教徒の方が多いことになる。(但し兩保護領を除くと前者は約四八・七%、後者は四五・六%となる。)

右三九年國勢調査の結果を前三三年國勢調査當時と

比較すれば次の如くである。

宗教	一九三九年	一九三三年	總數の増減率
新教教會所屬者及 其他の基督教徒	四二%	四四%	(+) 三%
羅馬カトリック	四三%	四七%	(+) 二%
ユダヤ教	四%	四%	(-) 五%
會所屬者	一%	一%	(-) 一%
非基督教宗 教團體所屬者	一%	一%	(-) 一%
神を信する者	一%	一%	(+) 四%
信仰なき者	一%	一%	(-) 一%
報告なき者	一%	一%	(-) 一%

(備考) 一九三三年度はザール地方を除く。舊領域内は六月一六日、ザール地方は三五年六月二五日、オストマルクは三四年三月二日、ズデーテン獨逸地方は三四年二月一日の調査結果に依る。

(以上 一九四一年第九號)

### ボヘミア及モラヴィア兩獨逸保護領の 一九四〇年人口動態

出生	死亡(除く)	自然増加	婚姻	出生	死亡(除く)	自然増加
一九三〇年	三三、三〇七	四一、八三五	九、五	一九三〇年	九、五	一九三〇年
一九三一年	三三、三三五	三九、三九六	九、二	一九三一年	九、二	一九三一年
一九三二年	三三、三五五	三九、三六四	九、〇	一九三二年	九、〇	一九三二年
一九三三年	三三、三五六	三九、三六一	八、八	一九三三年	八、八	一九三三年
一九三四年	三三、三六一	三九、三〇八	八、六	一九三四年	八、六	一九三四年
一九三五年	三三、三六一	三九、二八四	八、〇	一九三五年	八、〇	一九三五年
一九三六年	三三、三六一	三九、二七四	八、三	一九三六年	八、三	一九三六年
一九三七年	三三、三六一	三九、二七四	八、六	一九三七年	八、六	一九三七年
一九三八年	三三、三六一	三九、二七四	七、九	一九三八年	七、九	一九三八年
一九三九年	三三、三六一	三九、二七四	二、〇	一九三九年	二、〇	一九三九年
一九四〇年	三三、三六一	三九、二七四	二、三	一九四〇年	二、三	一九四〇年

(Wirtschaft u. Statistik 1941 Nr. 8)

### 外國に於ける癩の流行史 (埋め巻)

外國に於ける癩流行の歴史は實に古いものであつて、恐らく有史以來のことであらうと謂はれてゐる。地域的にはエジプト、印度、支那をその三大根源地と見做してゐる。就中印度、支那の癩は今尚猖獗を極めており、又フィリッピン、布哇、ジャバ等南太平洋の諸島に多數存在し、更に又南米ブラジル方面にも相當に存在する。エジプトの癩は一部アフリカに流行し、今も相當に濃厚な分布をみておるが他は西暦紀元前六〇〇年頃ペルシヤに流行し、次でギリシヤローマに這入つて來

たと稱されており、其頃は未だ地中海沿岸のみであつたが、十字軍の遠征等によつて中部歐洲へも蔓延したものと考へられており、五世紀頃に歐洲でも相當な流行があり、十五世紀十六世紀頃までもかなり多數の患者發生を見たものである。是等流行の状態を窺ふ事の出来る資料は當時の繪畫であつて、ウキーンンの美術館に陳列されたペーテル・ブルユーゲルの繪やハンス・ポールバインの繪がそれである。前者は市井雑踏の圖でこの中に確に癩と思はれる患者が徘徊してゐるし、後者はエリザベス女の圖で聖女が癩患者を勞つてゐる様子を見はしたものである。

七世紀頃から漸次減少し、十九世紀には益々減少して今は殆んど無癩の域に達してゐるのである。英・米・獨・佛等には癩患者は殆んどなく、若干あるも異民族で他國から輸入されたものであり、諸威の如きも十九世紀頃には二、六〇〇人の癩があつたものが、二十世紀の初めには、二、四三人になり、一九二五年には僅かに一〇餘名となり、已に無癩の域に達してつたのである。かく歐米諸國では既に豫防事業に成功して居るといふことは、我國民として大いに銘記せねばならぬ事である。

(財団法人癩豫防協會編 我國の癩豫防事業に就てより)